

令和4年度 第2回 村上市子ども・子育て会議 次第

日時：令和4年10月7日（金）

午後2時から

会場：村上市役所 第5会議議室（5階）

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

（1）村上市子どもの未来応援プラン（素案）について……………資料No.1

（2）第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績について……………資料No.2

（3）第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 中間見直しについて……………資料No.3

4 その他

5 次回の会議日程

令和4年11月4日（金）

6 閉 会 副委員長

村上市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和3年8月28日～令和5年8月27日

(敬称略)

番号	氏名	号数	備考
1	鈴木 みず穂	1号委員 子どもの保護者	村上市岩船郡PTA協議会 理事
2	飯島 渚		山居町保育園 父母の会 会長
3	渡部 悠里		村上いずみ園父母の会 会長
4	平野 路子	2号委員 関係団体の推薦を受けた者	村上市社会教育委員 (兼村上市公民館運営審議会委員)
5	伊藤 健一		村上市民生委員児童委員協議会連合会 理事
6	長 千恵子		村上市主任児童委員
7	加藤 英人	3号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	NPO法人 おたすけさんぼく 理事長
8	富樫 恵子		医療法人 佐藤医院 あんず保育園 事務次長
9	小池 展子		NPO法人 村上ohanaネット 副理事長
10	工藤 いく子		フードバンクさんぼく 代表
11	齋藤 武		一般社団法人 Natural 児童発達支援所 はる 代表理事
12	本間 まゆみ	NPO法人 ここスタ 理事	
13	仙田 健	4号委員 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	村上市岩船郡中学校長会 会長 村上市立村上第一中学校長
14	松田 洋平		村上市岩船郡小学校長会 会長 村上市立村上小学校長
15	仲 真人		新潟青陵大学短期大学部 幼児教育学科 教授

アドバイザー	小池 由佳	新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科 教授
	藤瀬 竜子	新潟青陵大学 福祉心理学部 社会福祉学科 教授

事務局	押切 和美	保健医療課長
	木村 静子	福祉課長
	渡辺 律子	学校教育課長
	平山 祐子	生涯学習課長
	中村 豊昭	こども課長
	山田 昌実	こども課課長補佐 (子育て支援室長)
	高橋 朗	こども課課長補佐 (子育て政策室長)

資料No.1

村上市子どもの未来応援プラン

(令和5年度～令和9年度)

(素案)

令和 年 月

村上市

村上市子どもの未来応援プランの策定にあたって

令和5年3月

村上市長 高橋 邦芳

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の背景	3
2 子どもの貧困とは	4
3 国・新潟県の取組	6
4 計画の概要	11
第2章 村上市の子どもと家庭の状況	13
1 統計に見る状況	15
2 調査の結果概要	21
3 調査等に見る課題	54
第3章 計画の基本的な考え方	61
1 基本理念	63
2 基本目標	64
3 施策の体系	65
4 本計画とSDGs	67
第4章 施策の展開	69
1 支援につなげる	71
2 教育の支援	77
3 生活の支援	81
4 就労の支援	86
5 経済的支援	89
6 社会全体での支援	92
第5章 計画の推進	97
1 計画の推進体制	99
2 計画の進行管理	99
3 子供の貧困に関する指標	100
資料編	109
1 計画策定の経緯	111
2 村上市子ども・子育て会議委員	112

第1章

計画の策定にあたって

- 1 策定の背景
- 2 子どもの貧困とは
- 3 国・新潟県の取組
- 4 計画の概要

わが国では今、生まれ育った環境によらず全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す取組が進められています。いわゆる「子どもの貧困対策」です。しかし、身近な社会問題でありながら、なかなか実感がわかないかもしれません。

第1章では、計画の策定にあたり、その社会的背景や、これまでの国・社会の動向、計画の位置づけなど基本的な事項を整理します。

1 策定の背景

(1) 社会背景

厚生労働省が行う「国民生活基礎調査」では、3年に1度の大規模調査時に相対的貧困率（以下「貧困率」といいます。）が公表されます。平成26年の発表では、平成24年における日本の子どもの相対的貧困率が16.3%で、OECD（経済協力開発機構）加盟国34か国の中で25位（平成22年時点）と、先進国の中でも厳しい状況にあることがわかり、「子どもの貧困」が社会的課題として注目されるようになりました。

このような状況から、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」といいます。）が施行されました。これを受けて同年8月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針や重点施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」といいます。）が閣議決定されています。

令和元年には子どもの貧困対策法の改正が行われ、子どもの貧困対策に関する計画の策定が都道府県では義務化、市町村では努力義務とされています。

平成27年に、国が「子供の未来応援国民運動」をスタートさせたことや、多くの自治体が関連する計画の策定を進めたことなどから、近年は、全国的にも「子どもの貧困」に関する社会の認知が進んでいます。

(2) 計画の趣旨

本市では、「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」を根拠法令とし、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくための「村上市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

「村上市子どもの未来応援プラン」（以下、「本計画」といいます。）は、子どもの貧困対策法第9条第3項に定める市町村計画として、「村上市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえつつ、村上市の全ての子ども¹が、家庭の環境や経済的な状況にかかわらず健やかに成長し、夢や希望を持って将来を歩んでいけるよう、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どものことを第一に考えた支援を総合的に推進していくことを目指すものです。

1 本計画における「子ども」は、特に注釈のない限り児童福祉法に基づき18歳未満の子どもを指すこととします。

2 子どもの貧困とは

(1) 絶対的貧困と相対的貧困

「絶対的貧困」とは、生活する上で必要最低限の生活水準が満たされていない状態を示します。世界銀行が平成 27 年 10 月に定義した国際的な貧困線の水準は、1 日の生活コストが 1.9 米ドル未満で、当時の為替レートで日本円に換算すると約 229 円となります。こうした「絶対的貧困」は途上国に集中しています。

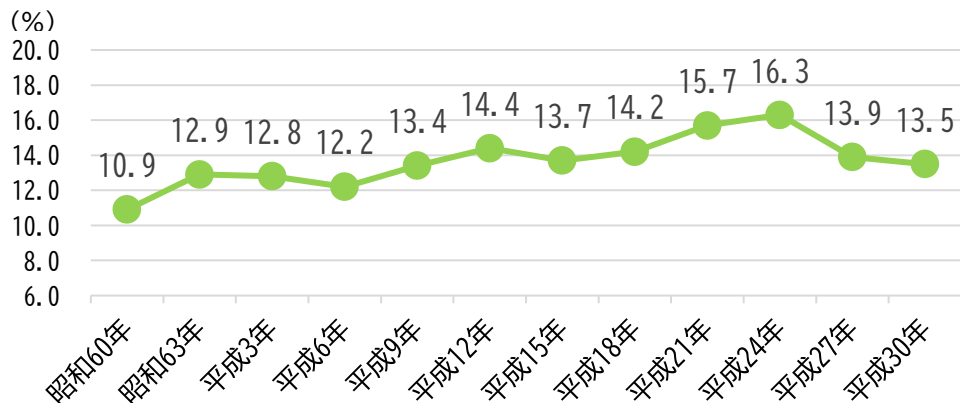
一方、日本をはじめとする先進国においては、「相対的貧困」という視点で貧困問題を捉える必要があります。「相対的貧困」とは、その国の平均的な文化水準や生活水準との比較によって導き出されるものです。人々が生活するためには、その社会の「通常」の生活レベルから、かけ離れて低いことのない生活レベルが必要だという考え方に基づいており、厚生労働省が公表する貧困率も、国民生活基礎調査における等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯の人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を貧困線とし、その貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を「相対的貧困率」として算出しています。

この考え方では、どの国の社会にも、どの地域にも、貧困の家庭や、そこに属する子どもの貧困が存在することになります。しかし、「相対的貧困」は「絶対的貧困」に比べて表面化しにくい傾向にあります。

(2) 日本の子どもの貧困率の推移

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、昭和60年に10.9%だった子どもの相対的貧困率（以下「貧困率」といいます。）は上昇を続け、平成24年には16.3%に達しました。平成27年には13.9%、平成30年²には13.5%と改善されましたが、いまだに7人に1人の子どもが貧困の状況にあります。

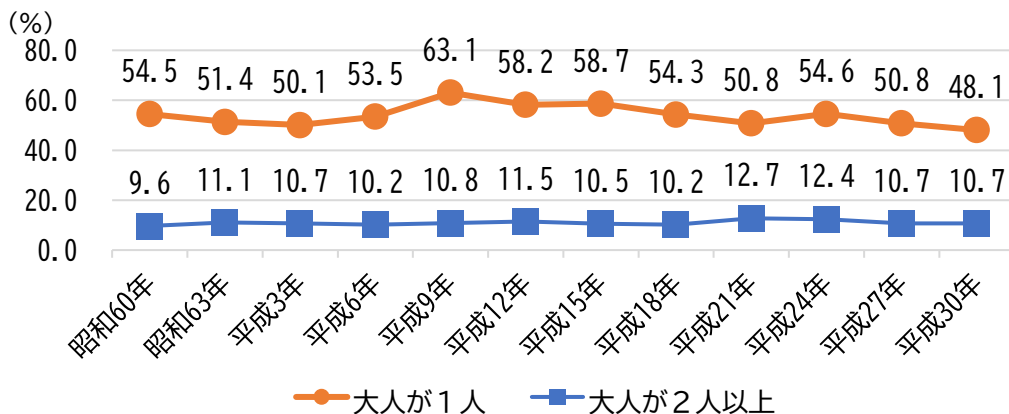
▼ 子どもの貧困率



(厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」より)

子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）のうち、大人が1人の世帯の貧困率（平成30年）は48.1%で、大人が2人以上の世帯の貧困率10.7%の4倍を超えています。

▼ 子どもがいる現役世帯の貧困率



(厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」より)

² 平成30(2018)年の、可処分所得の「新基準」は、OECDの所得定義の新基準(可処分所得の算出に用いる拠出金に自動車税等、企業年金・個人年金等の掛金、仕送り額を追加)に基づいており、この新基準では、平成30年の子どもの貧困率は14.0%、大人が1人の世帯の貧困率が48.3%、大人が2人以上の世帯の貧困率が11.2%となります。

3 国・新潟県の取組

(1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成 25 年 6 月 26 日に子どもの貧困対策法（子どもの貧困対策の推進に関する法律：平成 25 年法律第 64 号）が公布され、平成 26 年 1 月 17 日に施行されました。

また、令和元年 6 月 19 日には同法の一部を改正する法律（令和元年法律第 41 号）が公布され、同年 9 月 7 日に施行されています。

改正法の主なポイント

- 子どもの将来だけでなく「現在」にも向けた対策であること
- 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、健やかに育成されること
- 各施策を子どもの状況に応じて包括的かつ早期に講ずること
- 貧困の背景にさまざまな社会的要因があることを踏まえること

①子どもの貧困対策法の目的と基本理念

子どもの貧困対策法では、目的と基本理念を次のように規定しています。

（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

②地方公共団体の責務

子どもの貧困対策法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（第4条）とされています。

また、令和元年法律第41号による改正後の子どもの貧困対策法で、「市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。」とされ、市町村計画の策定が努力義務となりました。

③子どもの貧困対策に関する大綱の策定

子どもの貧困対策法第8条では、「政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない」とされており、大綱では次に掲げる事項について定めるものとされています。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

(2) 子供の貧困対策に関する大綱

政府は、子供の貧困対策法に基づき、平成26年8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、5年経過後に見直しを行った新たな大綱を令和元年11月29日に閣議決定しています。

大綱では、子供の貧困対策の意義や施策の推進体制等について、次のように定められています。

子供の貧困対策に関する大綱（抄）

～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～
(令和元年11月29日閣議決定)

第1 はじめに

(新たな大綱の策定の目的)

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

第6 施策の推進体制等

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援する。

※大綱では「子ども」は「子供」と表記されています。

この大綱においても、「第6 施策の推進体制等」の「2 地域における施策推進への支援」で、地方公共団体において子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことに触れ、国が、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援するとしています。

また、大綱では関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため「子供の貧困に関する指標」を設定しています。

(3) 国による「子供の生活状況調査」

内閣府は、令和2年子どもの貧困に関する初めての全国調査を実施しました。全国の中学2年生とその保護者5,000組を対象に郵送で行われた調査で、半数を超える2,715組から回答を得ています。

令和3年12月に公表された報告書では、以下のような結果が報告されています。

- ・現在の暮らしの状況を「苦しい」または「大変苦しい」と回答した保護者の割合は、全体の25.3%に対し、貧困層では57.1%、ひとり親世帯では51.8%。
- ・保護者の「食料が買えなかった経験」は、全体の11.3%に対し、貧困層では37.7%、ひとり親世帯では30.3%。
- ・「大学またはそれ以上に進学したい」と思う子どもの割合は、全体の49.7%に対し、ひとり親世帯では34.7%、貧困層では28.0%。

あわせて報告書では、子供の生活状況調査の分析に関する検討会による総括として、調査から得られたメッセージや求められる支援、今後の課題などがまとめられています。

(令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書より)

(4) 新潟県子どもの貧困対策推進計画

新潟県では、子どもの貧困対策法第9条第3項に定める都道府県計画として「第2次新潟県子どもの貧困対策推進計画」(令和3年度～令和6年度)を策定しています。

そこでは、「1 親の妊娠期・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援を推進します」「2 支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進します」「3 子どもの貧困対策を進めていく上で、保護者等に対する支援も重要であるとの認識を持って取り組みます」「4 市町村をはじめとする関係機関と連携し、子どもの貧困対策を総合的に進めます」「5 子どもの貧困の実態把握に努め、実態を踏まえて対策を推進します」の5つの基本目標が示されています。

あわせて、努力義務とされている市町村の計画策定が他県と比較すると低い状況にあることに触れ、研修会等を実施し、全ての市町村において子どもの貧困対策推進計画が策定されるよう取組を進めるとしています。

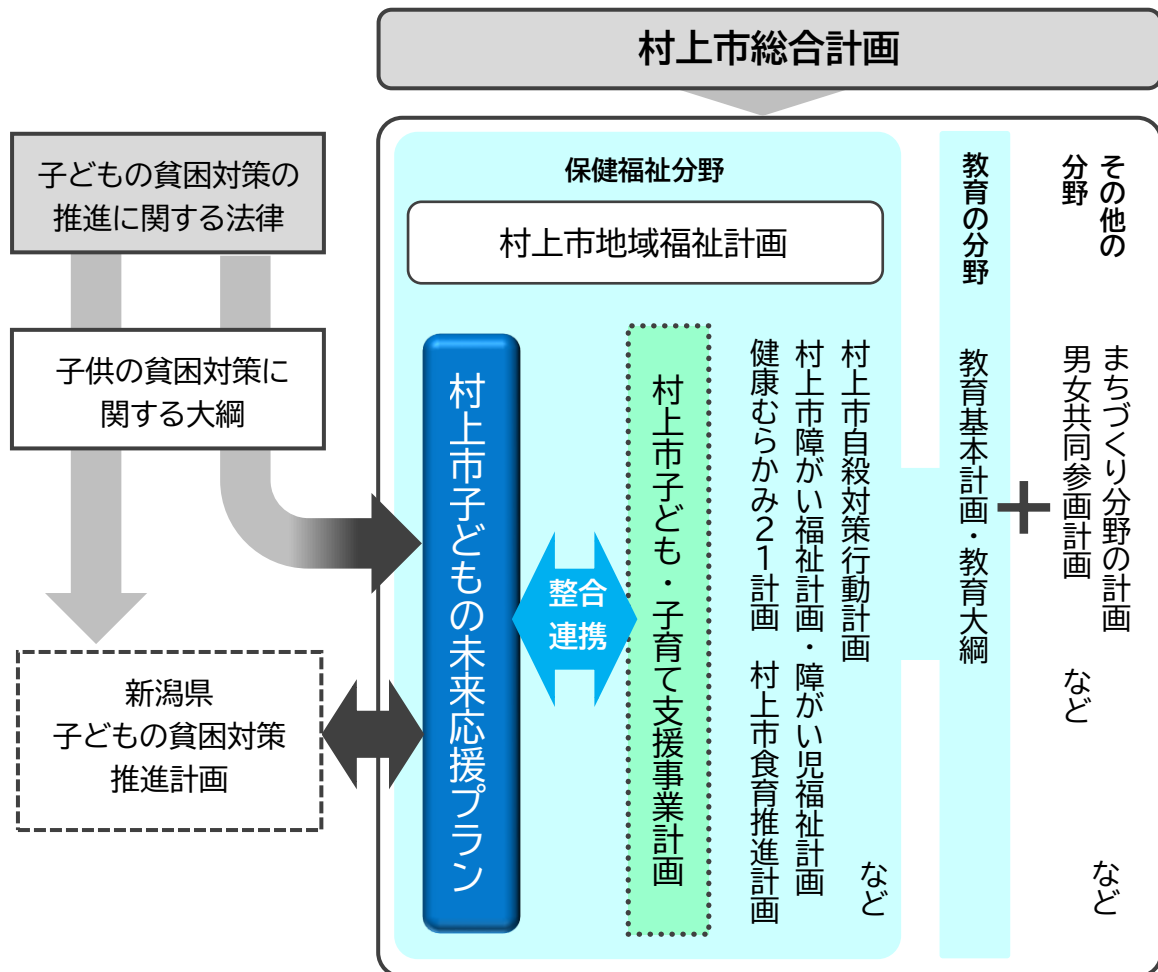
4 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、村上市の最上位計画である「村上市総合計画」及び福祉の上位計画である「村上市地域福祉計画」と整合・連携を図り策定します。児童福祉分野の総合的計画として極めて関連が深いと考えられる「村上市子ども・子育て支援事業計画」、さらに、保健福祉分野やその他の分野の個別計画とも整合を図ります。

また、新潟県の「新潟県子どもの貧困対策推進計画」とも整合を図り、国の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえた計画とします。

▼ 計画の位置づけ

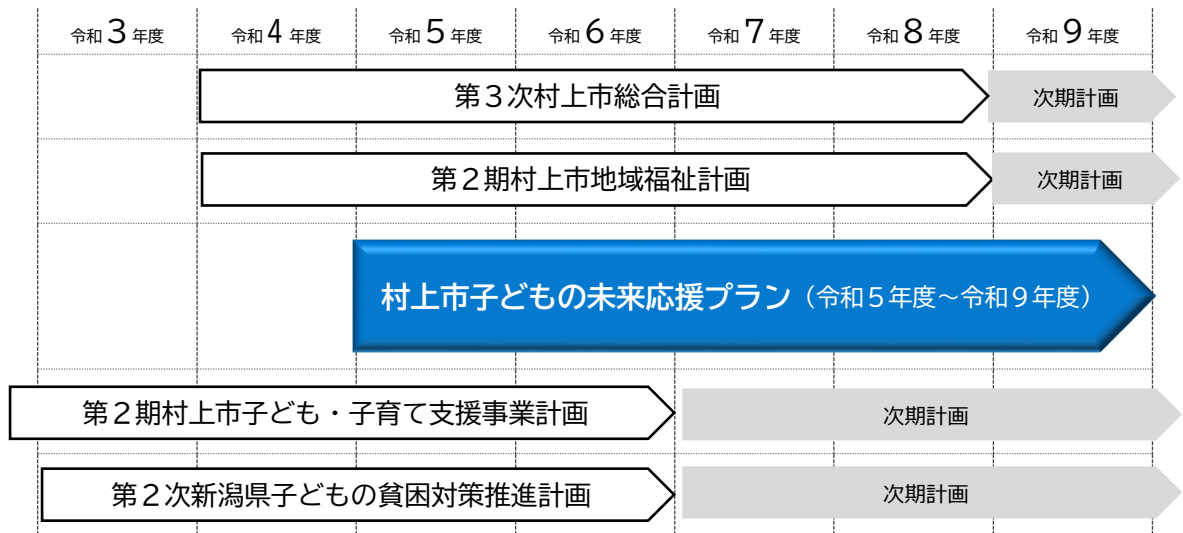


(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、国の法律や大綱の見直し、県の計画、本市の他計画、社会情勢等の動向を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

▼ 計画の期間

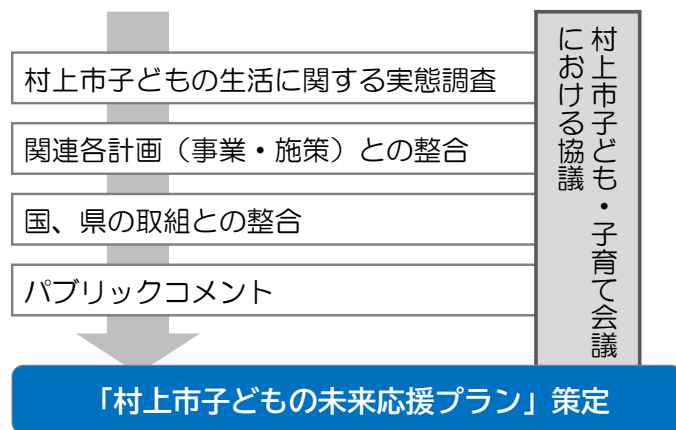


(3) 策定体制

本計画の策定にあたり、本市の子どもの生活状況や家庭の状況などを把握するための「村上市子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

計画の内容は「村上市子ども・子育て会議」において協議し、令和4年〇月〇日から〇月〇日までパブリックコメントを実施して広く市民の意見を募りました。

▼ 計画の策定体制



第2章

村上市の子どもと家庭の状況

- 1 統計に見る状況
- 2 調査の結果概要
- 3 調査等に見る課題

村上市の子どもや子育て世帯を取り巻く状況は、今、どのようになっているのでしょうか。

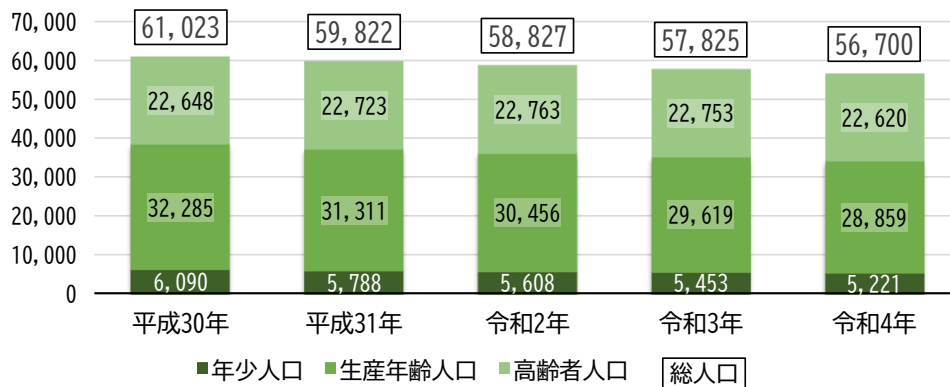
第2章では、様々な統計データ、計画策定にあたり実施した調査における注目すべき結果などから、子どもたちや家庭の状況を把握し、そこに見られる課題についてまとめます。

1 統計に見る状況

(1) 総人口

総人口（令和4年4月1日現在）は、56,700人で、平成30年と比較すると4,323人減少しています。年齢3区分別では年少人口、生産年齢人口の減少が続き、高齢者人口は令和2年をピークとして減少に転じています。

▼ 総人口の推移（年齢3区分） （人）

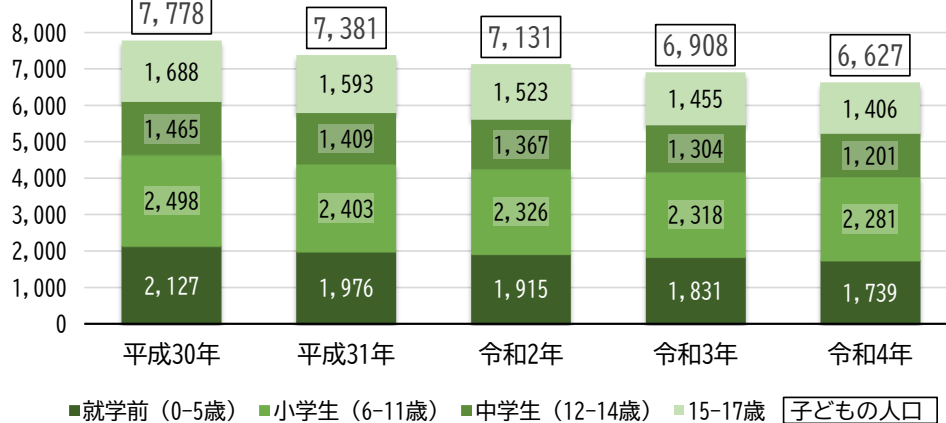


（住民基本台帳 各年4月1日現在）

(2) 子どもの人口

子ども（0～17歳）の人口（令和4年4月1日現在）は6,627人です。年齢層別に、平成30年を100とした場合の令和4年の人口を見ると、全体が85.2%であるのに対し、就学前（0-5歳）は81.8%となっています。

▼ 子どもの人口の推移（年齢層別） （人）

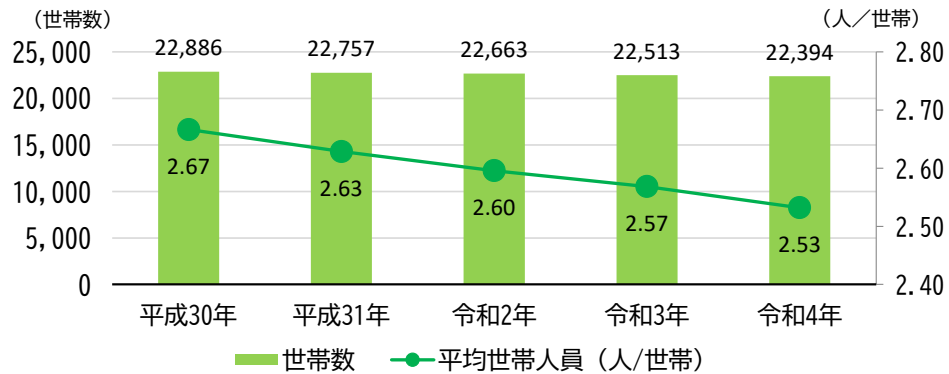


（住民基本台帳 各年4月1日現在）

(3) 世帯数と平均世帯人員

世帯数（令和4年4月1日現在）は22,394世帯で、減少傾向が続いています。総人口を世帯数で除した平均世帯人員も減少傾向で推移しています。

▼ 世帯数と平均世帯人員の推移



(住民基本台帳 各年4月1日現在)

(4) 世帯構成

国勢調査によると、核家族世帯では増減が見られますが、母子家庭世帯及び父子家庭世帯は減少傾向となっています。

▼ 世帯構成の推移

	(単位:世帯)		
	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	22,006	22,097	21,466
核家族世帯	10,584	10,750	10,717
ひとり親世帯*	2,236	2,327	2,363
割合	10.2%	10.5%	11.0%
母子家庭世帯*	834	756	678
割合	3.8%	3.4%	3.2%
父子家庭世帯*	191	172	130
割合	0.9%	0.8%	0.6%

※ひとり親世帯は、親子の年齢に関わらず男親と子ども、女親と子どもで構成される世帯の合計です。

※母子家庭、父子家庭は20歳未満の子どもがいる家庭。祖父母その他親族がいる世帯を含みます。

※各「割合」は一般世帯に占める割合です。

(国勢調査)

(5) 外国につながる世帯

総世帯数及び日本人のみの世帯が継続的に減少傾向であるのに対し、外国人のみの世帯及び日本人と外国人の複数国籍世帯は年により増減が見られます。

▼ 外国につながる世帯の推移

(単位:世帯)

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
総世帯数	22,886	22,757	22,663	22,513	22,394
日本人のみの世帯	22,636	22,497	22,368	22,227	22,154
外国人のみの世帯	154	164	195	191	142
日本人と外国人の複数国籍世帯	96	96	100	95	98
総世帯に占める外国人のいる世帯の割合	1.09%	1.14%	1.30%	1.27%	1.07%

(住民基本台帳:各年 4 月 1 日時点)

(6) 婚姻・離婚

婚姻率も離婚率も、5 年間の推移では増減が見られますが、平成 30 年からの 3 年間で見ると、婚姻率は減少が続き、離婚率は増加が続いています。

▼ 婚姻件数と婚姻率・離婚件数と離婚率の推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
婚姻件数 (件)	202	182	199	181	160
婚姻率 (%)	3.25	2.98	3.33	3.08	2.77
離婚件数 (件)	85	68	47	75	79
離婚率 (%)	1.37	1.11	0.79	1.27	1.37

(新潟県統計:各年 1 月 1 日~12 月 31 日)

(婚姻・離婚率は各年 4 月 1 日の住民基本台帳人口より計算)

(7) 各種手当等の支給状況

①生活保護

健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業などの扶助があります。受給世帯数は増加傾向です。

▼生活保護受給者数・世帯数の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
生活保護受給者数(人)	578	588	624	612	623
生活保護受給世帯数(世帯)	437	446	467	471	487

(村上市調べ:各年度 3 月現在)

②児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を別にしている児童の家庭の生計安定と自立の促進のために支給されます。受給者総数は減少傾向です。

▼児童扶養手当受給者数の推移

(単位:人)

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
受給者総数	449	402	395	369	359
一部支給	275	195	197	180	191
全部支給	174	207	198	189	168

(村上市調べ:各年 4 月 1 日現在)

③就学援助

経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助する制度です。令和 4 年の受給率が小学生、中学生とも増加しています。

▼就学援助認定者数と受給率の推移

(単位:人)

		平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学生	全児童数	2,487	2,393	2,308	2,298	2,255
	要保護	28	15	17	20	21
	準要保護	379	374	343	355	446
	合計	407	389	360	375	467
	受給率※	16.4%	16.3%	15.6%	16.3%	20.7%
中学生	全児童数	1,286	1,231	1,186	1,121	1,021
	要保護	12	15	16	16	15
	準要保護	229	249	235	220	273
	合計	241	264	251	236	288
	受給率※	18.7%	21.4%	21.2%	21.1%	28.2%

※受給率は、受給している児童・生徒数を市立小・中学校それぞれの児童・生徒数で除いたものです。

(村上市調べ:各年度 4 月 1 日現在)

(8) 子どもたちの状況

①相談件数

家庭児童相談室への相談のうち、児童虐待に関する相談件数は減少の傾向にあります（令和2年度からは集計方法の変更に伴い件数が減少）。

▼ 相談件数の推移

(単位:件)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	264	303	316	226	246
うち児童虐待相談件数	113	115	104	100	85

(村上市調べ)

②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー相談対応件数

スクールカウンセラー相談件数は平成30年度以降減少傾向にあります。一方スクールソーシャルワーカー相談件数は令和2年度から大幅に増えています。これは、新潟県に生徒指導課が新設されたことを受け、村上市でも積極的に取り組んだことによるものです。

▼ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー相談対応件数の推移

(単位:件)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
スクールカウンセラー相談件数	824	1,389	1,037	999	733
スクールソーシャルワーカー相談件数	36	76	62	169	175

(村上市調べ)

③生活保護世帯の高等学校等進学率

国の「子供の貧困に関する指標」にも使われているものです。

国では93.7%(平成30年4月1日現在)ですが、村上市では各年100%となっています。

▼ 生活保護世帯の高等学校等進学率の推移

(単位:人)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
中学卒業者数	4	3	4	5	3
高等学校等進学者数	4	3	4	5	3
高等学校等進学率	100%	100%	100%	100%	100%

(村上市調べ:各年3月現在)

④生活保護世帯の大学等*進学率

国の「子供の貧困に関する指標」にも使われているものです。

国では36.0%（平成30年4月1日現在）ですが、村上市では平成30年66.7%でした。直近の令和4年では25.0%となっています。

▼生活保護世帯の高等学校等進学率の推移

(単位:人)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
高等学校卒業者数	3	2	4	3	4
大学等進学者数	2	1	1	2	1
大学等進学率	66.7%	50.0%	25.0%	66.7%	25.0%

※大学等=大学又は短期大学
(村上市調べ:各年3月現在)

⑤市内小学校における不登校児童数の推移

市内小学校における不登校児童の割合は平成31年度をピークとして継続的に下降しています。

▼小学校における不登校児童数の推移

(単位:人)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
児童数	2,487	2,393	2,308	2,257
長期欠席	14	25	14	22
不登校	12	22	12	9
その他の理由	2	3	2	13
不登校児童の割合	0.48%	0.92%	0.52%	0.39%

(村上市調べ:各年度5月1日現在)

⑥市内中学校における不登校生徒数の推移

市内中学校における不登校生徒の割合は令和3年度に7.24%となりました。

▼中学校における不登校生徒数の推移

(単位:人)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
生徒数	1,286	1,231	1,186	1,022
長期欠席	70	51	70	78
不登校	58	50	58	74
その他の理由	12	1	12	4
不登校生徒の割合	4.51%	4.06%	4.89%	7.24%

(村上市調べ:各年度5月1日現在)

2 調査の結果概要

(1) 子ども・保護者調査

①調査実施の概要

市内在住の小学校1年生、小学校5年生、中学校2年生、16～17歳（高等学校2年生及び高等学校に在籍していない同年齢の子どもを含む）の子ども本人とその保護者を対象に令和3年11月18日(木)～12月14日(火)に実施しました。

	子ども	保護者
小学校1年生	368人	368人
小学校5年生	408人	408人
中学校2年生	442人	442人
16-17歳	476人	476人
合計	1,694人	1,694人

②調査方法

	調査方法
小学校1年生	●村上市立小・中学校に在籍の児童・生徒 ：学校を通じて配付・回収 ●村上市立以外の小・中学校に在籍の児童・生徒 ：郵送による配付・回収
小学校5年生	
中学校2年生	
16-17歳	郵送による配付・回収

③回収状況

		子ども	保護者	親子マッチング できた票数
小学校1年生	有効回答数	364票	310票	309票
	回答率	98.9%	84.2%	84.0%
小学校5年生	有効回答数	392票	372票	364票
	回答率	96.1%	91.2%	89.2%
中学校2年生	有効回答数	396票	368票	368票
	回答率	89.6%	83.3%	83.3%
16-17歳	有効回答数	177票	182票	175票
	回答率	37.2%	38.2%	36.8%
合計	有効回答数	1,329票	1,232票	1,216票
	回答率	78.5%	72.7%	71.8%

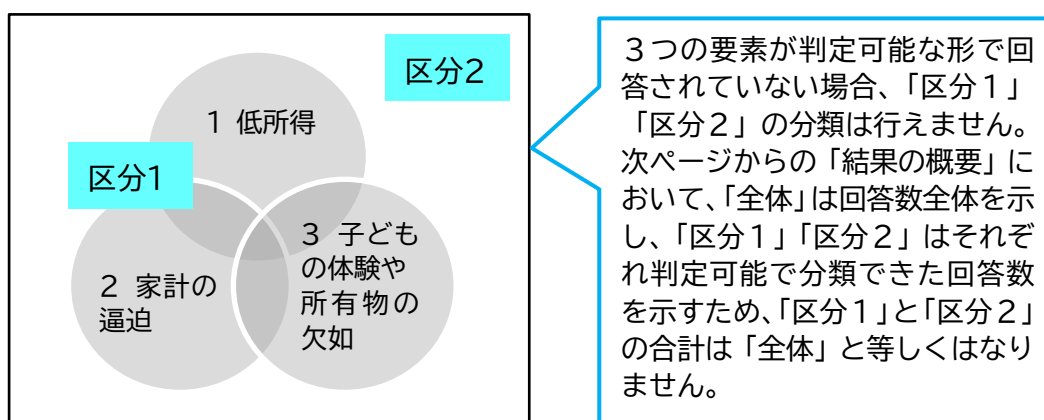
④調査結果における「区分」

本調査では下記の3つの要素の回答状況に基づいて分類を行っています。

1 低所得	等価世帯所得が厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯 <低所得基準> 世帯所得の中央値 437 万円 ÷ √ 平均世帯人数(2.39 人) × 50% = 141.3 万円
2 家計の逼迫	経済的な理由で、電話・電気・ガス・水道の公共料金、家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験など7項目のうち1つ以上に該当する場合
3 子どもの体験や所有物の欠如	子どもの体験や所有物などに関する15項目※のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上ある場合

【分類】

区分1	いずれか1つ以上の要素に該当する場合
区分2	いずれの要素にも該当しない



※「3 子どもの体験や所有物の欠如」の要素15項目

①海水浴に行く	⑨学習塾に通わせる(又は家庭教師に来てもらう)
②博物館・科学館・美術館などに行く	⑩お誕生日のお祝いをする
③キャンプやバーベキューに行く	⑪1年に1回くらい家族旅行に行く
④スポーツ観戦や劇場(映画館を含む)に行く	⑫クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
⑤遊園地やテーマパークに行く *16-17歳は「友人と遊びに出かけるお金」	⑬子どもの年齢に合った本
⑥毎月お小遣いを渡す	⑭子ども用のスポーツ用品・おもちゃ
⑦毎年新しい洋服・靴を買う	⑮子どもが自宅で宿題(勉強)をすることができる場所
⑧習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる	

⑤結果の概要

相談の有無

これまで困ったときに以下の公的機関等に相談したことがありますか。

いずれの年齢層でも「相談しなかったが、抵抗感があった」「相談する窓口や方法がわからなかった」の回答が一定数見られ、総じて区分1で割合が高くなっています。

小学校1年生保護者

(単位:%)

	相談したことがある	相談したことがない			
		相談したいと思っ たことがな かった	相談し たが、抵抗 感があ った	相談時間や場 所などが使 いづら かった	相談する窓 口や方法がわ からな かった
市役所の各種相談窓口					
全体(n=310)	22.9	61.0	4.8	1.3	4.2
区分1(n=50)	28.0	36.0	10.0	6.0	12.0
区分2(n=178)	23.0	64.6	5.6	0.0	2.8
学校・保育園・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど					
全体(n=310)	59.4	30.3	2.9	1.0	2.9
区分1(n=50)	58.0	18.0	8.0	2.0	8.0
区分2(n=178)	62.9	30.3	1.7	1.1	1.7
民生委員・(主任)児童委員					
全体(n=310)	1.0	81.0	2.6	0.6	8.7
区分1(n=50)	2.0	58.0	4.0	2.0	26.0
区分2(n=178)	1.1	86.5	3.4	0.6	5.1
保健所					
全体(n=310)	4.2	81.3	2.6	0.6	5.5
区分1(n=50)	8.0	60.0	6.0	2.0	16.0
区分2(n=178)	3.9	86.5	2.8	0.6	2.8
ハローワーク					
全体(n=310)	22.3	67.1	0.3	1.3	4.2
区分1(n=50)	34.0	42.0	0.0	2.0	16.0
区分2(n=178)	21.9	71.9	0.6	0.6	2.2
社会福祉協議会					
全体(n=310)	1.9	84.5	1.0	0.6	6.5
区分1(n=50)	6.0	64.0	2.0	4.0	16.0
区分2(n=178)	1.1	89.9	1.1	0.0	5.1

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「相談したことがない」うち「相談したいと思っ
たことがな
かった」以外で1位(同率含む)。

小学校5年生保護者

(単位:%)

	相談したことがある	相談したことがない			
		相談したいと思ったことがなかった	相談したかったが、抵抗感があった	相談時間や場所などが使いづらかった	相談する窓口や方法がわからなかった
市役所の各種相談窓口					
全体(n=372)	21.5	62.6	7.0	0.8	3.0
区分1(n=94)	25.5	47.9	17.0	1.1	4.3
区分2(n=199)	24.1	66.8	3.0	1.0	2.5
学校・保育園・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど					
全体(n=372)	53.0	33.9	4.6	1.1	2.4
区分1(n=94)	47.9	27.7	11.7	2.1	4.3
区分2(n=199)	56.3	35.7	2.5	0.5	1.5
民生委員・(主任)児童委員					
全体(n=372)	1.6	83.1	2.2	0.5	6.2
区分1(n=94)	3.2	69.1	6.4	0.0	13.8
区分2(n=199)	0.5	90.5	0.5	1.0	3.5
保健所					
全体(n=372)	3.2	81.5	3.0	0.0	5.6
区分1(n=94)	3.2	71.3	6.4	0.0	12.8
区分2(n=199)	2.5	88.9	0.5	0.0	3.0
ハローワーク					
全体(n=372)	23.7	65.9	1.6	0.0	2.7
区分1(n=94)	28.7	55.3	4.3	0.0	5.3
区分2(n=199)	22.6	70.9	1.0	0.0	1.5
社会福祉協議会					
全体(n=372)	1.9	84.7	1.3	0.0	6.2
区分1(n=94)	3.2	74.5	4.3	0.0	10.6
区分2(n=199)	2.0	89.4	0.5	0.0	5.0

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「相談したことがない」うち「相談したいと思ったことがなかった」以外で1位(同率含む)。

中学校2年生保護者

(単位:%)

	相談したことがある	相談したことがない			
		相談したいと思ったことがなかった	相談したかったが、抵抗感があった	相談時間や場所などが使いづらかった	相談する窓口や方法がわからなかった
市役所の各種相談窓口					
全体(n=368)	20.1	63.6	7.1	0.5	3.5
区分1(n=99)	25.3	44.4	16.2	0.0	7.1
区分2(n=189)	18.5	73.0	3.7	1.1	2.1
学校・保育園・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど					
全体(n=368)	46.2	40.2	4.6	1.1	2.4
区分1(n=99)	41.4	33.3	11.1	1.0	4.0
区分2(n=189)	50.8	42.3	2.1	1.6	1.6
民生委員・(主任)児童委員					
全体(n=368)	3.3	79.1	3.5	0.3	7.1
区分1(n=99)	7.1	61.6	8.1	0.0	13.1
区分2(n=189)	2.6	89.4	1.1	0.5	4.2
保健所					
全体(n=368)	6.5	76.4	4.1	0.3	4.9
区分1(n=99)	8.1	60.6	10.1	0.0	10.1
区分2(n=189)	7.9	84.1	1.6	0.5	2.1
ハローワーク					
全体(n=368)	24.2	62.2	3.0	0.8	3.8
区分1(n=99)	24.2	49.5	8.1	1.0	8.1
区分2(n=189)	27.0	68.3	0.5	0.5	1.6
社会福祉協議会					
全体(n=368)	4.9	78.0	3.0	0.3	6.3
区分1(n=99)	8.1	62.6	11.1	0.0	9.1
区分2(n=189)	5.3	86.2	0.0	0.5	4.8

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「相談したことがない」うち「相談したいと思ったことがなかった」以外で1位(同率含む)。

16-17歳保護者

(単位:%)

	相談したことがある	相談したことがない			
		相談したいと思ったことがなかった	相談したが、抵抗感があった	相談時間や場所などが使いづらかった	相談する窓口や方法がわからなかった
市役所の各種相談窓口					
全体(n=182)	15.9	61.5	5.5	2.7	6.6
区分1(n=46)	26.1	41.3	6.5	6.5	8.7
区分2(n=81)	11.1	76.5	3.7	2.5	4.9
学校・保育園・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど					
全体(n=182)	29.1	52.2	6.0	3.3	3.3
区分1(n=46)	39.1	41.3	6.5	4.3	2.2
区分2(n=81)	24.7	60.5	7.4	2.5	2.5
民生委員・(主任)児童委員					
全体(n=182)	0.5	80.8	2.7	0.5	7.1
区分1(n=46)	0.0	71.7	4.3	0.0	15.2
区分2(n=81)	0.0	90.1	3.7	0.0	3.7
保健所					
全体(n=182)	6.0	76.4	2.2	0.5	6.6
区分1(n=46)	4.3	65.2	6.5	0.0	15.2
区分2(n=81)	2.5	88.9	1.2	0.0	3.7
ハローワーク					
全体(n=182)	22.0	64.8	1.6	1.1	3.3
区分1(n=46)	30.4	52.2	4.3	0.0	6.5
区分2(n=81)	16.0	77.8	0.0	1.2	2.5
社会福祉協議会					
全体(n=182)	2.7	80.2	0.5	0.5	6.6
区分1(n=46)	4.3	73.9	2.2	0.0	10.9
区分2(n=81)	2.5	87.7	0.0	0.0	4.9

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「相談したことがない」うち「相談したいと思ったことがなかった」以外で1位(同率含む)。

情報の入手方法

子どもに関する市の取組や子育て支援の情報をどのような方法で受け取っていますか。

いずれの年齢層でも「学校からのお便り(紙のもの)」、「行政機関の広報誌」の順で割合が高くなっています。

「行政機関の広報誌」、「行政機関のホームページ」、「SNS (LINE、ツイッターなど)」、「学校からのメール」はいずれの年齢層も区分 1 で割合が低くなっています。

(単位:%)

	行政機関の広報誌	行政機関のホームページ	SNS (LINE、ツイッターなど)	学校からのお便り(紙のもの)	学校からのメール	家族や友人からの情報	受け取っていない
小学校1年生保護者							
全体(n=310)	57.1	18.7	14.5	81.9	46.5	35.2	3.5
区分1(n=50)	40.0	20.0	6.0	72.0	40.0	28.0	6.0
区分2(n=178)	61.2	21.3	18.0	87.6	48.9	38.2	3.4
小学校5年生保護者							
全体(n=372)	60.2	18.0	8.6	79.0	42.5	34.7	3.2
区分1(n=94)	43.6	17.0	6.4	72.3	36.2	28.7	6.4
区分2(n=199)	65.3	19.1	11.1	85.9	45.2	38.7	2.5
中学校2年生保護者							
全体(n=368)	62.5	21.2	8.2	72.6	47.8	27.7	3.3
区分1(n=99)	54.5	15.2	8.1	64.6	48.5	32.3	5.1
区分2(n=189)	69.8	27.5	8.5	79.4	50.3	25.4	2.1
16-17歳保護者							
全体(n=182)	58.8	18.1	11.5	62.6	44.0	24.2	6.6
区分1(n=46)	50.0	8.7	8.7	67.4	45.7	15.2	8.7
区分2(n=81)	70.4	23.5	11.1	65.4	46.9	30.9	6.2

※その他及び無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

情報を今後受け取りたい方法

子どもに関する市の取組や子育て支援の情報を今後どのような方法で受け取りたいですか。

16-17 歳保護者を除くいずれの年齢層でも「学校からのお便り（紙のもの）」の割合が最も高くなっています。

「行政機関の広報誌」、「行政機関のホームページ」はいずれの年齢層も区分1で割合が低くなっています。

(単位:%)

	行政機関 の広報誌	行政機関 のホーム ページ	SNS (LINE、ツ イッターな ど)	学校から のお便り (紙のも の)	学校から のメール	家族や 友人か らの情 報	受け取 りたい と思わ ない
小学校1年生保護者							
全体(n=310)	38.1	14.5	31.6	62.6	48.7	19.4	1.3
区分1(n=50)	24.0	14.0	26.0	50.0	52.0	14.0	2.0
区分2(n=178)	43.3	18.0	33.1	67.4	50.6	22.5	1.7
小学校5年生保護者							
全体(n=372)	46.0	19.4	26.6	55.6	48.1	20.7	3.8
区分1(n=94)	37.2	17.0	24.5	51.1	37.2	14.9	7.4
区分2(n=199)	50.3	22.1	29.1	59.8	55.8	25.1	2.0
中学校2年生保護者							
全体(n=368)	50.5	24.2	20.9	53.5	48.4	16.0	4.1
区分1(n=99)	38.4	20.2	23.2	48.5	46.5	16.2	2.0
区分2(n=189)	60.3	29.6	20.6	58.2	51.3	15.3	5.3
16-17歳保護者							
全体(n=182)	47.3	24.7	17.0	45.6	45.6	13.2	3.3
区分1(n=46)	45.7	21.7	17.4	60.9	52.2	10.9	0.0
区分2(n=81)	55.6	27.2	19.8	46.9	45.7	17.3	4.9

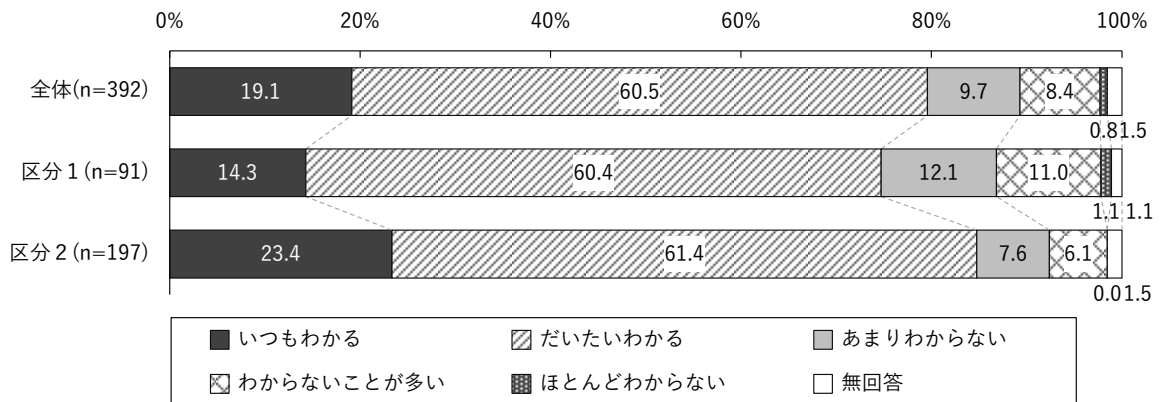
※その他及び無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

授業の理解度

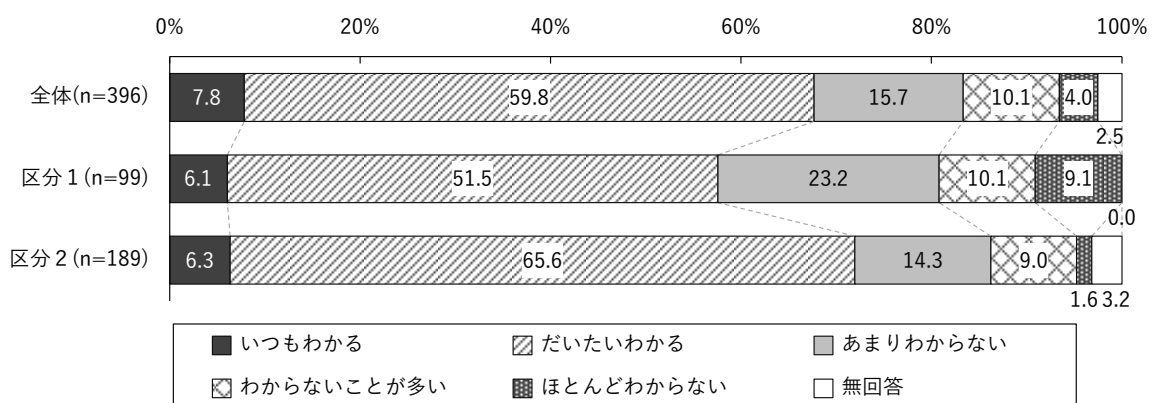
学校の授業がわからないことがありますか。

「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」を合わせた『わからない』の割合は、小学校5年生で18.9%、中学校2年生で29.8%となっています。いずれも区分1で割合が高くなっています。

小学校5年生



中学校2年生



授業がわからなくなった時期

いつごろから、授業がわからなくなりましたか。

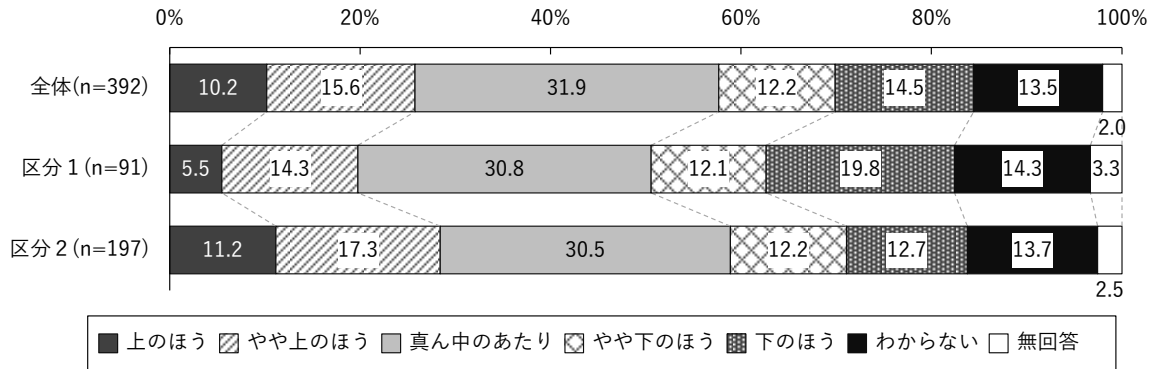
小学校5年生では「5年生になってから」が38.9%と最も高く、「4年生のころ」が33.3%、「3年生のころ」が13.9%となっていました。中学校2年生では「中学1年生のころ」が32.1%と最も高く、「小学5・6年生のころ」が19.6%、「小学3・4年生のころ」が17.9%、「中学2年生になってから」が12.5%、「小学1・2年生のころ」が10.7%となっていました。

子どもの主観的学校の成績

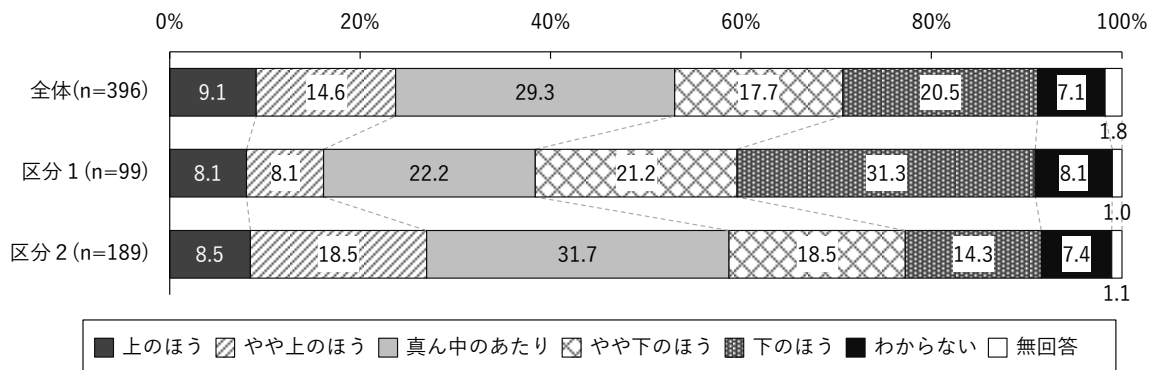
あなたの成績は、クラスの中でどのくらいだと思いますか。

「やや下のほう」「下のほう」を合わせた『下のほう』の割合は、小学校5年生で26.7%、中学校2年生で38.2%となっています。いずれも区分1で割合が高くなっています。

小学校5年生



中学校2年生

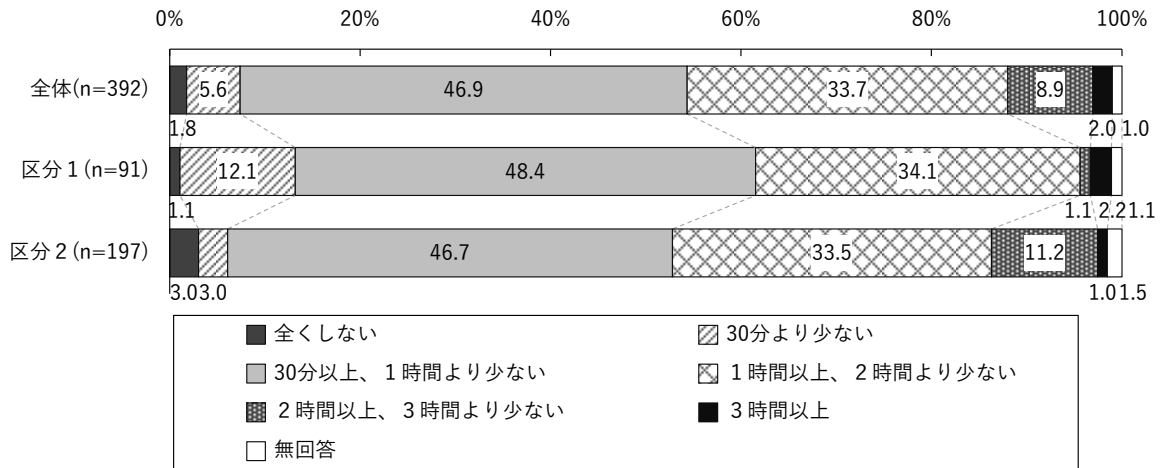


学校の授業以外での勉強時間

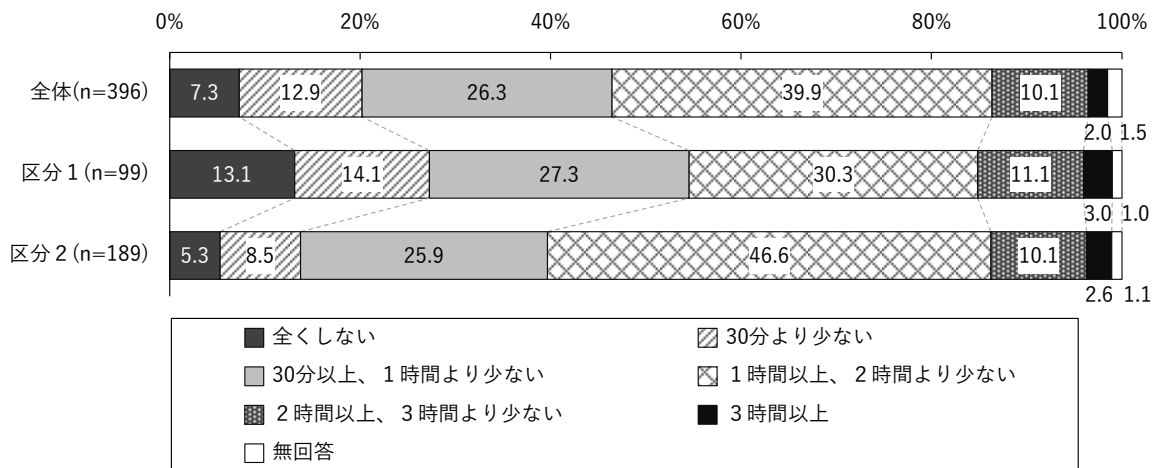
ふだん（月～金曜日）学校の授業以外にどれくらいの時間、勉強をしますか。

小学校5年生では「30分以上、1時間より少ない」が46.9%、中学校2年生では「1時間以上、2時間より少ない」が39.9%で最も高くなっています。1時間以上勉強する割合は、いずれの年齢層でも区分1でやや低くなっています。

小学校5年生



中学校2年生

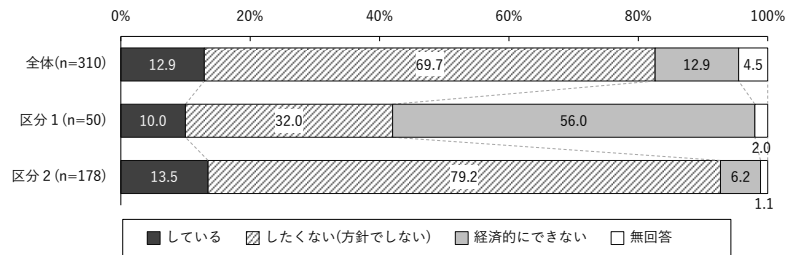


学校以外での学習機会

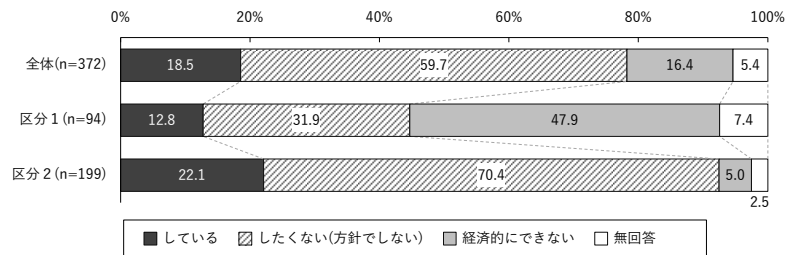
お子さんに次のことをしていますか「学習塾に通わせる（家庭教師に来てもらう）」

「経済的にできない」と回答した割合は、小学校1年生で12.9%、小学校5年生で16.4%、中学校2年生で20.9%、16-17歳で17.6%となっています。いずれの年齢層でも区分1で割合が高くなっています。

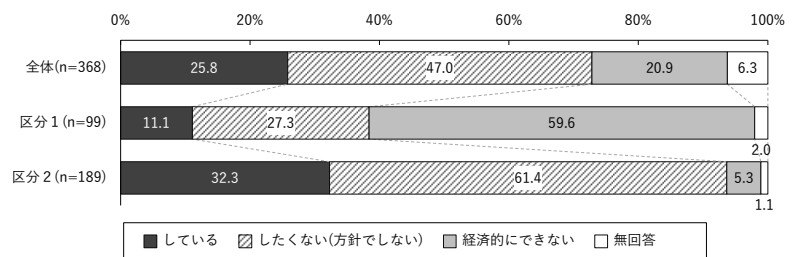
小学校1年生保護者



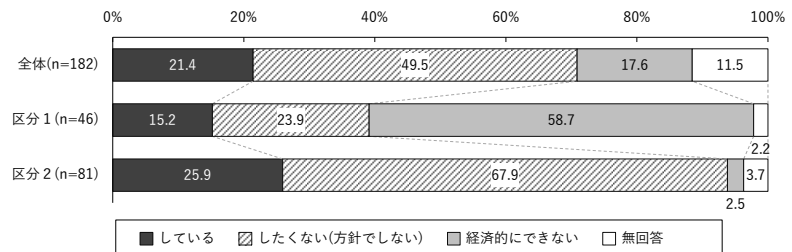
小学校5年生保護者



中学校2年生保護者



16-17歳生保護者

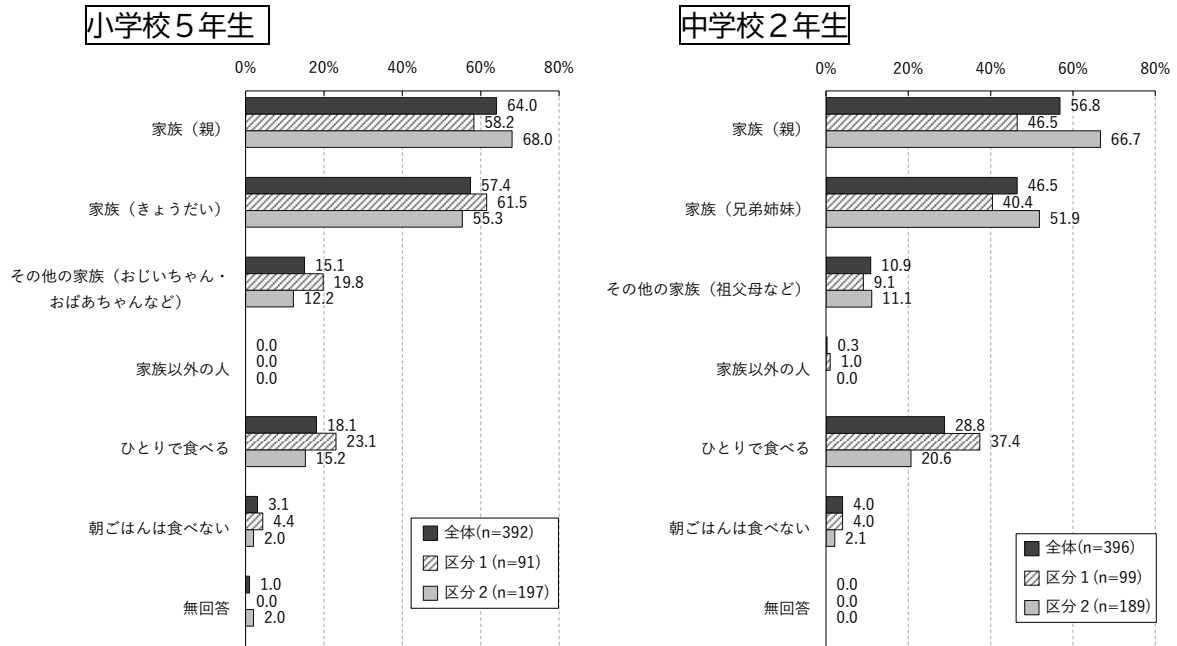


朝食を一緒に食べる人

平日（学校に行く日）に朝ごはんをだれと食べますか。

小学校5年生では「家族(親)」が64.0%、「家族(きょうだい)」が57.4%、
中学校2年生では「家族(親)」が56.8%、「家族(兄弟姉妹)」が46.5%
となっています。

「ひとりで食べる」割合はいずれの年齢層でも区分1で高くなっています。



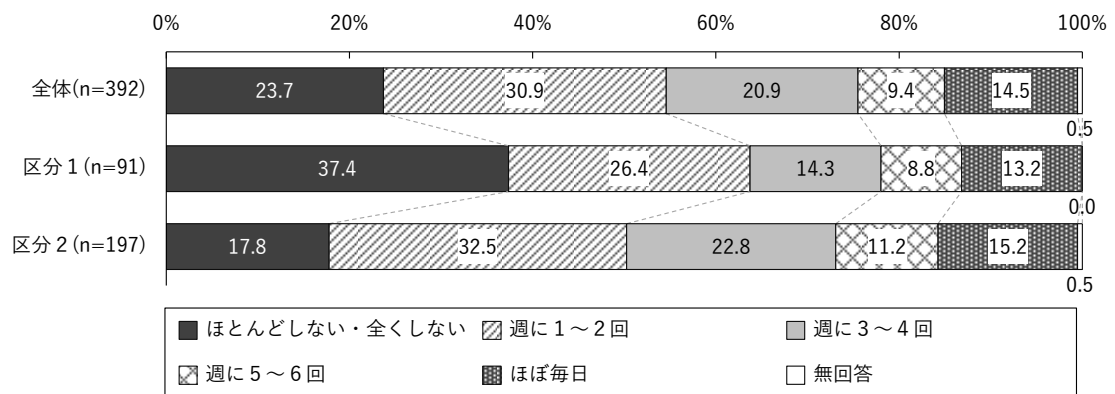
運動の状況

30分以上からだを動かす遊びや習い事を、1週間でどれくらいしますか。

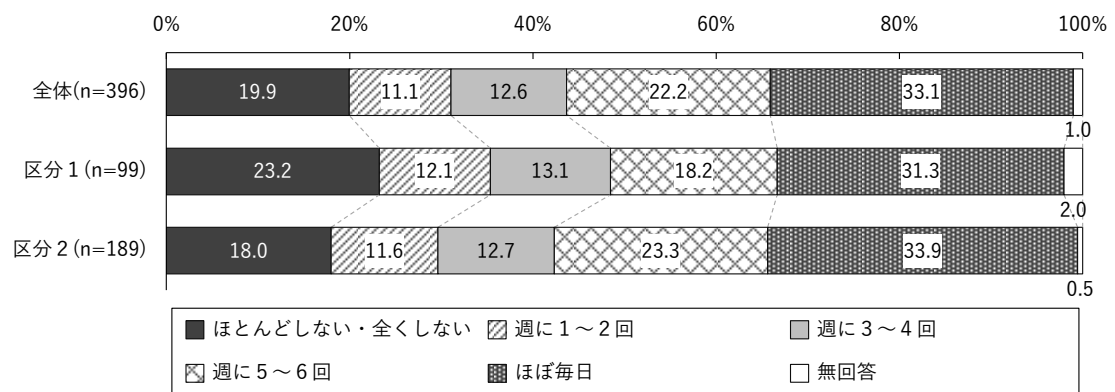
小学校5年生では「週に1～2回」が30.9%、中学校2年生では「ほぼ毎日」が33.1%、16-17歳では「ほとんどしない・全くしない」が32.8%とそれぞれ最も高くなっています。

「ほとんどしない・全くしない」の割合は、小学校5年生及び16-17歳の区分1では区分2の2倍程度と高くなっています。

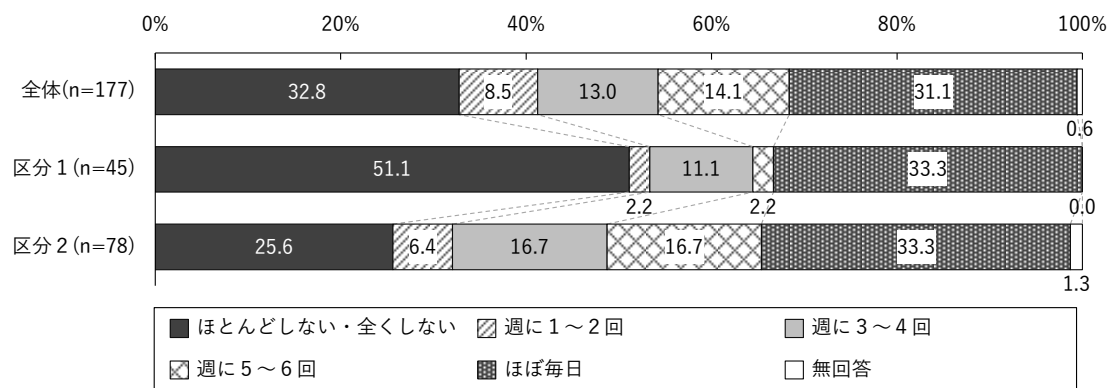
小学校5年生



中学校2年生



16-17歳

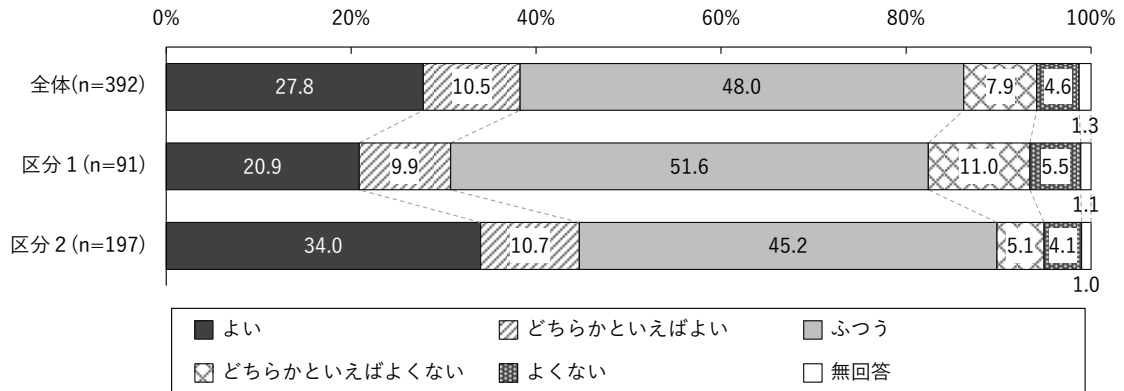


主観的健康状態

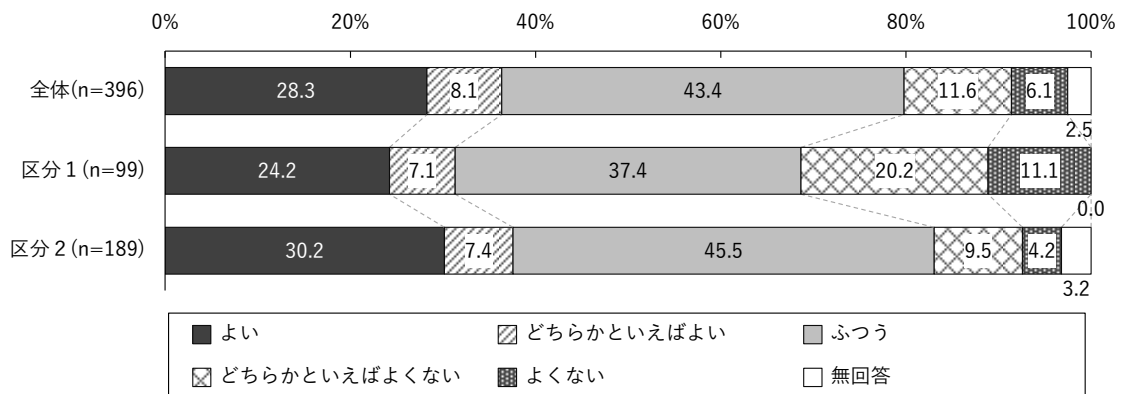
現在の健康状態についてどう感じていますか。

「よい」「どちらかといえばよい」を合わせた『よい』の割合は、小学校5年生で38.3%、中学校2年生で36.4%、16-17歳で46.9%となっています。「よくない」「どちらかといえばよくない」を合わせた『よくない』の割合は、いずれの年齢層でも区分1で低くなっています。

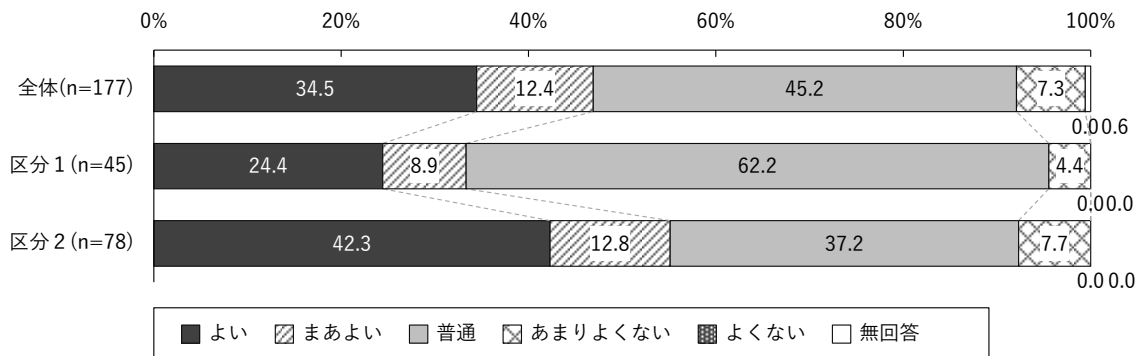
小学校5年生



中学校2年生



16-17歳

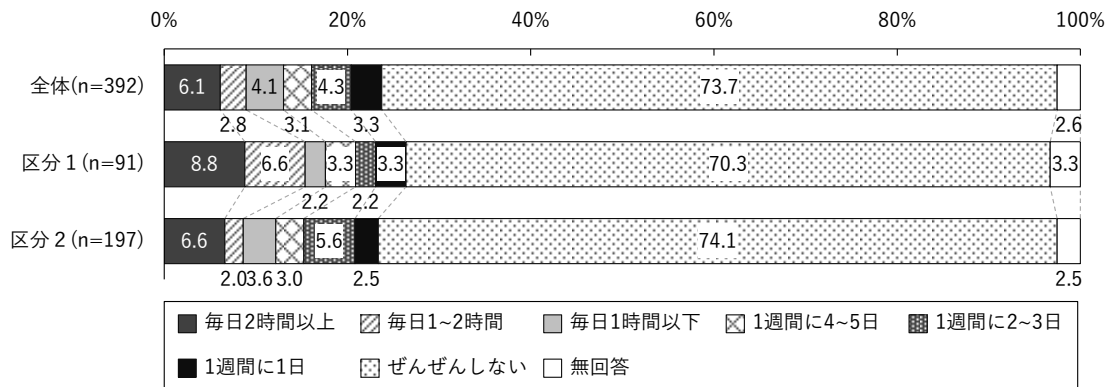


子どもによる家族の世話

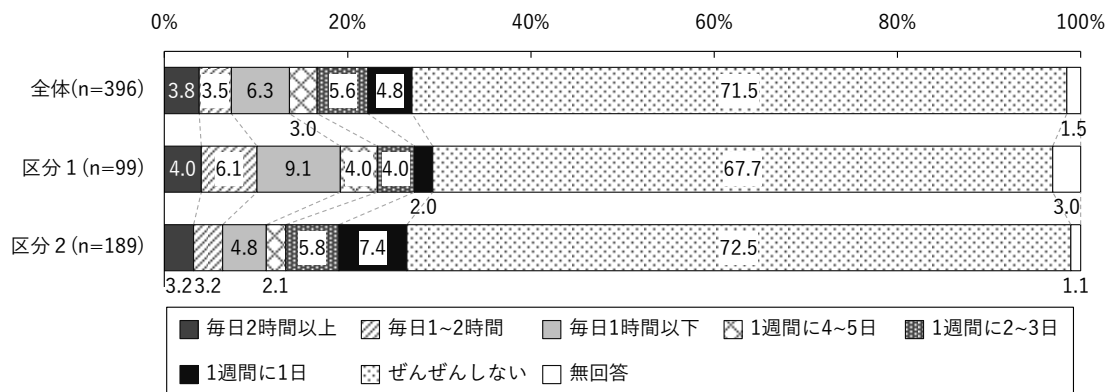
以下の活動を、ふだんどれくらいしますか。「親やきょうだい、おじいちゃん・おばあちゃんの世話や介護」

「ぜんぜんしない」と回答した割合は、小学校5年生で73.7%、中学校2年生で71.5%、16-17歳で85.9%とそれぞれ最も高くなっています。「毎日2時間以上」と回答した割合は、いずれの年齢層も区分1で高くなっています。

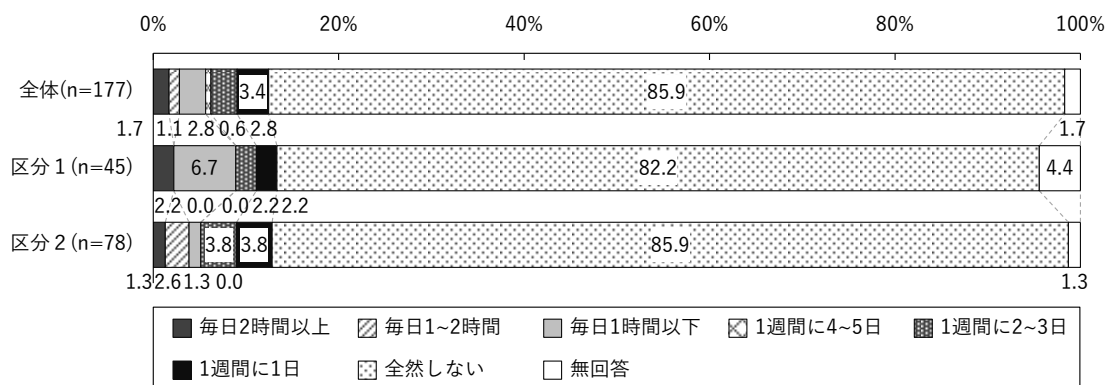
小学校5年生



中学校2年生



16-17歳



母親の収入の変化

(専業主婦、学生、無職以外の方への質問) 2020年11月と比べて、収入に変化はありましたか。

「減った」と回答した割合は小学校1年生で17.3%、小学校5年生で14.6%、中学校2年生で17.8%、16-17歳で14.9%となっています。いずれの年齢層も区分1で割合が高くなっています。

(単位:%)

		変化なし	減った	増えた	無回答
小学校1年生の母親	全体(n=283)	64.3	17.3	16.3	2.1
	区分1(n=44)	52.3	34.1	11.4	2.3
	区分2(n=165)	65.5	15.2	18.2	1.2
小学校5年生の母親	全体(n=336)	67.3	14.6	16.1	2.1
	区分1(n=75)	57.3	25.3	14.7	2.7
	区分2(n=188)	70.2	13.3	14.9	1.6
中学校2年生の母親	全体(n=331)	68.3	17.8	12.4	1.5
	区分1(n=89)	59.6	28.1	11.2	1.1
	区分2(n=167)	73.1	14.4	12.0	0.6
16-17歳の母親	全体(n=161)	72.0	14.9	11.8	1.2
	区分1(n=38)	65.8	21.1	13.2	0.0
	区分2(n=75)	70.7	12.0	14.7	2.7

父親の収入の変化

(専業主夫、学生、無職以外の方への質問) 2020年11月と比べて、収入に変化はありましたか。

「減った」と回答した割合は小学校1年生で22.9%、小学校5年生で23.0%、中学校2年生で20.1%、16-17歳で20.7%となっています。いずれの年齢層も区分1で割合が高くなっています。

(単位:%)

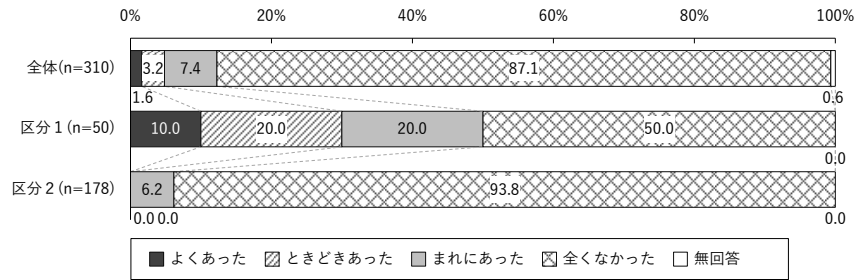
		変化なし	減った	増えた	無回答
小学校1年生の父親	全体(n=284)	62.7	22.9	10.6	3.9
	区分1(n=34)	52.9	38.2	8.8	0.0
	区分2(n=172)	66.3	19.8	12.8	1.2
小学校5年生の父親	全体(n=305)	65.9	23.0	7.5	3.6
	区分1(n=55)	49.1	43.6	3.6	3.6
	区分2(n=178)	69.7	18.5	10.1	1.7
中学校2年生の父親	全体(n=309)	70.2	20.1	5.5	4.2
	区分1(n=59)	67.8	25.4	1.7	5.1
	区分2(n=179)	72.1	18.4	7.8	1.7
16-17歳の父親	全体(n=150)	71.3	20.7	8.0	0.0
	区分1(n=33)	60.6	36.4	3.0	0.0
	区分2(n=70)	75.7	15.7	8.6	0.0

食料が買えなかった経験

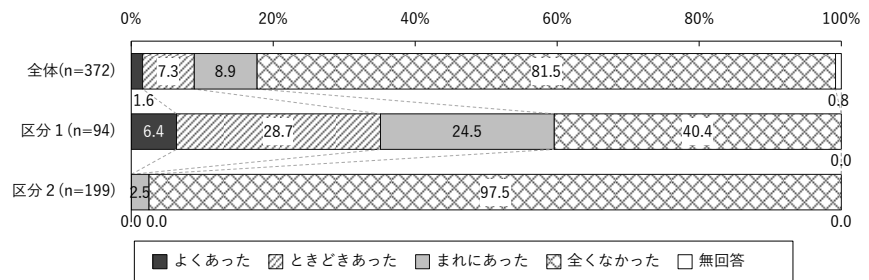
過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがありましたか。

「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた『あった』と回答した割合は、いずれの年齢層でも区分1で高くなっています。

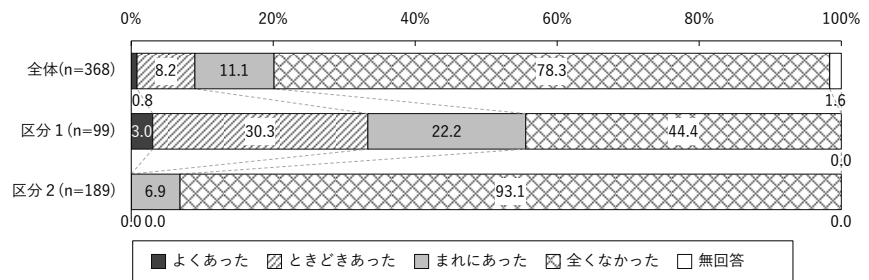
小学校1年生保護者



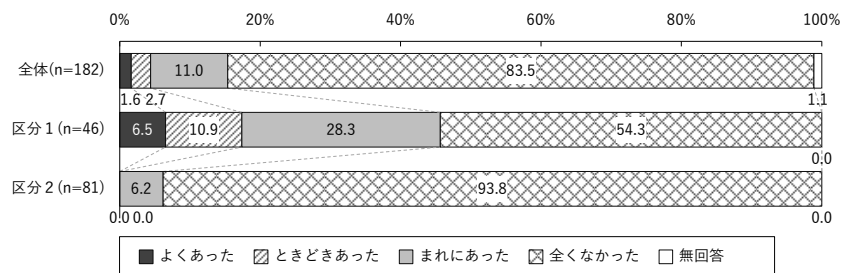
小学校5年生保護者



中学校2年生保護者



16-17歳保護者

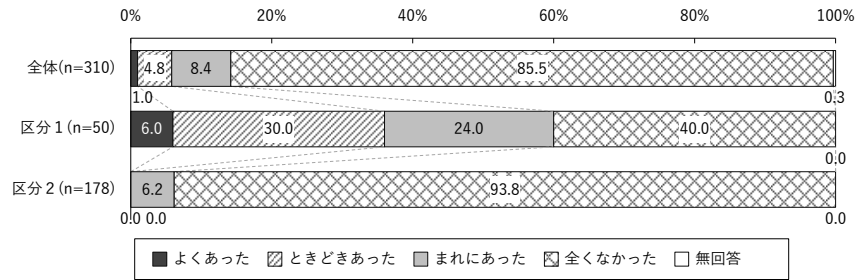


衣類が買えなかった経験

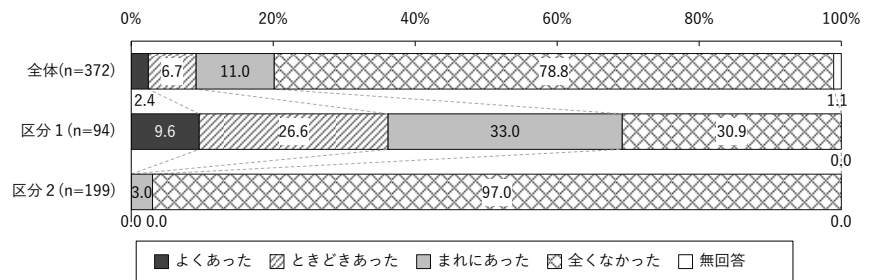
過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣類が買えないことがありましたか。

「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた『あった』と回答した割合は、いずれの年齢層でも区分1で高くなっています。

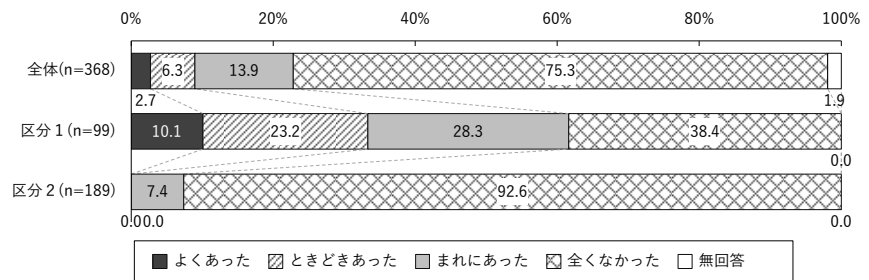
小学校1年生保護者



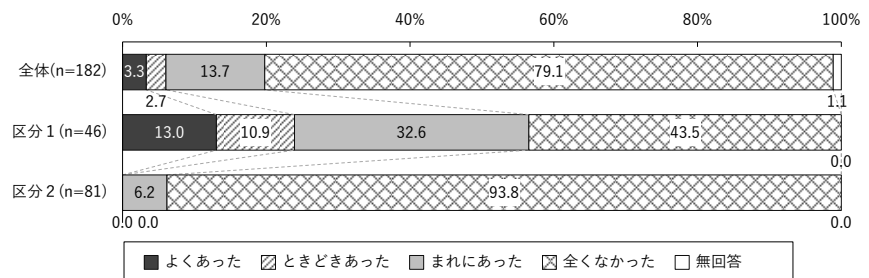
小学校5年生保護者



中学校2年生保護者



16-17歳保護者



支援制度等の利用

次の支援制度等をこれまでに利用したことがありますか。

いずれの年齢層も、公助のサービスでは利用経験のある割合が総じて高くなっています。利用したことがない場合で「利用したいと思っただけでなかった」以外の理由では、「制度等について全く知らなかった」の割合が高く、区分別では「区分1」で割合の高くなる傾向が見られます。

小学校1年生保護者

(単位:%)

	利用したことがある	利用したことがない					
		なかった	利用したいと思っただけでなかった	利用したかったが、条件を満たしていなかった	利用したかったが、利用時間や制度等が使いづらかった	利用したかったが、利用の仕方がわからなかった	利用したかったが、近くになかった
地域子育て支援センター							
全体(n=310)	76.1	12.9	0.3	2.3	1.6	1.6	3.5
区分1(n=50)	64.0	16.0	0.0	0.0	2.0	6.0	8.0
区分2(n=178)	79.8	11.8	0.6	2.8	0.6	1.1	2.8
子ども食堂							
全体(n=310)	2.6	61.6	1.0	1.3	2.6	10.3	18.1
区分1(n=50)	2.0	34.0	2.0	2.0	4.0	28.0	24.0
区分2(n=178)	3.4	65.7	1.1	1.1	2.8	7.9	17.4
フードバンクによる食料支援							
全体(n=310)	4.8	64.2	3.2	1.0	3.9	4.2	15.5
区分1(n=50)	8.0	34.0	6.0	4.0	10.0	12.0	24.0
区分2(n=178)	5.1	69.1	2.8	0.0	2.8	3.4	14.6
児童館や学童保育所・放課後等デイサービス							
全体(n=310)	62.3	22.6	6.1	2.6	0.6	1.3	2.3
区分1(n=50)	58.0	14.0	8.0	4.0	0.0	6.0	6.0
区分2(n=178)	62.9	24.2	5.6	2.2	0.6	0.6	2.2
放課後子ども教室							
全体(n=310)	26.8	40.0	2.9	6.8	4.2	1.0	14.8
区分1(n=50)	24.0	32.0	4.0	4.0	8.0	2.0	24.0
区分2(n=178)	24.7	42.1	2.2	9.0	4.5	1.1	14.6
学校以外が実施する学習支援							
全体(n=310)	6.5	48.7	0.3	3.9	3.2	4.5	29.4
区分1(n=50)	2.0	34.0	2.0	6.0	6.0	6.0	40.0
区分2(n=178)	5.6	51.1	0.0	4.5	2.8	4.5	29.2

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「利用したことがない」うち「利用したいと思っただけでなかった」以外で1位(同率含む)。

小学校5年生保護者

(単位:%)

	利用したことがある	利用したことがない						
		なかった 思ったことが なかった	利用したいと 思ったことが なかった	い な か つ た	利用したかったが、 条件を満たして いなかった	利用したかったが、 利用時間や制度等が 使いづらかった	利用したかったが、 利用の仕方がわから なかった	利用したかったが、 近くに なかった
地域子育て支援センター								
全体(n=372)	60.5	22.6	1.1	2.7	2.7	1.6	4.6	
区分1(n=94)	54.3	22.3	0.0	3.2	3.2	3.2	8.5	
区分2(n=199)	61.3	25.6	1.5	2.5	3.0	1.5	3.0	
子ども食堂								
全体(n=372)	1.1	61.0	0.8	1.6	2.2	5.9	21.0	
区分1(n=94)	2.1	43.6	1.1	2.1	5.3	9.6	29.8	
区分2(n=199)	0.5	68.8	1.0	2.0	1.0	3.0	19.6	
フードバンクによる食料支援								
全体(n=372)	4.6	69.1	2.2	0.8	3.0	2.4	11.6	
区分1(n=94)	14.9	44.7	3.2	0.0	9.6	3.2	17.0	
区分2(n=199)	1.5	78.4	2.0	1.0	1.0	2.5	9.5	
児童館や学童保育所・放課後等デイサービス								
全体(n=372)	50.3	34.1	5.4	1.9	0.8	0.5	2.2	
区分1(n=94)	50.0	31.9	4.3	3.2	1.1	2.1	2.1	
区分2(n=199)	50.8	37.2	5.0	1.5	0.5	0.0	2.0	
放課後子ども教室								
全体(n=372)	22.6	48.9	2.2	4.8	1.1	1.6	13.2	
区分1(n=94)	21.3	38.3	2.1	6.4	0.0	3.2	23.4	
区分2(n=199)	25.1	52.8	2.5	4.5	2.0	0.5	9.5	
学校が実施する補講(学習支援)								
全体(n=372)	10.2	49.5	0.8	1.3	3.0	1.6	27.4	
区分1(n=94)	13.8	38.3	1.1	0.0	3.2	0.0	37.2	
区分2(n=199)	11.1	53.8	1.0	2.0	2.5	1.5	24.6	
学校以外が実施する学習支援								
全体(n=372)	7.3	48.7	0.5	1.6	2.7	1.1	31.5	
区分1(n=94)	7.4	37.2	1.1	0.0	4.3	1.1	40.4	
区分2(n=199)	5.5	56.3	0.5	2.5	2.0	0.5	29.1	

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「利用したことがない」うち「利用したいと思ったことがなかった」以外で1位(同率含む)。

中学校2年生保護者

(単位:%)

	利用したことがある	利用したことがない						
		なかった 思ったことが なかった	利用したいと 思ったことが なかった	い な か っ た	利用したかったが、 条件を満たして いなかった	利用したかったが、 利用時間や制度等が 使いづらかった	利用したかったが、 利用の仕方がわから なかった	利用したかったが、 近くなかった
地域子育て支援センター								
全体(n=372)	60.5	22.6	1.1	2.7	2.7	1.6	4.6	
区分1(n=94)	54.3	22.3	0.0	3.2	3.2	3.2	8.5	
区分2(n=199)	61.3	25.6	1.5	2.5	3.0	1.5	3.0	
子ども食堂								
全体(n=372)	1.1	61.0	0.8	1.6	2.2	5.9	21.0	
区分1(n=94)	2.1	43.6	1.1	2.1	5.3	9.6	29.8	
区分2(n=199)	0.5	68.8	1.0	2.0	1.0	3.0	19.6	
フードバンクによる食料支援								
全体(n=372)	4.6	69.1	2.2	0.8	3.0	2.4	11.6	
区分1(n=94)	14.9	44.7	3.2	0.0	9.6	3.2	17.0	
区分2(n=199)	1.5	78.4	2.0	1.0	1.0	2.5	9.5	
児童館や学童保育所・放課後等デイサービス								
全体(n=372)	50.3	34.1	5.4	1.9	0.8	0.5	2.2	
区分1(n=94)	50.0	31.9	4.3	3.2	1.1	2.1	2.1	
区分2(n=199)	50.8	37.2	5.0	1.5	0.5	0.0	2.0	
放課後子ども教室								
全体(n=372)	22.6	48.9	2.2	4.8	1.1	1.6	13.2	
区分1(n=94)	21.3	38.3	2.1	6.4	0.0	3.2	23.4	
区分2(n=199)	25.1	52.8	2.5	4.5	2.0	0.5	9.5	
学校が実施する補講(学習支援)								
全体(n=372)	10.2	49.5	0.8	1.3	3.0	1.6	27.4	
区分1(n=94)	13.8	38.3	1.1	0.0	3.2	0.0	37.2	
区分2(n=199)	11.1	53.8	1.0	2.0	2.5	1.5	24.6	
学校以外が実施する学習支援								
全体(n=372)	7.3	48.7	0.5	1.6	2.7	1.1	31.5	
区分1(n=94)	7.4	37.2	1.1	0.0	4.3	1.1	40.4	
区分2(n=199)	5.5	56.3	0.5	2.5	2.0	0.5	29.1	

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「利用したことがない」うち「利用したいと思ったことがなかった」以外で1位(同率含む)。

16-17歳保護者

(単位:%)

	利用したことがある	利用したことがない						
		なかった	利用したいと思ったことがなかった	利用したかったが、条件を満たしていなかった	利用したかったが、利用時間がなかった	利用したかったが、利用の仕方がわからなかった	利用したかったが、利用したかったが、近くになかった	全く知らなかった 制度等について
(学校以外で)16~17歳のお子さんについて、何でも相談できる場所								
全体(n=182)	3.8	58.2	0.5	2.2	1.1	1.6	23.6	
区分1(n=46)	6.5	37.0	0.0	6.5	0.0	4.3	41.3	
区分2(n=81)	3.7	71.6	1.2	1.2	2.5	0.0	16.0	
子ども食堂								
全体(n=182)	0.0	68.7	0.0	1.1	0.5	6.0	15.9	
区分1(n=46)	0.0	56.5	0.0	2.2	0.0	10.9	28.3	
区分2(n=81)	0.0	85.2	0.0	0.0	1.2	3.7	8.6	
フードバンクによる食料支援								
全体(n=182)	3.8	69.2	1.1	1.1	3.8	1.6	11.5	
区分1(n=46)	13.0	47.8	2.2	0.0	10.9	4.3	19.6	
区分2(n=81)	1.2	87.7	0.0	1.2	2.5	1.2	4.9	
中学卒業後のお子さんが自由に時間を過ごせる場所(公共施設など)								
全体(n=182)	15.4	52.2	0.5	0.5	0.5	5.5	16.5	
区分1(n=46)	15.2	37.0	0.0	0.0	2.2	8.7	30.4	
区分2(n=81)	13.6	69.1	1.2	0.0	0.0	3.7	9.9	
学校が実施する補講(学習支援)								
全体(n=182)	20.3	46.7	1.1	0.5	1.1	2.2	19.8	
区分1(n=46)	21.7	32.6	2.2	0.0	2.2	6.5	30.4	
区分2(n=81)	19.8	61.7	1.2	0.0	0.0	0.0	16.0	
学校以外が実施する学習支援								
全体(n=182)	4.9	54.4	0.5	0.5	1.6	3.3	25.8	
区分1(n=46)	4.3	39.1	0.0	0.0	2.2	6.5	41.3	
区分2(n=81)	3.7	74.1	1.2	1.2	1.2	0.0	17.3	

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「利用したことがない」うち「利用したいと思ったことがなかった」以外で1位(同率含む)。

経済的支援制度等の利用

次の支援制度等をこれまでに利用・受給したことがありますか。

利用したことがない場合で、「利用したいと思ったことがなかった（対象外含む）」の割合は、区分1で低くなっています。注視すべきは、区分1における「利用したかったが利用の仕方がわからなかった」人の存在です。また、「制度等について全く知らなかった」の割合がいずれの制度でも区分1で高くなっています。

小学校1年生保護者

(単位:%)

	利用したことがある	利用したことがない				
		(対象外含む) 利用したいと思っ たことがなかった	利用したかったが、 条件を満たして いなかった	利用したかったが、 利用したかったが、 制度等が 使いづらかった	利用したかったが、 利用の仕方がわか らなかった	利用したかったが、 全く知らなかつた
生活福祉資金						
全体(n=310)	0.3	71.3	1.0	0.3	1.3	21.0
区分1(n=50)	0.0	36.0	2.0	2.0	4.0	48.0
区分2(n=178)	0.6	80.3	1.1	0.0	0.6	14.6
生活保護						
全体(n=310)	2.3	80.0	1.9	0.0	1.3	10.0
区分1(n=50)	8.0	52.0	6.0	0.0	4.0	24.0
区分2(n=178)	1.7	84.8	1.7	0.0	0.6	8.4
母子父子寡婦福祉資金						
全体(n=310)	1.3	74.2	1.3	0.0	1.9	16.8
区分1(n=50)	0.0	42.0	2.0	0.0	6.0	42.0
区分2(n=178)	1.1	82.6	1.7	0.0	1.1	11.2
児童扶養手当						
全体(n=310)	12.9	66.8	2.6	0.0	2.3	10.6
区分1(n=50)	32.0	34.0	4.0	0.0	8.0	16.0
区分2(n=178)	9.0	74.2	2.2	0.0	1.1	10.7

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「利用したことがない」うち「利用したいと思っただけ」以外で1位(同率含む)。

小学校5年生保護者

(単位:%)

	利用したことがある	利用したことがない				
		利用したいと思った ことがなかった (対象外含む)	利用したかったが、 条件を満たして いなかった	利用したかったが、 制度等が 使いづらかった	利用したかったが、 利用の仕方がわから なかった	制度等について 全く知らなかった
生活福祉資金						
全体(n=372)	1.3	68.3	1.6	0.3	1.9	21.0
区分1(n=94)	5.3	40.4	5.3	0.0	5.3	36.2
区分2(n=199)	0.0	79.4	0.5	0.5	1.0	17.1
生活保護						
全体(n=372)	1.9	82.5	1.9	0.8	0.5	7.0
区分1(n=94)	5.3	62.8	5.3	3.2	2.1	14.9
区分2(n=199)	1.0	92.5	0.5	0.0	0.0	4.5
母子父子寡婦福祉資金						
全体(n=372)	0.5	74.7	1.1	0.0	1.6	15.9
区分1(n=94)	1.1	50.0	2.1	0.0	5.3	33.0
区分2(n=199)	0.5	85.4	1.0	0.0	0.5	11.1
児童扶養手当						
全体(n=372)	16.1	66.1	4.3	0.0	0.3	8.1
区分1(n=94)	36.2	39.4	8.5	0.0	1.1	10.6
区分2(n=199)	9.0	77.9	3.5	0.0	0.0	7.5

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「利用したことがない」うち「利用したいと思ったことがなかった」以外で1位(同率含む)。

中学校2年生保護者

(単位:%)

	利用したことがある	利用したことがない				
		利用したいと思った ことがなかった (対象外含む)	利用したかったが、 条件を満たして いなかった	利用したかったが、 制度等が 使いづらかった	利用したかったが、 利用の仕方がわから なかった	制度等について 全く知らなかった
生活福祉資金						
全体(n=368)	1.4	67.9	1.1	0.3	0.8	21.7
区分1(n=99)	5.1	44.4	2.0	1.0	2.0	34.3
区分2(n=189)	0.0	79.4	1.1	0.0	0.5	18.0
生活保護						
全体(n=368)	2.4	80.7	1.6	0.8	0.8	7.3
区分1(n=99)	7.1	63.6	5.1	2.0	2.0	11.1
区分2(n=189)	1.1	91.0	0.5	0.0	0.5	5.8
母子父子寡婦福祉資金						
全体(n=368)	2.2	70.9	1.9	0.5	0.8	16.6
区分1(n=99)	5.1	42.4	4.0	1.0	1.0	34.3
区分2(n=189)	1.6	84.7	1.6	0.0	1.1	10.1
児童扶養手当						
全体(n=368)	18.2	64.4	1.1	0.3	0.5	9.0
区分1(n=99)	40.4	34.3	2.0	0.0	0.0	13.1
区分2(n=189)	10.6	78.8	1.1	0.0	0.5	7.9

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「利用したことがない」うち「利用したいと思ったことがなかった」以外で1位(同率含む)。

16-17歳保護者

(単位:%)

	利用したことがある	利用したことがない				
		利用したいと思った ことがなかった (対象外含む)	利用したかったが、 条件を満たして いなかった	利用したかったが、 制度等が 使いづらかった	利用したかったが、 利用の仕方がわから なかった	制度等について 全く知らなかった
生活福祉資金						
全体(n=182)	0.0	68.7	0.0	0.0	0.5	20.9
区分1(n=46)	0.0	54.3	0.0	0.0	2.2	39.1
区分2(n=81)	0.0	82.7	0.0	0.0	0.0	16.0
生活保護						
全体(n=182)	1.1	80.2	0.5	1.1	0.5	6.0
区分1(n=46)	4.3	71.7	0.0	4.3	2.2	10.9
区分2(n=81)	0.0	93.8	1.2	0.0	0.0	3.7
母子父子寡婦福祉資金						
全体(n=182)	0.5	72.0	0.0	0.5	0.5	15.4
区分1(n=46)	2.2	54.3	0.0	2.2	0.0	32.6
区分2(n=81)	0.0	87.7	0.0	0.0	0.0	11.1
児童扶養手当						
全体(n=182)	18.7	64.3	1.1	0.0	0.0	7.7
区分1(n=46)	37.0	43.5	2.2	0.0	0.0	15.2
区分2(n=81)	12.3	81.5	1.2	0.0	0.0	4.9

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

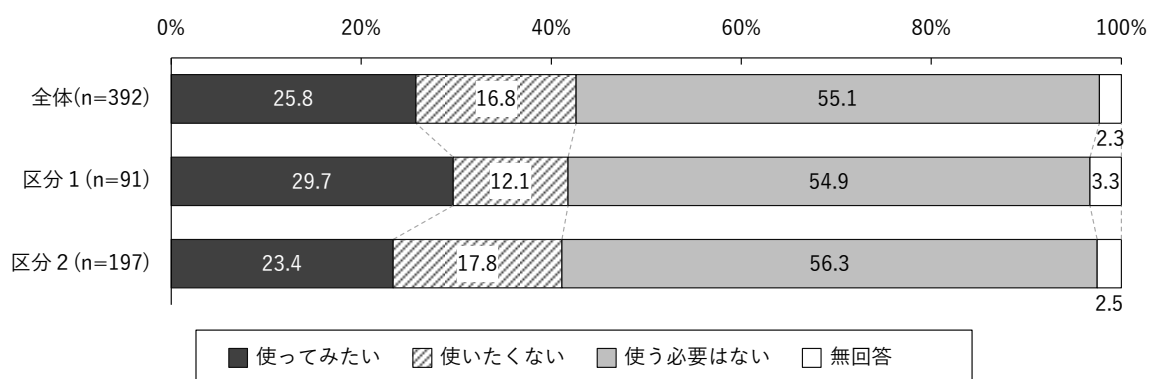
※網掛けは「利用したことがない」うち「利用したいと思ったことがなかった」以外で1位(同率含む)。

平日放課後の居場所の利用意向

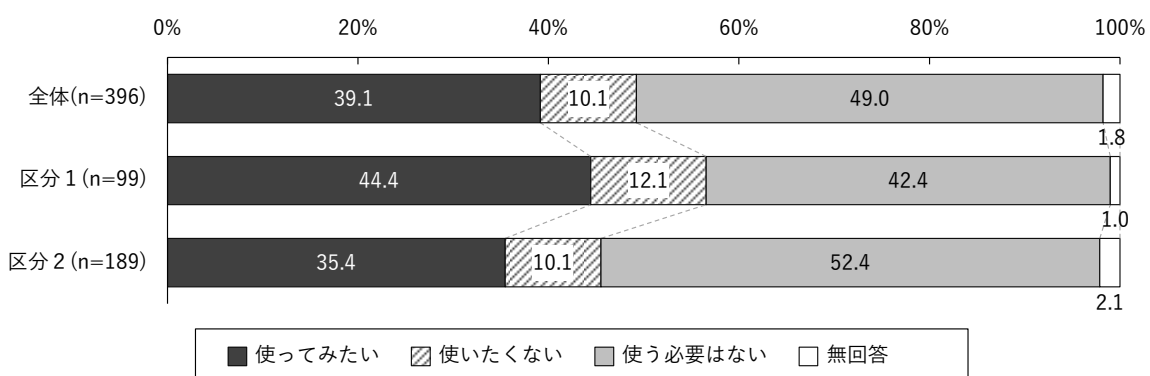
以下のような場所があれば使ってみたいと思いますか。「(家以外で) 平日の放課後に夜まで安心して過ごすことができる場所」

小学校 5 年生と中学校 2 年生では「使う必要はない」の割合が最も高く、16-17 歳では「使ってみたい」の割合が最も高くなっています。

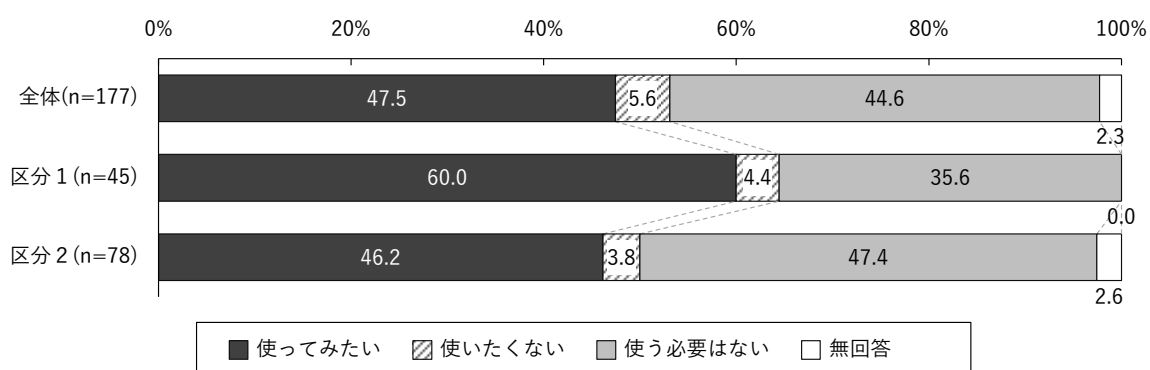
小学校 5 年生



中学校 2 年生



16-17 歳

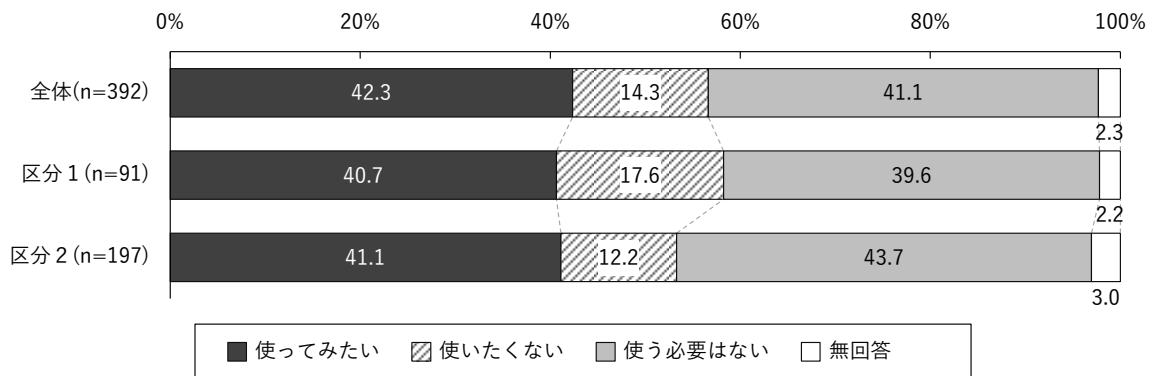


休日の居場所の利用意向

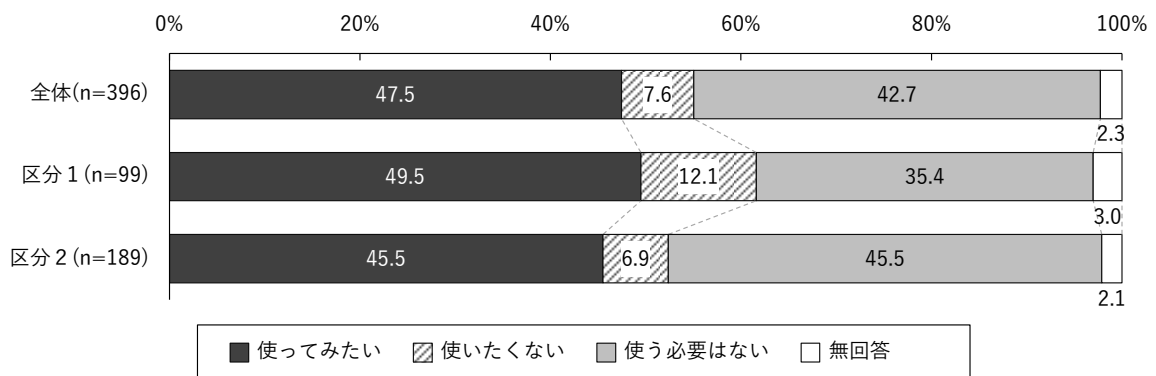
以下のような場所があれば使ってみたいと思いますか。「(家以外で) 休日にいることができる場所」

いずれの年齢層でも、「使ってみたい」と回答した割合が最も高くなっています。区分別では、中学校2年生、16-17歳の区分1で高くなっています。

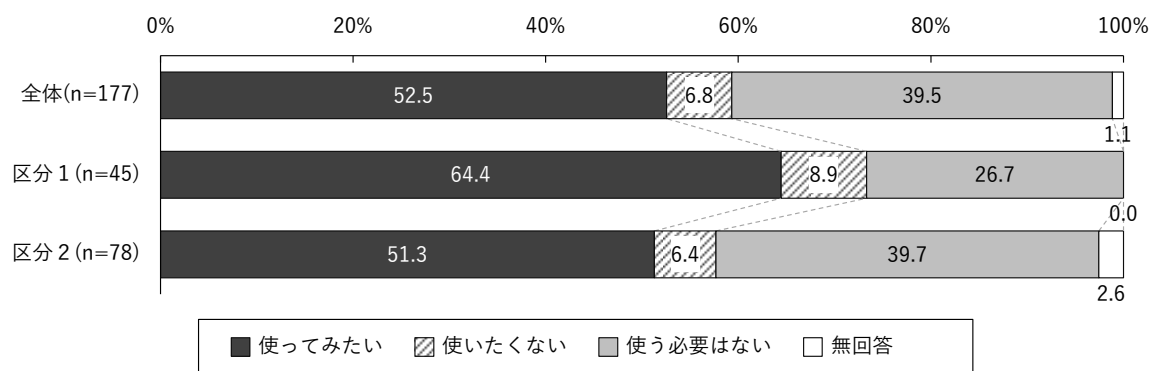
小学校5年生



中学校2年生



16-17歳

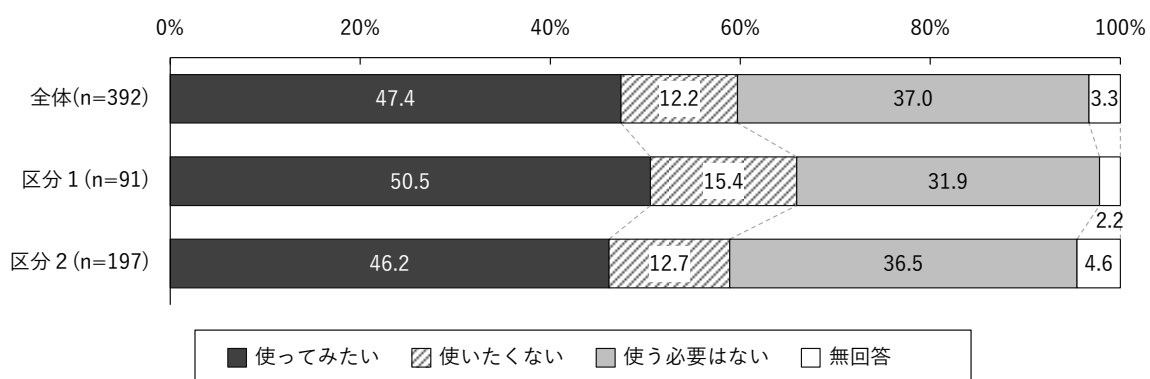


静かに勉強ができる場所の利用意向

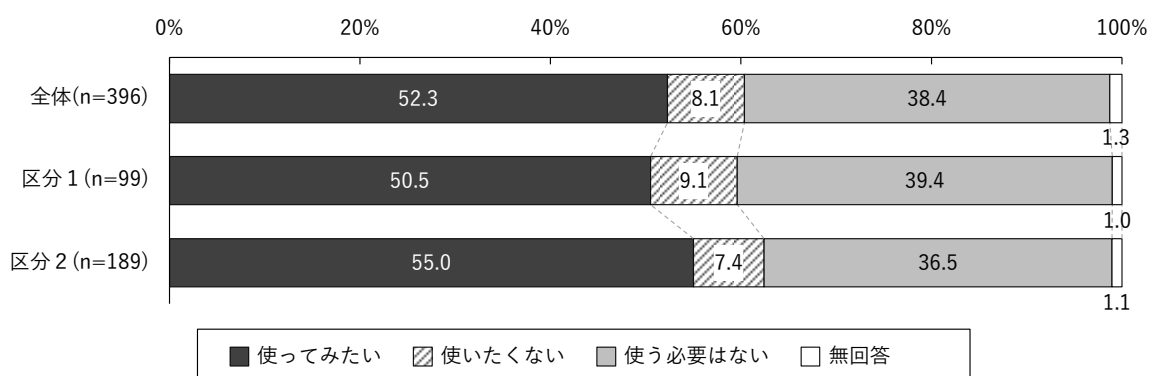
以下のような場所があれば使ってみたいと思いますか。「家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所」

「使ってみたい」と回答した割合は、小学校5年生で47.4%、中学校2年生で52.3%、16-17歳で62.7%とそれぞれ最も高くなっています。

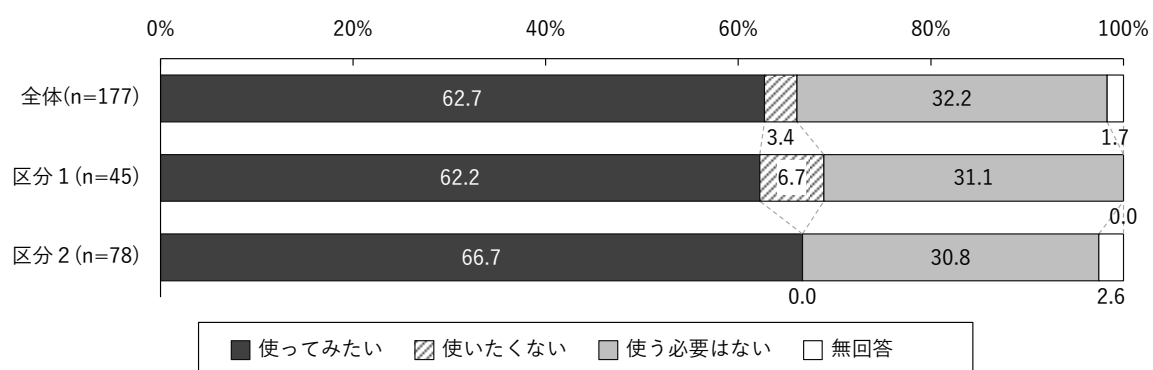
小学校5年生



中学校2年生



16-17歳



保護者の頼れる親族・友人

お子さんが病気の時や、ご自身の用事などに頼れる親族や友人などがありますか。

いずれの年齢層も、日常的に頼れる親族がいる割合は区分1で割合が低くなっています。友人・知人については、いずれの年齢層・区分でも約3～5割が「頼れない・いない」と回答しています。

(単位:%)

	親族			友人・知人		
	日常的に	緊急時もしくは用事の際に	頼れない・いない	日常的に	緊急時もしくは用事の際に	頼れない・いない
小学校1年生保護者						
全体(n=310)	55.5	35.8	8.1	6.1	32.3	39.4
区分1(n=50)	42.0	44.0	12.0	8.0	26.0	48.0
区分2(n=178)	59.6	30.9	9.6	5.6	33.7	41.6
小学校5年生保護者						
全体(n=372)	56.7	36.8	5.6	5.1	37.1	33.9
区分1(n=94)	44.7	43.6	10.6	3.2	27.7	39.4
区分2(n=199)	58.8	35.7	4.5	6.5	41.2	30.7
中学校2年生保護者						
全体(n=368)	55.4	35.6	6.3	6.5	36.7	34.8
区分1(n=99)	48.5	37.4	10.1	3.0	31.3	34.3
区分2(n=189)	57.1	36.0	4.8	9.0	38.1	35.4
16-17歳保護者						
全体(n=182)	60.4	30.8	5.5	10.4	29.1	31.3
区分1(n=46)	54.3	39.1	6.5	6.5	21.7	43.5
区分2(n=81)	67.9	28.4	1.2	12.3	34.6	24.7

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

保護者の困ったときの相談相手

子育てや生活上の問題で困ったときに、相談にのってくれる人はだれですか。

保護者の困ったときの相談相手では、いずれの年齢層も「家族」、「友人・知人」の順で割合が高く、小学校1年生ではそれぞれ91.3%、66.5%、小学校5年生では84.7%、64.2%、中学校2年生では84.5%、62.2%、16-17歳では74.7%、50.5%となっていました。

「家族」、「親戚」、「友人・知人」、「職場の同僚」の割合では、いずれの年齢層も区分1で低く、「そのような人はいない」の割合は16-17歳以外で区分1が高くなっていました。

(2) 関係団体等への調査

①調査実施の概要

子どもと保護者を対象とした統計的なアンケート調査だけでは把握が難しいニーズや、市の子どもを取り巻く状況について、「関係団体等」、「学校関係者・福祉関係者等」の意見を聞き、専門家・第三者の立場からみた実態を把握するために実施しました。

令和3年11月～12月にかけて、調査シートの配付・回収を行い、「関係団体等」は10件、「学校関係者・福祉関係者等」は74件の回答を得ました。

対象者	
関係団体等	市内の、子ども食堂、フードバンク、家庭教育支援チーム、社会福祉協議会
学校関係者・福祉関係者等	学校関係者：養護教諭、SSW（スクールソーシャルワーカー） 福祉関係者：保健師、CW（ケースワーカー：生活保護ケースワーカー含む）、保育施設 その他の福祉関係者：主任児童委員、福祉関連部局・子育て世代包括支援センター等の市職員

②「関係団体等調査」結果の概要

子どもや家庭との関わり

10団体中8団体が、「貧困状況にある（かもしれない）」子どもと接する経験があると回答しています。それらの子どもからはコミュニケーション能力、自己肯定感や表現力、自尊心といった内面的な課題を感じ取っており、表面的ではない交流がうかがえます。

支援活動により子どもたちに「笑顔が増えた」との回答が最上位で、そのほかにも子どもの状況が向上した感触を様々な面から得ています。

他の団体や機関との情報のやり取り

全体的に、市の部局、学校、地域子育て支援センター等との情報のやり取りは少なめでしたが、子ども関連のNPO団体等との間では情報交換の機会が得られています。

子どもや家庭への支援

支援で困難だと感じることでは、保護者との接触・信頼関係づくりと、支援制度（資源）が少ないことが挙げられています。

自らの団体活動によらず、支援等でより必要と考えるものは、「相談担当者

の質的向上」が最上位、続いて「経済的支援」「訪問による早期発見・支援」「保育・預かり」「子どもの居場所」となっています。

活動継続の課題

活動継続のための、人材面、資金面での課題をあげる意見が多く、行政に対してはそれらの他サービスに必要なスペース確保や広報の支援なども求めています。

③「学校関係者・福祉関係者等調査」結果の概要

子どもや家庭との関わり

74件中50件で「貧困状況にある(かもしれない)」子どもと接する経験があるとの回答がありました。それらの子どもにはこころの状態の安定性・心身の健康が不足しているとの感触を多く持たれています。養護教諭は多方面からの「気づき」を持っていました。

支援において、保護者との接触、信頼関係づくりの困難さを感じているとの回答が最も多くなっており、関係団体等調査と同様に支援対象との信頼関係づくりや相手の気持ちに立った関わり方を重視する自由意見が多く見られました。

必要だと思う支援と他部署・機関との連携

より必要だと思う支援では、経済的支援、アウトリーチ型の支援、親の就労支援が多くなっています。

他の部署や機関と情報をやり取りする機会・頻度は、各職種の業務内で想定される部署や機関とのやり取りが中心で、他の部署・機関で受けられるサービスを紹介すること・頻度では「ほとんどない」「全くない」とする回答が多数となっています。

他の部署や機関で受けられるサービスを紹介しない理由としては、それらについてよく知らないという回答が多く、「個別に対応する立場にない、情報が入ってこない。」との自由意見もありました。

支援によって改善に向かった事例では、「公的サービスへのつなぎ」「他機関との相談や情報共有」について触れた意見も見られます。また、支援をより充実するための意見では、「定期的な情報や課題の共有」「現在行っている支援についての職員への周知」「高校入学時の情報の引継ぎ」「支援先・窓口について学校に周知」といった、支援者側の連携に触れた意見が少なからず見られました。

3 調査等に見る課題

調査等により見えてきた課題について、支援につないでいくための「周知や情報提供・連携・支援体制」、国の重点施策に沿った「教育」「生活」「保護者の就労」「経済的支援」の4項目、社会全体で取り組む地域も含めた支援のあり方の視点から整理します。

※文中の「区分」は子ども・保護者調査における分類によります

(1) 相談・支援体制の充実

調査等に見る課題

- 公的に設けられている相談先について、「相談する窓口や方法がわからなかった」の回答が一定数見られ、総じて区分1で割合が高い。
- 公的に設けられている相談先について、「相談したかったが、抵抗感があった」の回答が一定数見られる、総じて区分1で割合が高い。
- 情報の入手方法・入手意向では、区分2に比べて区分1の家庭に行政からの情報が届いていない可能性が高い。
- 支援が必要と思われる家庭や子どもが、経済的支援をはじめ、各種サービスを知らず利用していない可能性がある。
- 学校関係者・福祉関係者等では、支援やサービスをつなぐことの重要性が多く指摘されており、同時に支援者側の連携や情報の共有の大切さと難しさを感じている意見が少なからず見られる。

必要と思われる取組の方向性

- 保護者の悩みや相談を受け止められる窓口・サービスの充実、窓口の分かりやすさ、相談のしやすさ。
- 支援が必要な子ども・家庭に適切に支援を届けるための周知と情報提供体制。
- 支援者側の連携・情報共有の体制強化。

市民から見てわかりやすく使いやすい相談の受付体制、保護者や子どもの課題を早期に発見・把握し支援につなげる体制、市の様々な取組を提供側でつないでいく体制が必要と考えられます。

(2) 教育の支援

調査等に見る課題

- 区分1で、学校の授業の理解度が低くなる傾向がある。
- 子ども自身の成績評価は、区分1で低い傾向にある。
- 区分によらず、授業がわからない子どもは、小学校5年生で約14%が小学校3年生までにわからなくなり、中学校2年生で約48%が、小学生段階でわからなくなったと回答している。
- 家で勉強できないとき静かに勉強ができる場所に対する子どもの利用希望が多い。
- 区分1では、子どもに受けさせたい教育段階が低くなる傾向がある。*
- 平日に学校以外で1時間以上勉強する割合は、いずれの年齢層でも区分1でやや低い。
- 経済的に「習い事」「学習塾に通わせる」ことができない割合は区分1で高い。

必要と思われる取組の方向性

- 学校における、専門家による教育相談、就学相談等。
- 学校や地域における学習の支援。
- 教育・学習に係る費用負担の軽減。

学校をプラットフォームとする支援、また、教育に関わる経済的負担軽減や、地域での学習支援など、子どもの学びを応援することが必要と考えられます。

※の付してあるものは、令和4年3月「村上市子どもの生活に関する実態調査報告書」本編に記載。
(以下同じ)

(3) 生活の支援

調査等に見る課題

- 朝食を「ひとりで食べる」割合は小学校5年生、中学校2年生とも区分1で高い。
- 30分以上からだを動かす遊びや習い事を「ほとんどしない・全くしない」の割合が小学校5年生及び16-17歳の区分1では区分2の倍程度に高くなっている。
- 子どもの主観的な健康状態はいずれの年齢層でも区分1で低い傾向にある。
- 16-17歳では、必要なときにいつでも医者にかかることができる割合が区分1で低い。^{*}
- 区分1では、小学校5年生の約9%が「毎日2時間以上」親や兄弟姉妹、祖父母の世話や介護をしている。

必要と思われる取組の方向性

- 就学前も含めた早期から、親子の健康づくりや食の大切さを理解してもらう施策。
- 経済状況によらず保健指導を受けやすい、医療を受けやすいようにする支援。
- 子どもたちが安心して運動できる場所づくり。
- 障がい者、高齢者やその家族への支援との連携。

健康づくりや、健康の基礎となる食、子どもたちが安全・安心に過ごし多様な体験のできる場所や機会など、生活の様々な場面での支援が必要と考えられます。

(4) 就労の支援

調査等に見る課題

- 母親、父親とも就労状況は正社員・正職員が多いが、区分1ではその割合は低い。*
- 母親の、土曜、日曜・祝日出勤の割合が区分1でやや高い。*
- 父親の、コロナ禍によると思われる就労状況の変化や収入の減少があった割合は区分1で高い。
- 子どもの年齢層によらず、保護者のハローワークの利用経験で、「相談する窓口や方法がわからなかった」割合は区分1で高くなっている。

必要と思われる取組の方向性

- 就労に関する相談窓口の周知。
- ワーク・ライフ・バランスの実現や、個々の状況にきめ細かく対応する支援。
- 就職に有利な資格取得の支援。

就労のための情報提供や相談窓口、就労環境の改善を後押しすることなどにより、保護者の仕事を応援することが必要と考えられます。

(5) 経済的支援

調査等に見る課題

- 区分 1 の4～7割は、経済的な理由から食料や衣類が買えなかった経験がある。
- 生活保護を利用した経験は1～2%程度（小学校1年生で2.3%、小学校5年生で1.9%、中学校2年生で2.4%、16-17歳で1.1%。「利用したいと思ったことがなかった」割合は区分1の方が低く、「制度等について全く知らなかった」は区分1の方が高くなっている。
- 母子父子寡婦福祉資金、児童扶養手当についても、「制度等について全く知らなかった」は区分1の方が高くなっている。

必要と思われる取組の方向性

- 収入や家庭の状況に応じた経済的支援。
- 各種支援制度の周知。

各種手当や助成などによる経済面での子育て家庭支援は、特にそれが必要だと思われる家庭に向けて届けられるよう図ることが必要と考えられます。

(6) 社会全体での支援

調査等に見る課題

- 「(家以外で) 休日にいることができる場所」「家で勉強できないとき、静かに勉強できる場所」「(家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所」など、家庭や学校以外の地域での過ごし場所に対する子どもたちの利用希望がある。年齢が高くなるにつれその意向は強くなっている。
- 保護者の、日常的に頼れる親族がいる割合は区分1で低くなっている。
- 友人については、約3～5割の保護者が「頼れない・いない」と回答している。
- 相談相手は、いずれの年齢層も「家族」「友人・知人」「職場の同僚」の順だが、その割合はそれぞれ区分1で10～20ポイント低くなっている。

必要と思われる取組の方向性

- 子どもたちを対象に、過ごし場所や学習、食などの支援を行う市民活動やボランティアへの支援。
- 市民活動の周知や団体相互の連携の支援。
- 困りごとなどを他人事としないで気にかけるような地域の雰囲気づくり。

市民活動や地域での福祉を支える方々への支援、子どもの貧困という社会問題への理解促進などを通じ、社会全体で互いに支え合う意識や体制をつくっていくことが必要と考えられます。

第3章

計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系
- 4 本計画とSDGs

第3章では、ここまでに見てきた社会的な背景や、市の子どもと家庭の状況、そこから導き出された課題を踏まえ、本計画で取り組むべき基本的な考え方をまとめます。

1 基本理念

基本理念の設定にあたり、本計画における考え方を整理します。

(1) 誰に向けた計画か

いま経済的に困窮している家庭の子どもだけを対象とするものではなく、将来、困難を抱える可能性がある子ども(虐待やヤングケアラーなども含む)も視野に入れていく必要があると考えます。

制度の狭間に陥ることのないよう支援・応援するという意味からも“村上市の全ての子どもとその家庭”に向けた計画です。

(2) どこを目指すのか

生活困窮(貧困)が理由で、子どもの将来が左右されないよう努めることが貧困の連鎖を断ち切ることに繋がります。子どもたちが、将来の可能性を自ら狭めてしまうようなことなく、“夢”“希望”“未来”など、将来に目を向けて前向きに生きていけるよう応援する計画です。

(3) どのように取り組むか

目指すところを実現させるために、誰が村上市の子どもたちを支えていくことが望ましいのでしょうか。子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという考え方が必要であると考えます。村上市のみんなが子どもを支援していくための計画です。

以上のことから、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

(仮)

子どもの未来を みんなで応援するまち むらかみ

2 基本目標

基本目標 1 支援につなげる

現在から将来にわたり、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持てる村上市であるために、まず、支援を必要としている子どもや家庭をできるだけ早く把握します。そして、悩みや困りごとを丸ごと受け止める相談体制から、個々に適切な支援へとつないでいきます。

基本目標 2 教育の支援

いわゆる貧困の連鎖を断ち切るため、家庭環境や世帯の経済状況によらず、子どもたちが自分の能力・可能性を伸ばして夢に挑戦できるよう、子育て家庭の教育・学習に関わる支援を行います。

基本目標 3 生活の支援

子育て世帯の暮らしに必要な子育て支援サービスを充実し、全ての子どもと心身ともに健全な成長や幸せな未来づくりを支えます。妊娠・出産期からの子どもと保護者の健康増進、育ちの環境をよりよくするための生活環境づくりと食育、子ども自身の将来の就労に関する支援に努めます。

基本目標 4 就労の支援

就労による収入は家庭生活の経済的基盤の中心となり、生活の安定にも資するものであることから、保護者の就労支援、仕事と子育てを両立するためのよりよい就労環境の確保に努めます。

基本目標 5 経済的支援

保育や子どもの育成、医療費などの多方面から、子育てに関連する各種手当など経済的負担の軽減につながる援助を行います。

基本目標 6 社会全体での支援

地域で子どもたちを支える市民活動への支援や、子どもの貧困に関する啓発活動により、社会全体で子どもたちの未来を応援するまちづくりに取り組みます。

3 施策の体系

(1) 施策の体系

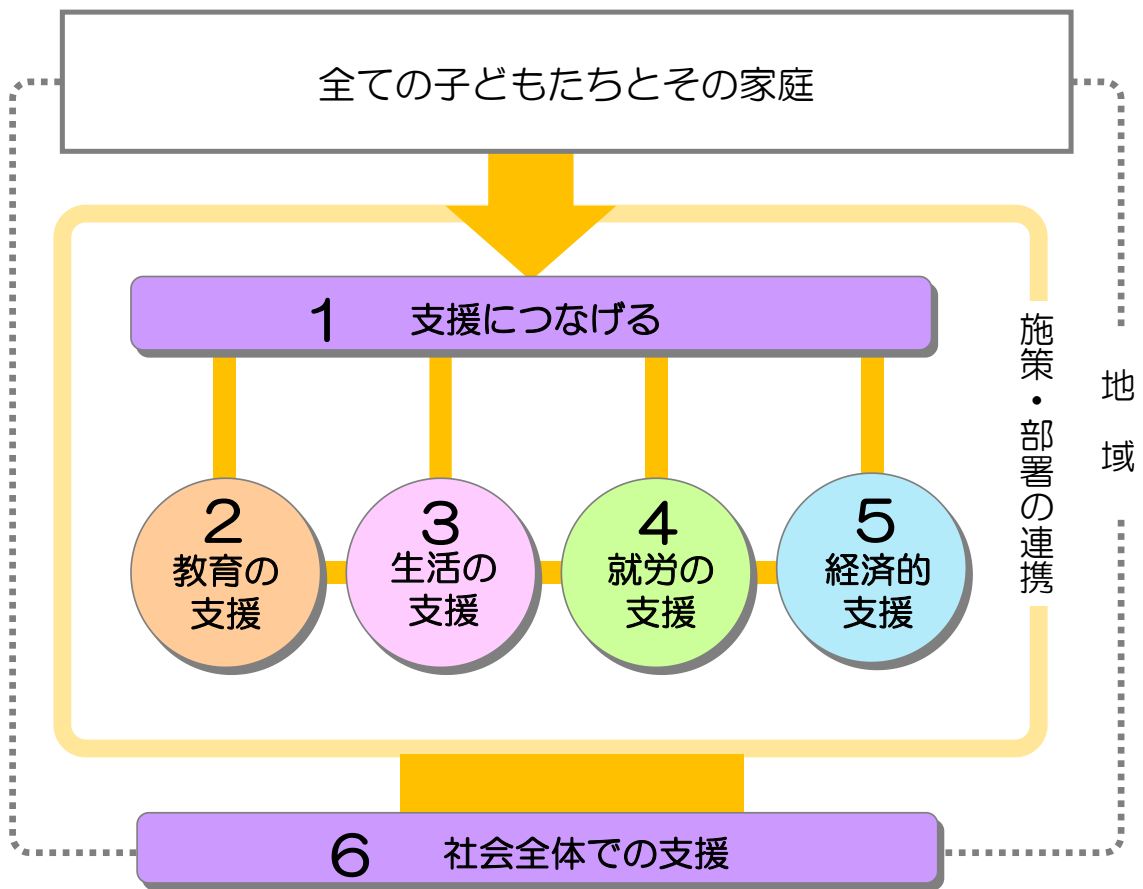
基本理念	基本目標	取組の分野	
（仮） 子どもの未来を みんなで応援するまち むらかみ	1 支援につなげる	1-1 情報提供・相談体制	P72
		1-2 課題や悩みの早期把握	P74
		1-3 支援の連携・体制づくり	P75
	2 教育の支援	2-1 学校を中心とする支援	P78
		2-2 教育費負担の軽減	P80
	3 生活の支援	3-1 子育て支援と保護者の生活支援	P82
		3-2 子どもの生活と就労支援	P84
		3-3 生活全般や環境に関する支援	P85
	4 就労の支援	4-1 保護者の就労支援	P87
		4-2 職業生活の安定と向上のための支援	P88
	5 経済的支援	5-1 子育てに関する経済的支援	P90
		5-2 家庭の状況に応じた経済的支援	P91
	6 社会全体での支援	6-1 地域における支援	P93
		6-2 市民活動やボランティアへの支援	P95

(2) 施策の連携

支援は、一人の子ども、一つの家庭に一つずつ届けられるものではなく、施策の数々は互いに重なり合ったりつながり合いながら、連携して進められるものです。

基本目標の6つの柱の連携のイメージは以下のとおりです。

▼ 6つの基本目標と施策等連携のイメージ



4 本計画とSDGs

(1) SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年の国連サミットで採択された、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットが設定され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国では、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に「地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の推進」を盛り込み、地方公共団体においても持続可能なまちづくりの推進を図っていく必要性を訴えました。

村上市でも、令和4年3月策定の「第3次村上市総合計画」において、SDGsの考え方を取り入れ、様々な主体と連携、協働しながら、持続・成長するまちづくりを進めることを謳っています。

(2) SDGsにおける17のゴール

SDGsにおける17のゴールは以下のとおりです。SDGsの「誰一人として取り残さない」という考え方は、全ての子どもたちの未来を応援する本計画の趣旨にもあてはまるものであり、第4章の施策の展開では、基本目標ごとに関連すると考えられるSDGsのゴールアイコンを掲載します。

▼ SDGsにおける17のゴール



第4章

施策の展開

- 1 支援につなげる
- 2 教育の支援
- 3 生活の支援
- 4 就労の支援
- 5 経済的支援
- 6 社会全体での支援

第4章では、基本理念を実現するための施策について、基本目標ごとの具体的な取組と、今後の方針についてまとめます。

1 支援につなげる

関連するSDGsの目標



子育ての悩みや困りごとは、生活状況などによらず全ての家庭に生じる可能性があります。しかし、支援が必要な家庭の中には、利用できる支援制度を知らない、利用のための手順がわからない、知ってはいても積極的に利用したらないといった状況があることも考えられます。

全ての市民から見えやすくわかりやすいワンストップの相談窓口や、必要に応じてのアウトリーチ型のサービスを組み合わせ、制度の周知と利用促進を図るとともに、子ども・子育て支援事業、地域支援事業の利用や母子保健に関わる相談支援を行う事業を活用し、総合的な情報提供・相談体制の充実を図ります。

全ての妊産婦・乳児のいる家庭を対象とした母子保健関連の訪問事業など、あらゆる機会を通じて支援の必要な子どもと家庭を早期に発見・把握し、早期の対応を図ります。

各種相談等により受け止めた悩みや困りごとへの対応を適切な支援制度につないでいく連携体制の整備に努めます。

村上市独自の指標

1-1 情報提供・相談体制

○原典計画で新規

家庭児童相談事業		こども課
7	家庭における児童の問題を中心として、それに伴う家庭環境等の相談、指導を行い児童の健全育成を図ります。	
子育て情報配信サービス		こども課
8	市内の未就学児のいる世帯を対象に、希望者に子育てメールマガジン「はぐナビ」として子育て支援センターや保育園等の子育てに関する情報を一斉メール配信します。	
子育て支援センターでの育児相談		こども課
11	子育て支援センターを利用する保護者や育児者に対し子育て相談を実施します。	
○ 子育て世代包括支援センター		こども課・保健医療課
13	妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談を行い、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行います。母子保健分野と子育て支援分野の両面からの支援を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持、増進に関する包括的な支援を行います。	
○ 総合相談窓口		福祉課
14	複合的な課題を抱える家庭や、従来の相談機関では対応できない課題を抱える方などに対し、年齢や内容を問わず丸ごと相談を受け付け、相談内容に応じて必要な関係機関やサービスを包括的にコーディネートします。	
専門家による相談体制の強化		学校教育課
23	不登校や非行の未然防止に適切な対応を行うため、適応指導教室を設置し指導員による相談・指導体制の充実を図ります。また、関係の機関と密接な連携を図り、必要な支援を行います。	
子育て応援ファイルの配布		保健医療課
9	出生児全員に対して、子育て応援ファイルを配布します。健診や予防接種に関する資料、各種施設の利用案内、各種手当の紹介、ぱすのーとなどの子育てに関する情報をポケット式の1冊にまとめて配布します。	
保育サービスの情報提供		こども課
10	市ホームページにおいて、保育園の入園申請、子育て支援センター、一時預かり、病児保育等に関する情報提供を行います。	

仕事と子育ての両立支援制度の広報		地域経済振興課
74	就労支援制度等について、地域経済振興課で作成・配布している「企業ニュース@村上市」や企業訪問などを通して、雇用者に対する周知と協力依頼を行います。	
育成センターたより発行		生涯学習課
12	有害情報から子どもたちを守るためのフィルタリングの普及・推進や、保護者によるアプリの管理の必要性などについての広報を図ります。	
外国籍住民の人権（丁寧な窓口対応や情報の提供）		村上市／村上市教育委員会
336	外国籍住民に対しても、丁寧な窓口対応や情報の提供に努めます。	
障がい者基幹相談支援センター		福祉課
	相談支援専門員をはじめ、さまざまな関係者とともに、障がい福祉サービスの利用に関する相談や、暮らしの相談など、こどもから大人まで障がいの種類に関わらず、支援します。	
小児科・産婦人科オンライン相談		保健医療課
	専門医等によるオンライン相談サービス事業を提供することで、不安や孤立感をやわらげ、安心して出産、子育てができるよう支援します。	
生活保護制度の周知		福祉課
Fm 135	生活保護を必要としている人がためらわずに申請できるよう、制度の周知や相談体制の改善を図ります。	
健康医療相談事業		保健医療課
Fm 124	育児や健康に関する相談支援体制の充実・強化を図るため、ICTなどを活用した健康医療相談事業に取り組みます。	
ひとり親家庭への相談先情報周知		子ども課
Fm 217	ひとり親家庭に対する経済面での各種支援対象者に対し、リーフレット配布を通じて相談先情報を周知します。	
奨学金受給者への相談先情報周知		学校教育課
Fm 217	奨学金の申請手続き時の資料の中にリーフレット等を同封し、相談先情報を周知します。	
学校給食費滞納家庭への相談先情報周知		学校教育課
Fm 217	学校給食費を滞納している家庭の保護者に対し滞納金の回収を行う際、リーフレット等を配布し相談先情報を周知します。	

今後の方針・取組



1-2 課題や悩みの早期把握

乳幼児健診等の充実	保健医療課・地域振興課
42 乳幼児健診を、疾病の早期発見や健康の保持増進を目的に実施します。また、子育て支援の場として、育児不安等にも応じます。	
こんにちは赤ちゃん事業	保健医療課
43 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	
妊産婦・乳幼児訪問	保健医療課・地域振興課
97 発育発達状況や育児環境・産後うつ・育児不安等訪問指導が必要と思われる対象を訪問します。状況により関係諸機関の人たちとの訪問も実施します。	
巡回相談事業（ことばとこころの相談室）	こども課 関川村・粟島浦村含む
100 特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期対応を図るため、要請に応じて市内全ての保育園や子育て支援センターを訪問します。保育園では、対象児の対応について保育士と話し合いを行います。子育て支援センターでは保護者向けに子育て相談も行います。学校へは、主に知能検査の依頼を受けて訪問します。	
ペアレント・トレーニング	福祉課
おおむね4歳から10歳までの子どもの保護者を対象に、子どもの行動に焦点を当てて、具体的にどのような対応ができるか学習していくプログラムを実施します。	

今後の方針・取組

■□□□□□■□□□□□■□□□□□■□□□□□■□□□□□■□□□□□■□□□□□
□□■□□□□□■□□□□□■□□□□□■□□□□□■□□□□□■□□□□□■□

1-3 支援の連携・体制づくり

○原典計画で新規

○ 幼児教育アドバイザーの配置	こども課
15 教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーを配置し、研修会や保育園等への訪問支援を行い、保育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言を行います。	
保育園・幼稚園と小学校との連携	学校教育課
25 保育園・幼稚園から小学校への円滑な接続ができるように、小学校から運動会の案内や新1年生の1日入学体験等を実施して連携を推進します。	
特別支援教育コーディネーターの配置	福祉課
252 小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、教育の充実を図ります。	
○ 子ども家庭総合支援拠点	こども課
101 市が、身近な場所で子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援し、子どもへの虐待の発生を防止するため、在宅支援の強化を図るとともに、その家庭を対象に実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク機能を担う拠点の整備を行います。	
村上市子ども・若者総合サポート会議	福祉課
乳幼児から成人前期までを一貫してサポートできる体制をつくるため、関係機関の連携や情報共有により、さまざまな問題を抱える子ども・若者に対して切れ目のない支援に取り組みます。	
要保護児童対策地域協議会の設置	こども課
86 村上市子ども・若者総合サポート会議内の要保護児童対策部会として、保護を必要とする児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関・関係団体及び児童福祉担当で、当該児童やその保護者に関する情報や支援方法を共有し、連携して対応します。	
地区要保護児童対策会議・地区担当者会議	こども課
87 地区ごとの要保護児童等に関する支援の状況や現況について評価を行います。各地区の支援対象者に係る情報交換を行い、支援内容を共有します。その地区の担当者として支援対象者の情報交換を行うことにより、地域での見守り及び支援について、共通理解を図ります。	

相談にあたる市職員への専門家による支援体制の強化	福祉課、介護高齢課
204 福祉課や介護高齢課等における支援対象者のうち法律問題を抱えるケースへの対応に際し、地域の法律家から専門的な支援や助言等を受け、支援対象者の抱える課題の早期解決と支援にあたる市職員の負担軽減を図ります。	
関係機関とのケース会議を通じた児童生徒の支援体制の強化	学校教育課
211 不登校やいじめ等問題行動及びハイリスク児童生徒の早期発見と適切な対応を進めるために、県教育庁の支援を受けながらスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの派遣を促進します。また、児童相談所をはじめとする市内外の各種機関とのケース会議等を通じて、連携を強化し支援体制を確立します。	
思春期・青年期精神保健講座の開催	県：村上地域振興局
215 子どもや若者が生活上の困難・ストレスに直面した時適切に対処できる力を身につけられるよう、児童生徒の支援者となる小・中学校、高校、専門学校等の教員等が、思春期から青年期の心身の発達や心の健康保持に関する専門知識を得るための講座を開催するとともに、地域資源に関する情報提供を行います。	
発達障がいなどの早期発見・支援	保健医療課
Fm 発達障がいなどの早期発見・支援につなげるため、専門機関や民間事業所などと連携 214 した支援体制づくりを推進します。	
保育の供給力確保	こども課
Fm ニーズの高い3歳未満児保育の受入拡充などに向けて、民間活力の導入や保育士資 125 格取得の支援を行い、保育の供給力確保に取り組みます。	

今後の方針・取組

■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □

2 教育の支援

関連するSDGsの目標



家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが大切です。全ての子どもが通う学校を、課題を抱える子どもたちへの支援のプラットフォームと捉え、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用などにより学校と福祉部門との連携強化を図ります。

また、生まれ育った環境により受けられる教育に差が出ることのないよう、教育費負担の軽減施策を実施し、全ての児童・生徒の学力向上や学習の機会提供を図ります。

村上市独自の指標

2-1 学校を中心とする支援

	外国語指導助手招致事業	学校教育課
18	海外の青年を招致し、学校における外国語教育の充実や国際交流の進展を図ります。また、小学校の外国語活動を支援できる体制づくりを進めます。	
	教育補助員・学習支援員配置による 学力向上事業	学校教育課
19	教育補助員・学習支援員の配置により、TT（チームティーチング）形式や少人数学習で児童生徒のより確かな学力の定着を図ります。	
	特別支援教育の推進	学校教育課
251	障がいのある児童・生徒の障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、特別な配慮のもと、適切な教育を行い、能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立する人間の育成に努めます。 各校において校内委員会を中核として、複数の教職員で「個別の指導計画」を作成し、合理的配慮に留意した指導や支援を行います。	
	特別教育支援事業	学校教育課
82	介助員の配置等により、障がいのある児童生徒への適切な支援を行います。	
	情報教育の推進	学校教育課
20	学校の授業において、情報モラルを確実に身につけさせ、コンピュータや情報通信ネットワークを活用した情報活用能力を育成する支援体制づくりを推進します。	
	学校におけるスポーツ環境の充実	学校教育課
24	体育実技指導協力者派遣事業を活用して、小学校の体育指導の充実を推進します。	
	食育指導（学校の授業において実施）	学校教育課
49	生活習慣の基本である食生活の習慣をきちんと身につけるための授業が確実に行われるよう、各校に指導します。	
	学校等の関係機関との連携によるきめ細かな支援の実施	学校教育課
80	保護者に対する助言など、学校等の関係機関と連携したきめ細やかな支援を実施します。	

障がい児教育の啓発支援事業（ことばとこころの相談室）		こども課 関川村・粟島浦村含む
81	保育士や学校の先生、保健師を対象に、発達障がいのある子どもの理解や対応、子どもの発達などに関する研修会を開催します。	
外部指導者などを招いての学校教育の活性化		学校教育課
17	村上市の自然や風土、歴史を学び、様々な文化を体験することにより、郷土を知り、地域を愛する心を育みます。	
世代間交流の推進		学校教育課
35	総合的な学習の時間や特別活動での祖父母参観・職場体験学習等世代間交流を行う事業を実施します。	
生活困窮者対象の学習支援事業		福祉課
	小中学生を対象に、学習習慣の定着及び基礎学力の向上を支援し、学習以外でも各種悩み相談に対応します。	

今後の方針・取組

■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ □

□ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ □ ■ □ □

3 生活の支援



質の高い幼児教育・保育環境は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えるため、幼児教育・保育の充実により全ての子どもの幸せな未来づくりや貧困の世代間連鎖を断ち切ることにつなげます。

保護者が就労等で家を空ける時間が長い家庭であっても、小学生、中学生、中学校を卒業した後の子どもたちが安心して過ごせる場の確保・提供に努めます。

子どもの健やかな育ちには、母親の妊娠・出産期からの親子の健康づくりが重要です。育児・生活に関する困難や悩み等を解決に結びつける各種の支援へつなげるとともに、次世代を担う子どもたちの就労支援等にも努めます。

子どもの育つ環境をよりよくするための、住まいや生活環境に関する多方面からの支援に努めます。

村上市独自の指標

3-1 子育て支援と保護者の生活支援

	地域子育て支援センター事業	こども課
2	支援センターの子育て支援事業としての役割や効果は大きく、今後も利用者のニーズを探りながら、利用者層の拡充を図ります。	
	一時預かり事業	こども課
4	家庭において、就労形態等により保育が一時的に困難となった乳幼児を対象に一時的に保育預かりを行います。6園で実施しています。	
	放課後児童健全育成事業	こども課
69	女性の社会進出に伴い共働きが増加したことにより学童保育所利用のニーズが高まっています。就業等により、昼間留守家庭となる世帯の児童を保育します。	
	土曜保育	こども課
70	勤務形態の多様化に伴い、利用ニーズが拡大していることから、各地区拠点園で、土曜日に保育事業を実施します。	
	延長保育事業	こども課
71	時間を延長して保育事業を行います。	
	休日保育事業	こども課
72	勤務形態の多様化に伴い、利用ニーズが拡大していることから、休日に保育事業を行います。	
	子育て広場	こども課
45	子育て支援センターにおいて、離乳食や幼児食についての栄養相談を実施します。	
	離乳食指導（離乳食赤ちゃん教室）	保健医療課・地域振興課
46	7～8 か月児を持つ保護者を対象に、離乳食を中心とした健康相談事業を実施します。	
	栄養相談	保健医療課・地域振興課
47	乳幼児健診で、偏食や小食など、栄養に関する心配事に応じながら、乳幼児の適切な食事について栄養指導を行います。	
	肥満体格調査	こども課
44	全保育園で1年に1回、体重・身長測定を実施します。園だより等を通じて、健康管理や食育活動の推進を行います。	

食育の推進（保育園）

こども課・地域振興課

- 48 食育に関しては各地区、各保育園において食育計画に基づき、年齢に応じた内容で様々な取り組みを行います。全地区で実施しているのが給食における地元産物、郷土料理の積極的な活用、毎月19日の「食育の日」の設定です。畑づくりや調理体験など各園において実施します。

妊婦健康診査

保健医療課・地域振興課

- 102 安心して出産を迎えることができるように、妊娠健康診査受診票（14回分＋子宮頸がん検診）を交付することで、妊婦が定期的に行う健診費用を助成します。

今後の方針・取組



3-3 生活全般や環境に関する支援

良好な住環境の形成		都市計画課
104	災害に強い住宅づくりに向け、耐震性が低いとされる昭和 56 年以前に建築された住宅に対する耐震性の強化を啓発し、建物の耐震診断・耐震改修を促進します。	
児童館事業		こども課
55	幼稚園・保育園入園前の児童及び保護者の遊び場、情操を育む場として、市内に 4 か所の児童館があります。児童の健全な遊び場を提供します。	
児童遊園地遊具等整備事業		こども課
56	町内や集落が単独または共同で行う児童遊園地の遊具等整備に対して補助を行います。	
児童遊園地およびプール設置管理事業		荒川・神林地域振興課
57	児童に健全な遊び場を提供し、交通事故や水難事故を防止するとともに、児童の健康増進を図るため、児童遊園地および地区プールの施設管理を行います。	
○ 屋内の遊び場整備		こども課
66	天候に関係なく、子どもたちが安心して遊べる屋内遊び場を提供します。	
通学安全確保対策事業		学校教育課
116	自転車通学用ヘルメットの支給、遠距離児童生徒路線バス定期券購入補助等の実施により児童生徒の交通安全確保に努めます。	

今後の方針・取組

■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □
 □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □

4 就労の支援

関連するSDGsの目標



子どもの安定した生活環境を確保するためには、保護者の就労による安定的な収入の確保が求められます。子育て世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、職を得るため、また、所得の増大に資するための就労支援を行い、仕事と両立して安心して子どもを育てられるよりよい就労環境の確保や、就職につながる資格取得の支援、情報提供を行います。

村上市独自の指標

4-1 保護者の就労支援

求人情報の提供（ハローワークと連携）	地域経済振興課
75 雇用の確保、就労率の向上、市内企業の人材確保のため、ハローワークで毎週作成している「求人情報」を市内各所に配置します。ハローワークと連携し、求人情報等の提供を行います。ハローワークと連携し、将来を担う若者が意欲を持って就業し、経済的に自立できるように支援を行います。	
企業訪問	地域経済振興課
76 企業側の経営状況、雇用状況等の情報収集及び第2期村上市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果を含め、企業訪問を実施し、子育てを維持するのに不可欠な多様な職場の確保に努めます。	
仕事と生活の調和実現に向けた情報提供・周知	地域経済振興課
77 仕事と生活の調和について相談・助言を行う専門職等の養成が必要となっています。企業が仕事と生活の調和のための取り組みを進めるためには、管理職や従業員の意識改革の方法などについて専門家等のアドバイスを受けることが有効です。そのため、社会保険労務士等の活用を含め国、県、関係機関等との連携を図りながら推進します。また情報提供や企業間の情報交換ができるよう周知に努めます。	
一般事業主行動計画策定の推進	地域経済振興課
78 「次世代育成支援対策推進法」により、101人以上の労働者を雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定する努力義務があります。そのため、一般事業主行動計画を策定するよう啓発します。	
自立支援教育訓練給付金事業	こども課
94 厳しい経済状況のなか、母子家庭の母などは、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、母子家庭等に対する自立支援策の一環として、母子家庭の母または父子家庭の父の就業をより効果的に促進するため、資格取得費用を給付します。	
高等職業訓練促進給付金等事業	こども課
95 母子家庭または父子家庭の生活の安定に資する資格の取得を促進するため、資格取得に係る養成訓練の受講期間のうち、一定期間について訓練促進費を支給するとともに、養成機関への入学時における一時金を支給します。	

今後の方針・取組



5 経済的支援

関連するSDGsの目標



子育て世帯に対し、保護者の就労状況や健康状態にかかわらず日々の生活を安定させ、不安なく子育てができるよう、出産・育児や教育・保育の利用に係る手当の支給、各種サービスの利用料の減免など経済的支援を行います。

また、多子世帯や、障がい者（児）のいる家庭など、各家庭の状況に応じ手当を支給するほか、各種負担の軽減を図り、家庭の経済的安定が図れるよう支援します。

村上市独自の指標

6 社会全体での支援

関連するSDGsの目標



相対的な貧困等による問題は一見ただけでは把握しにくく、地域に根差した市民活動等による「気づき」や、行政によるいわゆる「公助」の仕組みだけではない「地域ぐるみ」の支え合いが重要です。

より地域の実情に即した支え合いを実現するため、各地域で活躍する市民活動についての周知や、団体への支援を通じて地域での支え合いの普及拡大を図ります。

村上市独自の指標

6-1 地域における支援

○原典計画で新規

ファミリー・サポート・センター事業		こども課
1	子育ての手助けをしてほしい人と、お手伝いをしたい人の相互援助活動を有料で行う会員組織です。相互活動を推進するため利用者に補助金を交付します。	
放課後子ども教室推進事業		生涯学習課
5	学校の子どもを対象とし、支援ボランティアやPTA、地域の方々の協力を得て体験活動等を行っています。放課後子ども教室事業は、子ども達にとっては社会性や自主性、規範意識を醸成する場、地域の大人にとっては、学びの成果を生かし、地域の活性化を図る場として、子ども達への学習・体験・交流等の活動機会の提供を行います	
ふれあい交流事業		こども課
6	地域住民とともに交流会、畑づくり、伝統行事、茶会、夏祭り、調理体験など様々な活動を通して交流を深め、主体的な子育て支援の場を提供することで、ともに楽しみながら思いやりの心、子育てへの関心を深めることを図ります。地域全体で子育てを支援するという意識づくりにもつながり、子育てしやすい環境づくりの一つとしての機能も担います。	
地域学校協働活動事業を活用した 地域との連携		教育委員会
34	地域における多様な団体や機関、保護者・地域住民等が緩やかなネットワークを構築し、学校と地域が連携・協働して子ども達の豊かな学びと健やかな成長を支える環境を整えます。	
青少年指導活動		生涯学習課
39	青少年の問題行動の早期発見や未然防止を図るため、巡回指導を行います。定期巡回（子ども達が問題行動を起こしやすい箇所を日中に巡回）と地区巡回を実施します。また、祭り等の巡回については、村上警察署や各地区市民会議等と協力して実施します。	
食生活改善推進事業		保健医療課・地域振興課
29	食生活改善推進委員が中心となり、地域全体を対象として食生活を改善させることを目的とし、若い世代から高齢者の方まで食育に関心を持ってもらい、家族単位で健康的な食生活が推進できるように健康食普及を推進します。また、地域文化祭事業では地域公民館等と共催事業として健康食普及を推進します。	

子どもの体力向上事業

生涯学習課

- 63 スポーツ推進委員や総合型スポーツクラブによる遊びや野外活動、文化活動、体験活動など、子ども達のライフスタイルや体力、興味、目的に対応した事業を開催し、子ども達が身体を動かすことの喜びを体験させながら、体力づくりと仲間づくりを図ります。

幼児の体力向上事業

こども課

- 68 総合スポーツクラブと連携し、効果的なプログラムを展開することで保育園児の体力低下の改善を図ります。

地域未来塾

学校教育課

- 155 子どもたちへの学習支援・相談を一層充実し、学習上のつまずきを解消したり、学習意欲の向上を図ったりするとともに、子どもたちが主体的に学習習慣・生活習慣を改善することを目的に、中学生を対象に夏休みや放課後など期間を設けて実施します。

今後の方針・取組



6-2 市民活動やボランティアへの支援

	食生活改善推進委員研修	保健医療課・地域振興課
30	地域で活躍する会員の資質向上を図るため、食育に関する知識の習得や食生活改善に関する内容の研修を行い、会員意識の向上を図り、地域への健康食普及推進につなげます。	
	地域とともにある学校づくりの推進	教育委員会
31	学校と家庭・地域で願いや思いを共有する場や研修会を設定し、地域の諸機関・諸団体と連携・協働して子ども達の健やかな成長を支える活動を実施します。学校と家庭・地域をつなぐコーディネーターの研修を充実させ、活動の円滑な推進を図ります。	
	読み聞かせボランティア養成講座	生涯学習課
41	外部講師を招き、読み聞かせボランティアの養成や技術向上を目的に講座を開催します。	
	住民同士のつながりの強化	福祉課／社会福祉協議会
272	出前講座や健康教室などいろいろな事業を組み合わせ、地域住民が主体となつての取り組みが増やせるよう働きかけていきます。	
	フードバンク活動等への支援	福祉課
Fm 134	フードバンク活動等に取り組む団体への支援や連携を進め、様々な状況下にある生活困難者を支えます。	
	市民向けのゲートキーパー養成講座の開催	保健医療課ほか
187	ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働等の様々な分野において問題を抱え、自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談へとつなぎ、見守る役割を担います。 そのゲートキーパーを養成するための講座を市民向けに開催し、地域における対策の支え手を育成することで、市民に対する見守り体制の強化を図ります。	
	地域とつながる場づくり	福祉課／社会福祉協議会
272	出前講座や健康教室などいろいろな事業を組み合わせ、地域住民が主体となつての取り組みが増やせるよう働きかけていきます。	
	生きづらさを抱えた人の居場所づくり	福祉課／社会福祉協議会
272	コミュニケーションをとるのが苦手、仕事が続かないなど様々な生きづらさを抱えた人が集える居場所「生きづらさを抱えた方の居場所（みつば）」を実施します。	

まちづくり情報誌への居場所活動の情報掲載

市民課

200 地域で住民の居場所の確保に向けた各種活動に取り組むまちづくり協議会等が、情報誌「むらかみ元気マガジン」を通じてその情報を紹介し、様々な市民に気軽に集える場の情報を周知していくことで、地域住民の見守り体制の強化につながり得る情報の周知に努めます。

今後の方針・取組

■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □
■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □ ■ □ □ □ □ □

第5章

計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 子供の貧困に関する指標

本計画を推進するためには、行政及び地域の横断的な連携が必要であり、市民、地域、関係者の理解と主体的な活動も欠かせません。また、計画の実効性を高めるためには、適宜に市の状況を把握し、PDCAサイクルに従って評価等を行うことが重要です。

第5章では、そうした計画の推進に係る体制や方針についてまとめます。

1 計画の推進体制

本計画の取組は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくりなどの広範囲にわたることから、全庁を挙げて施策を推進していきます。

また、社会全体で取り組むために、家庭、地域、学校、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、それぞれが連携しながら主体的な取組を行えるよう、常に広報・情報提供に努めます。

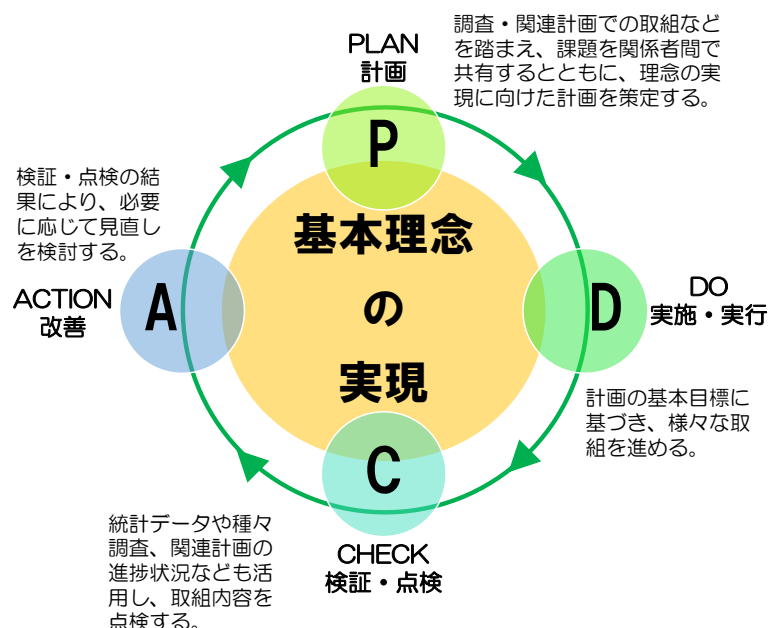
市は、市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズ、置かれている状況を把握するよう努め、国や新潟県等の取組を十分に活用するよう図ります。また、国や新潟県に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うよう努めます。

2 計画の進行管理

本計画は、令和5年度からの5年間を計画期間としますが、計画期間中においても、国の法律や大綱の見直し、県の計画、本市の他計画、社会情勢等の動向を踏まえ、PDCAサイクルにより必要に応じた見直しを検討します。

本市の子どもと子育て家庭の状況変化などにも対応するため、村上市子ども・子育て会議を活用し、特に関連の深い「村上市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況とも整合性を確保しつつ改善・推進を図ります。

▼ PDCAサイクル



3 子供の貧困に関する指標

国大綱に掲げる 39 の指標について、国、県及び村上市の現況は以下のとおりです。

【教育の支援】

	指 標	全国・県・村上市の数値		出典(時点)
1	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	全国	93.7%	厚生労働省調べ (H31.4.1)
		新潟県	98.6%	厚生労働省調べ (H31.4.1)
		村上市		
2	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	全国	4.3%	厚生労働省調べ (H31.4.1)
		新潟県	5.2%	厚生労働省調べ (H31.4.1)
		村上市		
3	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	全国	36.1%	厚生労働省調べ (H31.4.1)
		新潟県	40.7%	厚生労働省調べ (H31.4.1)
		村上市		
4	児童養護施設の子どもの進学率 (中学校卒業後)	全国	95.8%	厚生労働省調べ (H30.5.1)
		新潟県	91.7%	厚生労働省調べ (H30.5.1)
		村上市		
5	児童養護施設の子どもの進学率 (高等学校等卒業後)	全国	30.8%	厚生労働省調べ (H30.5.1)
		新潟県	16.7%	厚生労働省調べ (H30.5.1)
		村上市		
6	ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園等)	全国	81.7%	全国ひとり親世帯等調査 (H28.11.1)
		新潟県	72.8%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (R1年度)
		村上市		

指 標		全国・県・村上市の数値		出典(時点)
7	ひとり親家庭の子どもの進学率 (中学校卒業後)	全国	96.3%	全国ひとり親世帯等調査 (H28.11.1)
		新潟県	-	
		村上市		
8	ひとり親家庭の子どもの進学率(高等学校等卒業後)	全国	58.5%	全国ひとり親世帯等調査 (H28.11.1)
		新潟県	-	
		村上市		
9	全世帯の子どもの高等学校中退率	全国	1.3%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(R1年度)
		新潟県	1.1%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(R1年度)
		村上市		
10	全世帯の子どもの高等学校中退者数	全国	42,882人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(R1年度)
		新潟県	623人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(R1年度)
		村上市		
11	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 (小学校)	全国	66.6%	文部科学省初等中等教育局 児童生徒課調べ
		新潟県	29.6%	県教育庁生徒指導課調べ (R1年度)
		村上市		
12	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 (中学校)	全国	72.1%	文部科学省初等中等教育局 児童生徒課調べ
		新潟県	41.6%	県教育庁生徒指導課調べ (R1年度)
		村上市		

	指 標	全国・県・村上市の数値		出典(時点)
13	スクールカウンセラーの配置率 (小学校)	全国	84.7%	文部科学省調べ(R1年度)
		新潟県	100%	実績値(R2年度)
		村上市		
14	スクールカウンセラーの配置率 (中学校)	全国	91.1%	文部科学省調べ(R1年度)
		新潟県	100%	実績値(R2年度)
		村上市		
15	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)	全国	73.3%	文部科学省調べ(H30年度)
		新潟県	76.7%	文部科学省調べ(H30年度)
		村上市		
16	新入学児童生徒学用品費等の 入学前支給の実施状況 (小学校)	全国	73.3%	文部科学省調べ(H31年度)
		新潟県	76.7%	文部科学省調べ(H31年度)
		村上市		
17	新入学児童生徒学用品費等の 入学前支給の実施状況 (中学校)	全国	78.9%	文部科学省調べ(H31年度)
		新潟県	83.3%	文部科学省調べ(H31年度)
		村上市		
18	高等教育の修学支援新制度の 利用者数 (大学)	全国	19.9万人	日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ(R2年度)
		新潟県	114人	※県立大のみの値(R2年6月)
		村上市		

指 標		全国・県・村上市の数値		出典(時点)
19	高等教育の修学支援新制度の利用者数 (短期大学)	全国	1.4万人	日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ(R2年度)
		新潟県	-	
		村上市		
20	高等教育の修学支援新制度の利用者数 (高等専門学校)	全国	0.3万人	日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ(R2年度)
		新潟県	-	
		村上市		
21	高等教育の修学支援新制度の利用者数 (専門学校)	全国	5.5万人	日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ(R2年度)
		新潟県	-	
		村上市		

【生活の安定に資するための支援】

指 標		全国・県・村上市の数値		出典(時点)
22	電気、ガス、水道料金の未払い経験(ひとり親世帯)	全国	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8%	生活と助け合いに関する調査(H29)
		新潟県	-	
		村上市		
23	電気、ガス、水道料金の未払い経験(子どもがある全世帯)	全国	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3%	生活と助け合いに関する調査(H29)
		新潟県	-	
		村上市		

	指 標	全国・県・村上市の数値		出典(時点)
24	食料又は衣服が買えない経験 (ひとり親世帯)	全国	食料が 買えない経験 34.9% 衣服が 買えない経験 39.7%	生活と助け合いに関する調 査(H29)
		新潟県	-	
		村上市		
25	食料又は衣服が買えない経験 (子どもがある全世帯)	全国	食料が 買えない経験 16.9% 衣服が 買えない経験 20.9%	生活と助け合いに関する調 査(H29)
		新潟県	-	
		村上市		
26	子どもがある世帯の世帯員で 頼れる人がいないと答えた人 の割合 (ひとり親世帯)	全国	重要な事柄の 相談 8.9% いざという 時の お金の援助 25.9%	生活と助け合いに関する調 査(H29)
		新潟県	-	
		村上市		
27	子どもがある世帯の世帯員で 頼れる人がいないと答えた人 の割合 (等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分 位)	全国	重要な事柄の 相談 7.2% いざという 時の お金の援助 20.4%	生活と助け合いに関する調 査(H29)
		新潟県	-	
		村上市		

【保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

	指 標	全国・県・村上市の数値		出典(時点)
28	ひとり親家庭の親の就業率 (母子世帯)	全国	80.8%	国勢調査(H27年)
		新潟県	94.5%	新潟県ひとり親家庭等就労 実態アンケート調査 (R1年度)
		村上市		
29	ひとり親家庭の親の就業率 (父子世帯)	全国	88.1%	国勢調査(H27年)
		新潟県	96.2%	新潟県ひとり親家庭等就労 実態アンケート調査 (R1年度)
		村上市		
30	ひとり親家庭の親の正規の職 員・従事者の割合 (母子世帯)	全国	44.4%	国勢調査(H27年)
		新潟県	48.7%	新潟県ひとり親家庭等就労 実態アンケート調査 (R1年度)
		村上市		
31	ひとり親家庭の親の正規の職 員・従事者の割合 (父子世帯)	全国	69.4%	国勢調査(H27年)
		新潟県	81.1%	新潟県ひとり親家庭等就労 実態アンケート調査 (R1年度)
		村上市		

【経済的支援】

	指 標	全国・県・村上市の数値		出典(時点)
28	子どもの貧困率 (国民生活基礎調査)	全国	13.5%	国民生活基礎調査(H30)
		新潟県	-	
		村上市	-	
33	子どもの貧困率 (全国消費実態調査)	全国	7.9%	全国消費実態調査(H26)
		新潟県	-	
		村上市	-	
34	ひとり親世帯の貧困率 (国民生活基礎調査)	全国	48.1%	国民生活基礎調査(H30)
		新潟県	-	
		村上市	-	
35	ひとり親世帯の貧困率 (全国消費実態調査)	全国	47.7%	全国消費実態調査(H26)
		新潟県	-	
		村上市	-	
36	ひとり親家庭のうち養育費につ いての取決めをしている割合 (母子世帯)	全国	42.9%	全国ひとり親世帯等調査 (H28年度)
		新潟県	61.3%	新潟県ひとり親家庭等就労 実態アンケート調査(R1年 度)
		村上市		
37	ひとり親家庭のうち養育費につ いての取決めをしている割合 (父子世帯)	全国	20.8%	全国ひとり親世帯等調査 (H28年度)
		新潟県	30.1%	新潟県ひとり親家庭等就労 実態アンケート調査(R1年 度)
		村上市		

	指 標	全国・県・村上市の数値		出典(時点)
38	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合 (母子世帯)	全国	69.8%	全国ひとり親世帯等調査 (H28年度)
		新潟県	31.7%	新潟県ひとり親家庭等就労 実態アンケート調査(R1年 度)
		村上市	-	
39	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合 (父子世帯)	全国	90.2%	全国消費実態調査(H26)
		新潟県	31.7%	新潟県ひとり親家庭等就労 実態アンケート調査(R1年 度)
		村上市		

【村上市独自の指標】

市内の状況を把握し、点検しながら計画を推進するため、参考とする指標を独自に設定し、定期的に点検します。

	指 標	数値	出典(時点)
1			
2			
3			
4			
5			
6			

資料編

- 1 計画策定の経緯
- 2 村上市子ども・子育て会議委員

1 計画策定の経緯

日時・場所	会議の開催経過等
令和3年8月11日(水) 午後2時00分～午後4時00分 村上市役所4階大会議室	令和3年度 第1回 村上市子ども・子育て会議 ・ ・ ・
令和3年10月19日(火) 午後2時30分～午後4時40分 村上市役所4階大会議室	令和3年度 第2回子ども・子育て会議 ・ ・ ・
令和3年11月18日(木) ～12月14日(火)	村上市子どもの生活に関する実態調査 子ども・保護者調査
令和3年11月～12月	村上市子どもの生活に関する実態調査 関係団体等への調査
令和4年3月25日(金) 午後2時00分～午後4時20分 村上市役所4階大会議室	令和3年度 第3回子ども・子育て会議 ・ ・ ・
令和4年6月1日(水) 午後2時00分～午後4時00分 村上市役所4階大会議室	令和4年度 第1回 村上市子ども・子育て会議 ・ ・ ・
令和4年10月7日(金) ●～● ●●●	令和4年度 第2回 村上市子ども・子育て会議 ・ ・ ・
	令和4年度 第3回 村上市子ども・子育て会議 ・ ・ ・
令和4年●月●日(●)～ ●月●日(●)	パブリックコメント（意見公募） ・意見件数：●件（●人）
	令和4年度 第4回 村上市子ども・子育て会議 ・ ・ ・

2 村上市子ども・子育て会議委員

令和元年8月28日～令和3年8月27日

(敬称略)

	氏名	号数	備考
1	國田 祥恵	1号委員 子どもの保護者	村上市岩船郡PTA協議会 理事
2	竹内 綾子		波保育園保護者会 役員
3	神田 美幸		あらかわ保育園保護者会 元会長
4	剣持 樹		村上いずみ園父母の会 会長
5	齋藤 恵美子		舘腰保育園保護者会 会長
6	平野 路子	2号委員 関係団体の推薦を受けた者	村上市社会教育委員
7	黒子 秀雄		村上市民生委員児童委員協議会連合会 理事
8	長 千恵子		村上市主任児童委員
9	上島 秀樹		新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部 地域福祉課課長
10	加藤 英人	3号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	NPO法人おたすけさんぼく代表
11	富樫 恵子		医療法人佐藤医院 介護老人保健施設杏園内託児所 事務次長
12	大滝 かおり		学校法人北都健勝学園 新潟リハビリテーション大学 事務局長
13	本間 まゆみ		NPO法人 ここスタ
14	鈴木 正美	4号委員 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	村上市岩船郡小学校長会 会長
15	仲 真人		新潟青陵大学短期大学部幼児教育学科准教授

◎:委員長 ○:副委員長

アドバイザー

	小池 由佳	新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科 教授
	藤瀬 竜子	新潟青陵大学 福祉心理学部 社会福祉学科 准教授

令和3年8月28日～令和5年8月27日

(敬称略)

	氏名	号数	備考
1	鈴木 みず穂	1号委員 子どもの保護者	村上市岩船郡PTA協議会 理事
2	飯島 渚		山居町保育園 父母の会 会長
3	渡部 悠里		村上いずみ園父母の会 会長
4	平野 路子	2号委員 関係団体の推薦を受けた者	村上市社会教育委員（兼村上市公民館運営審議会委員）
5	伊藤 健一		村上市民生委員児童委員協議会連合会 理事
6	長 千恵子		村上市主任児童委員
7	加藤 英人	3号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	NPO法人おたすけさんぼく 理事長
8	富樫 恵子		医療法人佐藤医院 あんず保育園 事務次長
9	小池 展子		NPO法人村上 ohana ネット 副理事長
10	工藤 いく子		フードバンクさんぼく 代表
11	齋藤 武		一般社団法人 Natural 児童発達支援所はる 代表理事
12	本間 まゆみ	NPO法人 ここスタ	
13	仙田 健	4号委員 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	村上市岩船郡中学校長会 会長 村上市立村上第一中学校長
14	松田 洋平		村上市岩船郡小学校長会 会長 村上市立村上小学校長
15	仲 真人		新潟青陵大学短期大学部幼児教育学科 教授

◎:委員長 ○:副委員長

アドバイザー

	小池 由佳	新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科 教授
	藤瀬 竜子	新潟青陵大学 福祉心理学部 社会福祉学科 教授

村上市子どもの未来応援プラン

(令和5年度～令和9年度)

発行年月：令和5年3月

編集・発行：村上市子ども課

所在地：〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

電話：0254-53-2111（代）

(2) 第2期村上市子ども・子育て支援事業計画の実績について

第4章 子ども・子育て支援事業の実施計画 令和3年度実績

(2) 児童数の推計

(各年：4月1日現在)

年齢	令和元年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
0歳	244人	237人	269人	231人	273人	224人	239人	218人		210人	
1歳	325人	244人	259人	237人	271人	231人	276人	224人		218人	
2歳	335人	325人	336人	244人	268人	237人	272人	231人		224人	
3歳	339人	335人	339人	325人	331人	244人	270人	237人		231人	
4歳	370人	339人	344人	335人	344人	325人	336人	244人		237人	
5歳	363人	370人	368人	339人	344人	335人	346人	325人		244人	
0～5	1,976人	1,850人	1,915人	1,711人	1,831人	1,596人	1,739人	1,479人		1,364人	
6～11	2,403人	2,314人	2,326人	2,300人	2,318人	2,260人	2,281人	2,186人		2,119人	
12～17	3,002人	2,785人	2,890人	2,584人	2,759人	2,417人	2,607人	2,323人		2,248人	
総人口	59,822人	58,889人	58,827人	57,943人	57,825人	56,996人	56,700人	56,039人		55,063人	

(3) 幼児期の教育・保育の量の見込み

①3号認定(0歳)

●村上地区

(各年：4月1日現在)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	29人	32人	32人	35人	34人	28人	37人		39人	
提供量合計	55人	55人	55人	55人	55人	55人	55人		55人	
確保対策	保育園	43人	43人	43人	43人	43人	43人	43人		43人
	認定こども園	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人		3人
	地域型保育	9人	9人	9人	9人	9人	9人	9人		9人
	認可外保育施設									
	企業主導型保育施設の地域枠									

●荒川地区

(各年：4月1日現在)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	9人	10人	10人	14人	12人	7人	12人		13人	
提供量合計	19人	19人	19人	19人	19人	19人	19人		19人	
確保対策	保育園	19人	19人	19人	19人	19人	19人	19人		19人
	認定こども園									
	地域型保育									
	認可外保育施設									
	企業主導型保育施設の地域枠									

●神林地区

(各年：4月1日現在)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	13人	10人	14人	8人	15人	8人	17人		17人	
提供量合計	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人		17人	
確保対策	保育園	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人		17人
	認定こども園									
	地域型保育									
	認可外保育施設									
	企業主導型保育施設の地域枠									

●朝日地区

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	10人	8人	10人	16人	10人	9人	11人		11人	
提供量合計	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人		44人	
確保対策	保育園	39人	39人	39人	39人	39人	39人		39人	
	認定こども園									
	地域型保育	5人	5人	5人	5人	5人	5人		5人	
	認可外保育施設 企業主導型保育 施設の地域枠									

●山北地区

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	2人	2人	2人	2人	2人	1人	2人		2人	
提供量合計	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人		5人	
確保対策	保育園	5人	5人	5人	5人	5人	5人		5人	
	認定こども園									
	地域型保育									
	認可外保育施設 企業主導型保育 施設の地域枠									

②3号認定（1～2歳）

●村上地区

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	194人	190人	180人	191人	183人	203人	185人		188人	
提供量合計	232人	232人	232人	232人	232人	232人	232人		232人	
確保対策	保育園	178人	178人	178人	178人	178人	178人		178人	
	認定こども園	21人	21人	21人	21人	21人	21人		21人	
	地域型保育	33人	33人	33人	33人	33人	33人		33人	
	認可外保育施設 企業主導型保育 施設の地域枠									

●荒川地区

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	66人	67人	61人	67人	62人	68人	63人		63人	
提供量合計	87人	87人	87人	87人	87人	87人	87人		87人	
確保対策	保育園	87人	87人	87人	87人	87人	87人		87人	
	認定こども園									
	地域型保育									
	認可外保育施設 企業主導型保育 施設の地域枠									

●神林地区

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	68人	70人	57人	64人	57人	65人	58人		59人	
提供量合計	68人	70人	68人	70人	68人	68人	68人		68人	
確保対策	保育園	68人	70人	68人	70人	68人	68人		68人	
	認定こども園									
	地域型保育									
	認可外保育施設 企業主導型保育 施設の地域枠									

●朝日地区

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	61人	70人	46人	57人	45人	64人	44人		43人	
提供量合計	95人	95人	95人	95人	95人	95人	95人		95人	
確保対策	保育園	81人	81人	81人	81人	81人	81人		81人	
	認定こども園									
	地域型保育	14人	14人	14人	14人	14人	14人		14人	
	認可外保育施設 企業主導型保育 施設の地域枠									

●山北地区

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	21人	23人	15人	16人	14人	22人	15人		16人	
提供量合計	25人	25人	25人	25人	25人	25人	25人		25人	
確保対策	保育園	25人	25人	25人	25人	25人	25人		25人	
	認定こども園									
	地域型保育									
	認可外保育施設 企業主導型保育 施設の地域枠									

③保育利用率の目標値設定

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	472人	482人	427人	470人	436人	475人	444人		452人	
保育利用率	58.6%	55.8%	60.0%	57.9%	63.0%	60.4%	66.0%		69.3%	
推計児童数	806人	864人	712人	812人	692人	787人	673人		652人	

④2号認定(3～5歳)

●村上地区

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	414人	397人	410人	403人	366人	379人	332人		302人	
幼児期の学校教育の 利用希望が強い										
	上記以外	414人	397人	410人	403人	366人	379人	332人		302人
提供量合計	484人	484人	484人	475人	484人	475人	484人		484人	
確保対策	保育園	439人	439人	439人	439人	439人	439人		439人	
	認定こども園	45人	45人	45人	36人	45人	36人		45人	
	地域型保育									
	認可外保育施設									
	企業主導型保育 施設の地域枠									
	上記以外									

●荒川地区

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	201人	199人	170人	175人	158人	164人	140人		129人	
幼児期の学校教育の 利用希望が強い										
	上記以外	201人	199人	170人	175人	158人	164人	140人		129人
提供量合計	224人	224人	224人	224人	224人	224人	224人		224人	
確保対策	保育園	224人	224人	224人	224人	224人	224人		224人	
	認定こども園									
	地域型保育									
	認可外保育施設									
	企業主導型保育 施設の地域枠									
	上記以外									

●神林地区

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	148人	156人	144人	156人	130人	152人	118人		100人	
幼児期の学校教育の利用希望が強い										
上記以外	148人	156人	144人	156人	130人	152人	118人		100人	
提供量合計	205人	203人	205人	203人	205人	205人	205人		205人	
確保対策	保育園	205人	203人	205人	203人	205人	205人		205人	
	認定こども園									
	地域型保育									
	認可外保育施設									
	企業主導型保育施設の地域枠									
	上記以外									

●朝日地区

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	121人	127人	121人	124人	110人	115人	93人		74人	
幼児期の学校教育の利用希望が強い										
上記以外	121人	127人	121人	124人	110人	115人	93人		74人	
提供量合計	160人	160人	160人	160人	160人	160人	160人		160人	
確保対策	保育園	160人	160人	160人	160人	160人	160人		160人	
	認定こども園									
	地域型保育									
	認可外保育施設									
	企業主導型保育施設の地域枠									
	上記以外									

●山北地区

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	50人	53人	47人	58人	43人	54人	37人		28人	
幼児期の学校教育の利用希望が強い										
上記以外	50人	53人	47人	58人	43人	54人	37人		28人	
提供量合計	60人	60人	60人	60人	60人	60人	60人		60人	
確保対策	保育園	60人	60人	60人	60人	60人	60人		60人	
	認定こども園									
	地域型保育									
	認可外保育施設									
	企業主導型保育施設の地域枠									
	上記以外									

⑤1号認定（3～5歳）

●市内全域

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	100人	109人	95人	97人	90人	79人	85人		80人	
提供量合計	167人	167人	167人	167人	167人	155人	167人		167人	
確保対策	幼稚園									
	認定こども園	27人	27人	27人	27人	27人	15人	27人		27人
	確認を受けない幼稚園	140人	140人	140人	140人	140人	140人	140人		140人

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

基本型・特定型

(各年：4月1日現在)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所		1か所	
確保方策(実施箇所数)	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所		1か所	

母子保健型

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所		1か所	
確保方策(実施箇所数)	0か所	0か所	1か所	5か所	1か所	5か所	1か所		1か所	

(2) 地域子育て支援拠点施設

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	1,952人回	1,046人回	1,813人回	899人回	1,684人回		1,565人回		1,454人回	
確保施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所		6か所		6か所	
確保方策提供量	2,381人回	2,381人回	2,381人回	2,381人回	2,381人回	2,381人回	2,381人回		2,381人回	

(3) 妊婦健康診査

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	2,844人	3,187人	2,772人	1,754人	2,688人		2,616人		2,520人	
確保方策	医療機関委託	医療機関委託	医療機関委託	医療機関委託	医療機関委託		医療機関委託		医療機関委託	

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	237人	268人	231人	237人	224人		218人		210人	
確保方策	保健師訪問	保健師訪問	保健師訪問	保健師訪問	保健師訪問		保健師訪問		保健師訪問	

(5) 養育支援訪問事業

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	110人	44人	112人	45人	114人		116人		118人	
確保方策	保健師・相談員訪問	保健師・相談員訪問	保健師・相談員訪問	保健師・相談員訪問	保健師・相談員訪問		保健師・相談員訪問		保健師・相談員訪問	

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回		0人回		0人回	
確保方策	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回		0人回		0人回	

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	473人日	738人日	448人日	1,662人日	424人日		402人日		380人日	
就学前児童	157人日	641人日	149人日	1,097人日	141人日		134人日		127人日	
修学児童	316人日	97人日	299人日	565人日	283人日		268人日		253人日	
確保方策 提供量合計	473人日	738人日	448人日	1,662人日	424人日		402人日		380人日	

(8) 一時預かり事業

①一時預かり事業(幼稚園型)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	1,182人日	1,594人日	1,139人日	1,390人日	1,075人日		1,032人日		968人日	
1号認定	1,182人日	1,594人日	1,139人日	1,390人日	1,075人日		1,032人日		968人日	
確保施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所		1か所		1か所	
確保対策提供量合計	2,150人日	2,150人日	2,150人日	2,150人日	2,150人日		2,150人日		2,150人日	

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	1,930人日	542人日	1,900人日	1,073人日	1,815人日		1,790人日		1,710人日	
提供量合計	5,800人日	5,800人日	5,800人日	4,800人日	5,800人日		5,800人日		5,800人日	
確保 一時預かり事	5,800人日	5,800人日	5,800人日	4,800人日	5,800人日		5,800人日		5,800人日	
対策 上記以外	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日		0人日		0人日	

(9) 延長保育事業

●市内全域

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	120人	116人	120人	186人	120人		120人		120人	
確保 施設数	1箇所	1箇所	1箇所	3箇所	1箇所		1箇所		1箇所	
対策 提供量合計	120人	116人	120人	186人	120人		120人		120人	

(10) 病児・病後児保育事業

●市内全域

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	1,037人日	315人日	1,363人日	819人日	1,359人日		1,617人日		1,612人日	
確保 施設数	4か所	4か所	4か所	6か所	4か所		5か所		5か所	
対策 提供量合計	2,161人日	2,161人日	3,159人日	3,209人日	3,146人日		3,675人日		3,660人日	

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

●村上地区

（各年：4月1日現在）

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	232人	284人	226人	261人	228人	320人	215人		209人	
1年生	76人	83人	73人	67人	74人	97人	68人		67人	
2年生	70人	90人	69人	78人	69人	81人	68人		65人	
3年生	53人	58人	52人	59人	52人	70人	48人		47人	
4年生	30人	43人	29人	40人	30人	53人	28人		27人	
5年生	2人	7人	2人	15人	2人	17人	2人		2人	
6年生	1人	3人	1人	2人	1人	2人	1人		1人	
確保 施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所		6か所	
対策 提供量合計	290人	290人	290人	290人	290人	290人	290人		290人	

●荒川地区

（各年：4月1日現在）

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	90人	118人	90人	113人	86人	103人	80人		74人	
1年生	34人	28人	34人	41人	33人	24人	30人		28人	
2年生	25人	30人	25人	27人	24人	37人	22人		21人	
3年生	21人	31人	21人	19人	20人	20人	19人		17人	
4年生	6人	18人	6人	18人	5人	10人	5人		4人	
5年生	1人	9人	1人	6人	1人	9人	1人		1人	
6年生	3人	2人	3人	2人	3人	2人	3人		3人	
確保 施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所		2か所	
対策 提供量合計	90人	90人	90人	90人	90人	90人	90人		90人	

●神林地区

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	43人	66人	42人	74人	41人	76人	40人		39人	
1年生	12人	18人	12人	21人	11人	17人	11人		11人	
2年生	13人	16人	12人	19人	12人	22人	12人		11人	
3年生	11人	16人	11人	12人	11人	14人	10人		10人	
4年生	2人	11人	2人	14人	2人	10人	2人		2人	
5年生	2人	2人	2人	6人	2人	10人	2人		2人	
6年生	3人	3人	3人	2人	3人	3人	3人		3人	
確保 施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所		1か所	
対策 提供量合計	45人	45人	45人	45人	45人	45人	45人		45人	

●朝日地区

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	40人	57人	39人	51人	38人	56人	37人		36人	
1年生	10人	20人	10人	16人	9人	11人	9人		9人	
2年生	11人	10人	11人	14人	11人	17人	10人		10人	
3年生	12人	12人	11人	7人	11人	14人	11人		10人	
4年生	4人	11人	4人	9人	4人	4人	4人		4人	
5年生	3人	1人	3人	4人	3人	6人	3人		3人	
6年生	0人	3人	0人	1人	0人	4人	0人		0人	
確保 施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所		1か所	
対策 提供量合計	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人		40人	

●山北地区

(各年：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込み量	27人	43人	26人	44人	22人	27人	22人		21人	
1年生	4人	10人	6人	9人	4人	6人	4人		5人	
2年生	7人	11人	4人	10人	6人	8人	4人		4人	
3年生	7人	5人	7人	12人	4人	4人	6人		4人	
4年生	2人	0人	3人	3人	3人	6人	2人		3人	
5年生	4人	14人	2人	0人	3人	3人	3人		2人	
6年生	3人	3人	4人	10人	2人	0人	3人		3人	
確保 施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所		1か所	
対策 提供量合計	60人	60人	60人	60人	60人	60人	60人		60人	

第5章 施策の展開 達成状況

令和3年度の施策の達成状況について、各課に点検及び評価を求めました。評価方法は「A」から「D」までの4段階評価で行い、基本目標別に評価を集計しました。施策合計は123施策です。

【施策の評価集計】

基本目標	令和3年度 評価集計				
	A	B	C	D	合計
1 地域における子育て支援の充実	8	5	1	0	14
2 子どもの健やかな成長のための環境づくり	32	18	5	2	57
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	3	5	2	1	11
4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり	11	5	3	0	19
5 安心して子育てできる環境づくり	16	3	2	1	22
合計	70	36	13	4	123
参考（令和2年度）	(66)	(28)	(24)	(5)	(123)
	56.9%	29.3%	19.4%	3.3%	100.0%
	AB計	86.2%	CD計	22.7%	

評価基準

「A」：達成	目標（値）を達成、目標以上を達成する見込み
「B」：概ね達成	目標（値）には達していないが、概ね達成する見込み
「C」：未達成	目標（値）に達していないし、実績があまり変わらない
「D」：未実施	実施していない、取組を終了、またはほかの事業に移行する見込

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
1 (1) 1	ファミリー・サポート・センター事業	こども課	子育ての手助けをしてほしい人と、お手伝いをしたい人の相互援助活動を有料で行う会員組織です。令和元年10月から無償化の対象となりました。	継続 子育て支援センターなどで利用者に事前の会員登録を声掛けしていきます。	会員数と実施総数の増加 ・会員数：180人 ・実施総数：600件	会員数…205人 実施総数…1,622人	A	令和3年10月から利用料金の一部が補助されたことにより、依頼件数が増加しています。依頼に応えることが出来るよう提供会員の登録者増加に努めます。
1 (1) 2	地域子育て支援センター事業	こども課	支援センターの子育て支援事業としての役割や効果は大きくなっています。今後も利用者のニーズを探りながら、利用者層の拡充を図ります。	継続 乳幼児健診でのチラシ配布や声掛けを強化していきます。在園児にも土曜開設のチラシを配布し、周知を図ります。	・利用人数：18,000人	利用延べ人数…10,790人 新型コロナウイルス感染拡大防止の為閉所となった期間がありました。	B	今後も乳幼児健診でのチラシ配布を継続して行います。
1 (1) 3	乳児紙おむつ処理支援事業	保健医療課 地域振興課	子育てに関する経済的支援として満3歳未満の乳幼児を持つ親等に紙おむつ処理のためのごみ袋を配布します。配布の時期は出生届出時および1歳6か月児健診時を基本とし、転入者については転入届時に対応します。	継続 子育てにおける必要な経済的支援であることから継続して実施	・申請件数：500件	申請件数 513件 30,400枚	A	出生届出時や転入届出時、また健診時に漏れなく対応します。
1 (2) 1	一時預かり事業	こども課	家庭において、就労形態等により保育が一時的に困難となった乳幼児を対象に一時的に保育預かりを行います。6園で実施しています。	継続 6園で実施	事業の継続	6園で実施。 利用延べ人数 1,073人 (公立 573人、指定管理 474人、私立 26人)	A	事業を継続して行います。
1 (3) 1	放課後子ども教室推進事業	生涯学習課	学校の子どもを対象とし、支援ボランティアやPTA、地域の方々の協力を得て体験活動等を行っています。放課後子ども教室事業は、子ども達にとっては社会性や自主性、規範意識を醸成する場、地域の大人にとっては、学びの成果を生かし、地域の活性化を図る場として、子ども達への学習・体験・交流等の活動機会の提供を行っています。	継続・拡充 支援ボランティアの養成やPTA等の協力を得ながら継続して事業を実施し、さらに実施教室数の拡充を図ります。県トライアル事業などを活用し、未実施校においても導入を図っていきます。	神林地区を除く全小学校で実施	教室数 11教室	A	今後も支援者やPTA等の協力を得ながら事業を継続していきます。
1 (3) 2	老若男女の地域住民における主体的な子育て支援活動および交流の促進	こども課	地域住民とともに交流会、畑づくり、伝統行事、茶会、夏祭り、調理体験など様々な活動を通して交流を深め、主体的な子育て支援の場を提供することにより、ともに楽しみながら思いやりの心、子育てへの関心を深めるなどの効果が現れています。また、地域全体で子育てを支援するという意識づくりにもつながり、子育てしやすい環境づくりの一つとしての機能も担っています。	継続 全保育園で実施	全保育園で実施	新型コロナウイルス感染症感染予防対策のため、地域住民を呼んでの交流は自粛とした。	C	新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見て、実施内容も検討します。

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
1 (4) 1	家庭児童相談事業	こども課	家庭における児童の問題を中心として、それに伴う家庭環境等の相談、指導を行い児童の健全育成を図ります。要保護児童または虐待を疑われる子どもを発見した場合の市での通告先として、児童相談所と連携し、児童虐待への対応を行っています。また、関係機関等での情報連携による要保護児童等の早期発見、連携した支援を行っていくためのネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関です。家庭児童相談室に寄せられる相談は、年々増加しており、相談内容も複雑化・困難化しています。複数機関での連携した対応や、継続した関わりが求められるケースも多く、子ども家庭総合支援拠点として相談室体制の整備が求められています。	充実・拡充 子ども家庭総合支援拠点の整備を進め、目標年度までに相談員を増員します。	・子ども家庭総合支援拠点の整備 ・家庭児童相談員：3名	令和3年度相談受付数：246件 (うち児童虐待相談：85件)	B	児童虐待の未然防止、早期発見及び対応のため、児童及び子育て家庭に係る各関係機関との連携を強化するとともに、家庭児童相談室のチラシやHPなどを通し、相談窓口の周知を行います。
1 (4) 2	子育て情報配信サービス	こども課	市内の未就学児のいる世帯を対象として、希望者に子育て支援センターや保育園等の子育てに関する情報を一斉メール配信します。平成26年度から子育てメールマガジン「はぐナビ」として配信を開始。若い子育て世代に携帯電話・スマートフォンで簡単に情報確認ができるツールとして登録者が増加しています。	継続 乳幼児健診会場や子育て支援センターでのチラシ配布や声掛けを強化していきます。あわせて、毎月1回のメールマガジンの配信を行います。また、配信ツールとしてSNS等の活用を検討します。	登録件数：1,500世帯 SNS等の活用の検討	登録件数：1,923件（令和4年3月31日時点） 毎月1回の配信のみならず、新型コロナウイルス感染症などによる緊急・臨時配信も行いました。	A	登録件数については、既に当初目標を達成済み。また、令和3年度より新たな情報配信サービスとして、保育園単位の情報配信サービス「マチコミ」を導入しました。
1 (4) 3	子育て応援ファイルの配布	保健医療課 地域振興課	出生児全員に対して、子育て応援ファイルを配布しています。健診や予防接種に関する資料、各種施設の利用案内、子育てマップ、各種手当の紹介など子育てに関する情報をポケット式の1冊にまとめて配布しています。少子化が進み出生数は減少傾向にあるなかで、効率のよい情報提供として活用されています。	継続	出生児全員に配布	出生時全員に配布します。	A	継続して実施していきます。
1 (4) 4	保育サービスの情報提供	こども課	市ホームページにおいて、保育園の入園申請、子育て支援センター、一時預かり、病児保育等に関する情報提供を行います。保護者の関心が高い内容についてインターネットを使用して広報します。	継続	・子育て支援センター日より：毎月掲載 ・イベント情報、イベント写真：月2回更新	保育園の入園申請書については、PDF形式だけでなく、Excel形式のパソコン入力用様式の掲載を行いました。また、「はぐナビ」や「マチコミ」と連携した情報公開を行うことにより、広く情報提供が行えるように努めています。	A	ホームページのコンテンツや更新頻度については、既に当初目標を達成しています。
1 (4) 5	子育て支援センターでの育児相談	こども課	子育て支援センターを利用する保護者や育児者に対し保健師による子育て相談を実施します。	継続	・すくすく相談（山辺里）：6回 ・にこにこキッズ保健師相談（荒川）：6回 ・保健師相談（神林）：11回 ・赤ちゃん広場・出張広場（朝日）：10回 ・わんぱく相談会（山北）：12回	保健師相談 山辺里（4回）朝日（9回） 荒川（4回）神林（6回） 山北（12回） 子育て何でも相談 上海府（2回） 新型コロナウイルス感染拡大防止の為閉所となった期間がありました。	B	事業を継続して行います。

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
1 (4) 6	育成センターたより発行	生涯学習課	書店やインターネット等のメディア上の性や暴力等に関する有害情報、また、インターネット等ソーシャルメディアを使用したいじめ等が深刻な社会問題となっていることから、有害情報から子ども達を守るためのフィルタリングの普及・推進や、保護者によるアプリの管理の必要性などについての広報を学校を経由して小学生世帯向けに配布します。	継続	年2回発行	村上市青少年健全育成市民会議だより 2月15日発行 (市内全戸回覧)	B	青少年の健全育成に関する情報発信ツールとして今後も継続してまいります。各地区育成会と連携、情報共有を行い、より地域の実情に沿った情報の掲載に努めていきます。
1 (4) 7	子育て世代包括支援センター	こども課 保健医療課 地域振興課	妊産婦および乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談を行い、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行います。また、母子保健分野と子育て支援分野の両面からの支援を通じて、妊産婦および乳幼児の健康保持、増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築します。	設置に向けて検討	・基本型：1か所設置 ・母子保健型：5か所設置	【こども課】 子育て相談 山辺里（7回）上海府（6回） 朝日（8回） 乳幼児健診 各地区4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診 療育相談補助（3回） 【母子保健型】 各地区5か所に設置 助産師雇用はできなかったが、妊娠届出時からほぼ全妊婦の個別面談を実施し、妊娠期からの健康と子育てのサポートについて相談を行っています。	A	【こども課】事業を継続して行います。 【保健医療課】産褥期のより専門性の高い助産師の募集を行い、産前産後の支援につなげていきます。
1 (4) 8	総合相談窓口	福祉課	複合的な課題を抱える家庭や、従来の相談機関では対応できない課題を抱える方などに対し、年齢や内容を問わずること相談を受け付け、相談内容に応じて必要な関係機関やサービスを包括的にコーディネートします。また、各関係機関と連携し、地域の課題や不足している社会資源等についての把握・検討を行い、包括的な相談支援ネットワーク体制の構築を図ります。	・民間団体、人材を含む各関係機関との連携を強化し相談支援体制の拡充を図ります。 ・地域で活動する関係機関同士が、お互いの役割の再確認や課題の共有等を行う機会（研修会など）を提供し、分野・領域を超えた地域全体のネットワーク体制の構築に努めます。 ・相談者や関係機関等が相談しやすい環境（サテライト窓口等）を整備します。	常設相談場所（サテライト窓口等）の設置	複合的な課題を抱えている案件については、関係課及び相談支援事業所等関係機関の連携がすすんでおり事業目的としている窓口機能も確実なものになってきております。 令和3年度から「ひきこもり」相談窓口としての役割を明確にし、義務教育終了後の若年層を含めた相談受付体制も整備され、幅広い年齢層の相談窓口として機能しています。	B	サテライト窓口については、関係機関による協議を行い、現状での課題等を共有し実現に向け検討を進めています。 居場所や相談窓口など含めた地域の活動拠点と施設管理計画の動向と併せ、協議を継続していく必要があります。
2 (1) 1	幼児教育アドバイザーの配置	こども課	教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーを配置し、研修会や保育園等への訪問支援を行い、保育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言を行います。	教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの配置を検討します。	1名配置	1名配置	A	今後も保育園等への訪問支援を行い、保育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言を行います。
2 (1) 2	子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	学校教育課	小学校では令和2年度、中学校では令和3年度に新しい学習指導要領が全面实施となります。学習指導要領に則った授業がしっかりと行われ、一人ひとりに応じたきめ細かな指導が行われるよう、各学校を指導します。	村上市の授業づくりに係る計画訪問を実施します。授業を担当する全教員の授業参観と指導を、2年に分けて市内全小中学校で実施します。	全小中学校において、学習指導要領に則った授業がしっかりと行われ、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を実施	全小・中学校を対象にして10校を本実施校（全教員対象）、9校を追加実施校（転入者、新採用者対象）として計画訪問を実施。「村上市の授業づくり」ハンドブックによる授業改善、児童生徒一人一台端末の利活用を進めることができました。	A	全小・中学校を対象に村上の授業づくりに係る計画訪問を実施し、協働的な学びや個別最適な学びを実現のため一人一台端末の利活用を進め、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導が行われるよう指導します。

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
2 (1) 3	外部指導者などを招いての学校教育の活性化	学校教育課	村上市の自然や風土、歴史を学び、様々な文化を体験することにより、郷土を知り、地域を愛する心を育みます。	総合的な学習を中心とした各教科の授業や学校行事において実施	全小中学校において、村上市の自然や風土、歴史を学び、様々な文化を体験することにより、郷土を知り、地域を愛する心を育む教育活動の実施	全小中学校において、外部指導者を招いた学習を実施。小学校における稲作やサケに関する学習、中学校におけるキャリア教育、SDGs等に関する学習を行いました。	A	全小中学校において、地域人材の活用による郷土学習や地域課題解決学習等の充実を図ります。地域コーディネーターによるコーディネート機能を活用し、人材の確保、内容の充実に取り組みます。
2 (1) 4	外国語指導助手招致事業	学校教育課	海外の青年を招致し、学校における外国語教育の充実や国際交流の進展を図ります。また、小学校の外国語活動を支援できる体制づくりも進めます。	継続	ALT（外国語指導助手）：10名配置	・外国青年：7名配置 ・日本人外国語指導助手：4名配置	A	引き続き事業を継続することでさらなる小中学校の外国語教育の充実を目指します。
2 (1) 5	教育補助員・学習支援員配置による学力向上事業	学校教育課	教育補助員・学習支援員の配置により、TT（チームティーチング）形式や少人数学習で児童生徒のより確かな学力の定着を図ります。	継続	・小学校配置人数：1.0名/校 ・中学校配置人数：1.5名/校	小学校配置人数：0.8名/校 中学校配置人数：1.4名/校	B	引き続き非常勤講師の配置に努めます。
2 (1) 6	情報教育の推進	学校教育課	学校の授業において、情報モラルを確実に身につけさせ、コンピュータや情報通信ネットワークを活用した情報活用能力を育成する支援体制づくりを推進します。	充実・拡充	児童生徒1人につきコンピュータ1台整備	令和2年度に児童生徒1人につきコンピュータ1台整備済	A	整備したコンピュータをより活用できるようにデジタルドリルなどのソフトウェアの充実を図ります。
2 (1) 7	子どもを生み育てることの意義に関する教育など	学校教育課	心身の発達等について理解を深め、生命尊重や自己および他者の個性を尊重することともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することを重視する学習を行います。外部指導者も活用しながら、学校の授業において実施します。	家庭科、総合的な学習の時間、道徳科の授業において実施します。	全小中学校において、心身の発達等について理解を深め、生命尊重や自己および他者の個性を尊重することともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することを重視する授業を実施	家庭科、総合的な学習の時間、道徳科の授業において実施しました。	A	外部人材や関係機関、保護者や地域と連携して更に促進していきます。
2 (1) 8	道徳教育の充実	学校教育課	子ども達の豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。道徳科の授業では、問題を自分事として捉え、物事を多面的・多角的に考える授業を推進します。	道徳科および特別活動等の授業において実施 各校での取り組みの他、研究指定校を定め実施	全小中学校において、問題を自分事として捉え、物事を多面的・多角的に考える道徳科の授業を実施	全小・中学校において、道徳科の授業では、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める学習を実施しました。	A	各校における道徳教育全体計画及び道徳化の年間計画に基づいて、教育活動全体を通じて道徳教育を行います。
2 (1) 9	専門家による相談体制の強化	学校教育課	不登校や非行の未然防止に適切な対応を行うため、適応指導教室を設置し指導員による相談・指導体制の充実を図ります。また、関係の機関と密接な連携を図り、必要な支援を行います。	継続	適応指導教室の数および指導員数については今後検討	適応指導教室設置数：4室 指導員数：4名 指導員は担当地区各小中学校を毎月複数回訪問し、通室生の支援や情報交換に努めました。	A	研修を重ね、指導員の相談・支援体制のさらなる充実を図ります。
2 (1) 10	学校におけるスポーツ環境の充実	学校教育課	体育実技指導協力者派遣事業を活用して、小学校の体育指導の充実を推進します。	学校の希望が少なくとも継続	体育実技指導協力者派遣事業の積極的な広報の実施	アルpensスキーで2校が申請しましたが、コロナウイルス感染症の拡大防止により実施できたのは1校の1時間のみでした。	A	継続して実施します。

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
2 (1) 11	幼稚園と小学校との連携	学校教育課	幼稚園から小学校への円滑な接続ができるように、保育園も含めたなかで、小学校から運動会の案内や新1年生の1日入学体験等を実施して連携を推進します。また、就学時健診や保護者説明会開催時に保護者に対して、入学前に身につけてほしいことなどについて説明をして円滑な接続を図ります。今後も保育園を含めた幼稚園と小学校との連携を推進します。	全小学校で実施	全小学校において、小学校からの行事案内や新1年生の1日入学体験・保護者説明等による連携により、円滑な接続の推進	感染防止対策のため学校行事案内が中止となったケースもあったが、全小学校で、新1年生の1日入学体験・保護者説明会を実施し、幼保小の円滑な接続に努めた。	A	全小学校において、小学校からの行事案内や新1年生の1日入学・保護者説明会開催等により相互理解と連携により、円滑な接続の推進を図ります。
2 (1) 12	幼児教育の振興	こども課	私立幼稚園就園奨励費補助金は、幼児教育の無償化により、令和元年10月に廃止しました。 私立幼稚園園児送迎バス運行経費の一部助成を継続して実施するとともに、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に通い、一定要件を満たす児童の補食費についての助成を行います。	継続	送迎バス運行経費等の助成により、幼児教育の振興を推進	私立幼稚園及び私立認定こども園の通園バスの運行経費に対して補助を行いました。 一定の要件を満たす園児の給食費のうち、おかずやおやつ等の副食費について助成を行いました。 支給対象園児数：51名	B	継続
2 (1) 13	キャリア・スタート・ウィーク事業	学校教育課	キャリア教育の中心的活動として、中学校において職場体験を行うことにより、子ども達の勤労観、職業観を育てています。市内中学校では第2学年時に実施しています。 中学校2年生のキャリア教育の核となっていて、生徒の参加意欲も高いです。受け入れ事業所については、生徒数の減少もあり、現在の受け入れ数程度が妥当ですが、受け入れ事業所の業種に偏りがあり、第1次産業の受け入れが少なくなっています。	地域の産業の実態を考え、後継者育成の面から、第1次産業（農林水産業）での職場体験が増になるような策を講じていきます。	・第1次産業の事業所受け入れ数：10事業所 ・実施数：5	・第1次産業の事業所受け入れ数：5事業所 ・実施数：5事業所 受け入れ事業所は目標数に達しないが、受入れた全ての事業所で職業体験ができたことはよかった。	B	第1次産業の受け入れについては、個別に声かけをするなどの工夫をします。体験の具体的な内容や最新の取組などを各校に情報提供するなど、実施数の増加にも努めます。
2 (1) 14	職業能力開発のため村上高等職業訓練校への補助	地域経済振興課	職業能力の向上は、労働者にとって大変重要なメリットとなります。今後も村上高等職業訓練校への補助を継続し、建築、木工、左官、塗装、村上木彫堆朱、旅館関係等に従事する労働者の技術水準の向上と作業意欲の向上を図ります。	利用者のニーズ調査を継続し、訓練生の増加につながる訓練事業を検討する必要があります。	補助対象人数：60人	■村上職業訓練協会に対して漆器、パソコン等の各コースに係る事業費の一部を補助した。 ■訓練生の募集を市報に掲載した。（市報1回） ※令和3年度実績（訓練生56名）	A	利用者の減少にともない、令和3年度末をもって閉校した。
2 (2) 1	食生活改善推進事業（旧健康食普及事業）	保健医療課 地域振興課	食生活改善推進委員が中心となり、地域全体を対象として食生活を改善させることを目的とし、若い世代から高齢者の方まで食育に関心を持ってもらい、家族単位で健康的な食生活が推進できるように健康食普及を推進しています。 また、地域文化祭事業では地域公民館等と共催事業として健康食普及を推進しています。	継続 食推会員数に応じ事業を継続していきます。	・調理伝達講習：年70回 ・地域文化祭事業：年8回	・調理伝達講習：33回 ・地域文化祭事業：2回 新型コロナウイルス感染症拡大防止として、文化祭事業は展示のみの実施としました。また調理伝達講習会も、本来飲食を伴う事業のため中止する会場が多くなりました。	B	食育に関心を持ってもらい、健康的な食生活が推進できるように食生活改善推進委員が中心となって健康食普及を推進していきます。
2 (2) 2	食生活改善推進委員研修	保健医療課 地域振興課	地域で活躍する会員の資質向上を図るため、食育に関する知識の習得や食生活改善に関する内容の研修を行い、会員意識の向上を図り、地域への健康食普及推進につなげています。	継続 子育て支援に関連した研修会を実施します。よって目標値を子育て支援に関連する、「離乳食研修会」の回数に変更します。	・離乳食研修会：1回開催 子育て支援に関連する研修会を開催し、会員の資質向上を推進	・離乳食研修会：1回 感染症予防として、人数を限定して試食を伴わない離乳食の研修会を実施しました。	A	食育普及に資する食生活改善推進委員の資質向上を図ります。

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
2 (2) 3	地域とともにある学校づくりの推進	教育委員会	学校と家庭・地域で願いや思いを共有する場や研修会を設定し、地域の諸機関・諸団体と連携・協働して子ども達の健やかな成長を支える活動を実施します。学校と家庭・地域をつなぐコーディネーターの研修を充実させ、活動の円滑な推進を図ります。	継続	地域コーディネーターの研修が充実し、各校において地域と連携・協働した教育活動を展開 ・地域コーディネーターの配置：各校1名 ・学校と地域の連携・協働事業：年2回 ・市による研修：年1回以上	・地域コーディネーターの複数配置を進めた。(8校/20校) ・学校と地域の連携・協働による事業は各校1回以上は実施。 ・市による研修は未実施。	B	地域コーディネーターの研修を充実してスキルアップを図るとともに、他団体・機関・住民等の情報を交流させ、各校において地域と連携・協働した教育活動を展開させます。 ・地域コーディネーターの配置：複数配置の増加 ・学校と地域の連携・協働事業：年2回以上 ・市による研修：年1回以上
2 (2) 4	小学校就学時検診時家庭教育支援講座	生涯学習課	家庭教育支援の充実を図るため、PTA、関係機関等との連携により、子育てや家庭の教育力を高める学習機会の提供を行います。「村上市小中学校家庭教育支援事業」として家庭での教育力向上を目的に、小中学校などで保護者が多く集まる機会を利用して実施する講演会等の講師料の支援を行います。	継続 小学校就学時検診時に全校で統一した講座を実施	市内全小中学校で実施	実施校 小学校13校	A	小学校就学時検診時に家庭教育支援講座を実施しています。全校同じプログラムで実施し、参加者からは高評価を得ています。学習機会の提供の場として今後も事業を継続していきます。
2 (2) 5	学校だより、学年だよりや学級だよりの活用	学校教育課	子どもの活動の様子や行事計画ばかりでなく、家庭や地域の教育力を向上させる内容等、各学校工夫した取り組みを行います。学校だより、学年・学級だよりの他に、学校ホームページを活用して広報し、啓発します。	全小中学校が、地域の教育力を向上させる内容、各学校が工夫している取り組みについて、学校だより、学年・学級だより、学校ホームページにより発信します。	全小中学校で実施	全小中学校が、地域の教育力を向上させる内容、各校の工夫している取り組みについて、学校だよりや学年・学級だより、学校ホームページにより発信しています。	A	継続して実施します。
2 (2) 6	地域学校協働活動事業を活用した地域との連携(旧 学校支援地域本部事業を活用した地域との連携)	教育委員会	全小中学校のコミュニティ・スクール化とその仕組みを生かした地域との連携・協働による教育を推進することで保護者や地域住民が学び合う場を持ち、連携・協働活動に参画する機会をつくります。	全小中学校のコミュニティ・スクール化とその仕組みを生かした地域との連携・協働による教育を推進することで保護者や地域住民が学び合う場を持ち、連携・協働活動に参画する機会をつくります。	全小中学校における地域との連携・協働による教育活動の実施	全ての学校がコミュニティ・スクールとして動きだし、育てたい子ども像や教育内容の共有が地域内で深まり、子どものための連携・協働した教育活動が実施されています。	A	地域コーディネーターを中心に地域と学校を結び、教育活動と地域資源のマッチングします。また、ボランティア等の情報提供を充実させることで、地域の誰もが子どもたちの学びに関わり、学び合うことができる場をつくっていきます。
2 (2) 7	世代間交流の推進	学校教育課	総合的な学習の時間や特別活動での祖父母参観・職場体験学習等世代間交流を行う事業を実施します。	全小中学校において、総合的な学習の時間や特別活動で、祖父母参観・職場体験学習等世代間交流を行う事業を実施します。	全小中学校で実施	・小学校：体験学習等13校 ・中学校：キャリア教育等7校 全ての学校において世代を超えた交流学習等が実施されました。	A	継続して実施します。
2 (2) 8	ブックスタート	生涯学習課	赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときを持つきっかけづくりとして、乳児健診の際に絵本を手渡しています。	継続	市内全地区にて継続実施	全地区で実施 配付数 259冊	A	乳幼児と保護者が絵本を介して心触れ合うひとときを持つきっかけづくりとして今後も事業を継続していきます。
2 (2) 9	青少年を取り巻く社会環境調査	生涯学習課	各地区青少年健全育成会および市民会議と連携・協力し、書店やコンビニエンスストア等への聞き取り調査を実施することにより、青少年を取り巻く環境の実態を把握し、新潟県青少年健全育成条例等の周知を図るとともに、青少年に対する適切な対応を依頼します。	継続	年1回 7月実施	12月22日実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い育成委員による臨場調査を中止し、有害図書販売関係調査について事務局職員のみで実施	A	社会環境の変化に対応した青少年健全育成活動を図るため、関係団体、育成委員等地域住民と連携・協力し、環境実態の把握に努め、適正な条例の運用に寄与していきます。
2 (2) 10	交通安全教育指導者の育成	市民課	県主催の各種研修会への参加を積極的に呼びかけるほか、市主催の研修会においては、開催時期の検討をする等、参加しやすい環境づくりを図ります。	継続	・研修会実施：年7回 ・参加者数：80人	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施していない	D	新型コロナウイルス感染が収束して実施できる状況となってから事業を再開します。

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
2 (2) 11	青少年指導活動	生涯学習課	青少年の問題行動の早期発見や未然防止を図るため、巡回指導を行います。定期巡回（子ども達が問題行動を起こしやすい箇所を日中に巡回）と地区巡回を実施します。また、祭り等の巡回については、村上警察署や各地区市民会議等と協力して実施します。青少年が不健全な行動に走らないように遊戯施設や大型店等が多い地域を中心として、定期的に街頭巡回を実施します。	継続	年8班×月1回×9回実施	8班で年間計54回実施 定期巡回のほか、地域祭礼行事に合わせて実施	A	巡回・声掛けを行うことで問題行動の未然防止に繋がることから事業を継続していきます。今後も地域に見える活動を行い、大人の見守り体制を積極的にアピールし、犯罪の抑止、住民コミュニケーションの活性化を図ります。
2 (2) 12	チャイルドシートの正しい使用の徹底	市民課	幼稚園・保育園と連携して、送迎時の保護者に対してチャイルドシートの正しい着用方法について啓発活動を行います。子育て支援センターでの啓発活動を実施するほか、出生児の手続きの際にチャイルドシート着用啓発用チラシを配布します。交通指導所を開設し、ドライバーにシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を呼びかけます。	継続	・交通指導所開催：年5回 ・対象指導数：500人 ・チラシ配布：600枚	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施していない	D	新型コロナウイルス感染が収束して実施できる状況となってから事業を再開します。
2 (2) 13	読み聞かせボランティア養成講座	生涯学習課	外部講師を招き、読み聞かせボランティアの養成や技術向上を目的に講座を開催しています。	継続 読み聞かせボランティアを行う団体との情報交換会を行い、協力しながらボランティアを養成していきます。	・講座開催数：2回 ・参加者数：延べ40人 ・読み聞かせボランティアを行う団体との情報交換会開催数：年1回以上	講座開催数 1回 参加者数 延べ26人	B	読み聞かせボランティアの養成や技術向上のため事業を継続していきます。
2 (3) 1	乳幼児健診等の充実	保健医療課 地域振興課	乳幼児健診は、疾病の早期発見や健康の保持増進を目的に実施しています。また、子育て支援の場として、育児不安等にも応じます。 ・4か月児健診および離乳食指導 ・7か月児健診（委託） ・10か月児相談 ・1歳6か月児健診 ・2歳児健診 ・3歳児健診 ・2歳6か月児歯科健診 ・3歳6か月児歯科健診（委託）	継続	適正月齢時に健診が受けられるように、出生数の変化に応じ合同実施を検討	村上・朝日・山北の3地区合同実施を朝日会場にて実施し、適正月齢に健診を受診することができました。	A	今後も出生数の変化に応じ合同実施を検討していきます。
2 (3) 2	こんにちは赤ちゃん事業	保健医療課 地域振興課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげています。	継続	訪問率：100%	訪問率：97.5% 訪問できなかった場合は、電話などで状況を把握しています。	A	継続して実施していきます。
2 (3) 3	保育園児（3歳から5歳児）肥満体格調査	こども課	全保育園で1年に1回、体重・身長測定を実施します。園だより等を通じて、健康管理や食育活動の推進を行います。	継続	調査実施：年1回	年1回実施	A	継続して実施します。

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
2 (3) 4	子育て支援事業（子育て広場）	こども課	子育て支援センターにおいて、離乳食や幼児食についての栄養相談を実施します。	継続 今後とも地区ごとの実施を継続	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん広場・出張広場（朝日地区）：12回 ・赤ちゃん広場（山辺里地区）：12回 ・きらきら広場（上海府地区）：4回 ・栄養士相談（荒川地区）：6回 ・栄養士相談（神林地区）：6回 ・わんぱく相談（山北地区）：12回 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん広場・出張広場（朝日地区）：5回 ・赤ちゃん広場（山辺里地区）：7回 ・キラキラ広場（上海府地区）：1回 ・栄養相談（荒川地区）：実施なし ・栄養相談（神林地区）：4回 ・わんぱく相談（山北地区）：11回 コロナウイルス感染症対策により、中止した栄養相談有り。	B	継続して実施します。
2 (3) 5	離乳食指導（離乳食赤ちゃん教室）	保健医療課 地域振興課	6～7か月児を持つ保護者を対象に、離乳食を中心とした健康相談事業を実施します。	継続	年6回実施	年4回実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止の為4月は中止、8月はオンラインで実施、他は予防対策として試食を中止して実施しました。	B	三密を避け、感染症予防対策をとって継続して実施していきます。
2 (3) 6	栄養相談	保健医療課 地域振興課	乳幼児健診で、偏食や小食など、栄養に関する心配事に応じながら、乳幼児の適切な食事について栄養指導を行います。	継続	全地区の毎回の乳幼児健診で実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止の為中止した健診日程を除き、毎回の乳幼児健診で実施しました。	A	継続して実施していきます。
2 (3) 7	食育の推進（保育園）	こども課 地域振興課	食育に関しては各地区、各保育園において食育計画に基づき、年齢に応じた内容で様々な取り組みを行っています。全地区で実施しているのが給食における地元産物、郷土料理の積極的な活用、毎月19日の「食育の日」の設定です。畑づくりや調理体験など各園において実施します。	継続	全保育園で実施 ・地元産米の支援 ・調理体験・保育試食会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地元産の米の使用 ・郷土料理の提供 ・毎月19日「食育の日」の設定 ・畑づくり 全園で実施	B	継続して実施します。 調理体験、試食会については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて判断します。
2 (3) 8	食育指導（学校の授業において実施）	学校教育課	生活習慣の基本である食生活の習慣をきちんと身につけるための授業が確実に行われるよう、各校に指導します。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・全小中学校において、生活習慣の基本である食生活の習慣をきちんと身につけるための授業を確実に実施 	全小中学校において年間指導計画に位置づけて指導しています。	A	継続して実施します。
2 (3) 9	子育て支援センター食育事業	こども課 地域振興課	各地区の子育て支援センターで調理実習（野菜を多く摂る食事、簡単にできる離乳食、手作りおやつなど）等を行い、子育て中の保護者へ食育を推進します。	継続	各地区年1回実施	村上地区：調理実習1回、食育講座1回実施 朝日地区：食育講座1回 山北地区：食育講座を1回 神林地区、荒川地区については、指定管理のため実施、食育事業無し。	B	調理実習については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ判断します。 調理実習ができない場合は、食育講座等を検討し実施します。
2 (3) 10	健康診査や学校における健康診断等の推進	学校教育課	児童生徒の成長過程に応じた健康診断を学校医等と連携を図りながら実施します。あわせて就学時健診や定期的な検診の実施を行います。	継続	学校保健安全法の規定により実施	学校保健安全法の規定により実施	A	児童生徒の成長過程に応じた健康診断を学校医等と連携を図りながら実施します。あわせて就学時健診や定期的な検診の実施を行います。
2 (4) 1	村上市急患診療所の開設	保健医療課	平日夜間および休日等における市民の診療機会の確保を目的に内科および小児科に関する診療を行います。	継続 引き続き急患診療所についての周知を図りつつ継続実施	年間患者数：2,500人	年間患者数：558人	A	継続して実施していきます。
2 (4) 2	輪番制病院体制の「実施」	保健医療課	地域住民の休日および夜間における救急患者の医療を確保するため、現状の病院群輪番制を維持します。	継続 対象病院に対する必要の支援を行いながら継続実施	病院群輪番制の維持	病院群輪番制を実施している厚生連村上総合病院に対して、運営費補助及び設備購入に対する補助を行いました。	A	継続して実施していきます。

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
2 (4) 3	子ども医療費助成事業	こども課	子どもの保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の一部を助成します。平成27年9月から市単独事業として、通院・入院にかかる費用を高校卒業まで助成期間を拡大しています。	継続	・助成延べ件数：82,000件 ・助成額：132,000,000円	・助成延べ件数：70,760件 ・助成額：122,607,950円	B	継続
2 (5) 1	児童館業務	こども課	幼稚園・保育園入園前の児童および保護者の遊び場、情操を育む場として、市内に4か所の児童館があります。事業的には子育て支援センターとかぶる部分もありますが、児童館は土曜日の小学校3年生までの利用が可能であるため、児童の健全な遊び場の提供に寄与しています。	継続 学童保育所の指定管理者制度導入に合わせ、同じ施設である児童館業務への導入を進めます。	継続 民間の活力も取り入れながら業務を継続	指定管理者制度導入には至りませんでした。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、児童館を一時閉館しました。	C	継続
2 (5) 2	児童遊園地遊具等整備事業	こども課	町内や集落が単独または共同で行う児童遊園地の遊具等整備に対して補助を行います。	補助内容の拡充および補助率の引き上げを検討	・補助件数5件 ・児童遊園地遊具整備事業補助金：300,000円×5件	児童遊園地遊具整備事業補助金の申請はありませんでした。	B	継続
2 (5) 3	児童遊園地およびプール設置管理事業	荒川支所 地域振興課 神林支所 地域振興課	児童に健全な遊び場を提供し、交通事故や水難事故を防止するとともに、児童の健康増進を図るため、児童遊園地および地区プールの施設管理を行います。 【荒川】修繕施設が多く、児童が思うように遊べない状況です。 【神林】児童遊園地等は、草刈りなどの経常的な維持管理は設置集落で実施し、遊具等の施設修繕については直営で実施しています。地区プールについては、1集落のみの実施ですが、集落の意向を考慮しながら、補助事業（水道料金、薬剤）として実施しています。	【荒川】施設を計画的に修繕します。 【神林】継続 児童遊園地等の遊具については、木製遊具を優先的に撤去および非木製遊具への入れ替えを検討します。地区プールについては継続。	【荒川】修繕が必要な施設の解消 【神林】児童遊園地等は、令和元年度で把握した遊具等の施設修繕か所について、令和6年度までの年次計画により完了させ、地区プールについては、児童人口や集落の意向により、補助事業（水道料金、薬剤）の見直しを実施	【荒川】定期点検の結果を受けて、危険な遊具については設置集落と協議のうえ撤去・修繕を進めました。 ・修繕14カ所 ・撤去2カ所 【神林】遊具点検業務を発注し、修繕不能な遊具については撤去した。地区プールについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開設しなかった。	B	【荒川】引き続き危険な遊具から優先的に修繕対応を行います。児童プールについては開設集落と連絡調整を行い運営します。 【神林】施設修繕について、年次計画により実施に努めます。
2 (5) 4	親子の料理教室	保健医療課 地域振興課	食生活改善推進委員等と協働で、各地区の親子を対象に、親子料理教室を実施し、郷土料理やバランス食の普及等食育の推進を行っています。	継続 毎年各団体からの要望により回数にはばらつきがあります。よって目標値を回数から全実施に変更し、継続実施します。	地域や学校、外部団体等からの要望には全て対応して実施	・学童食育講座 ・親子の食育事業 児童を対象にした食育講座や、幼児親子を対象にした料理教室を実施しました。	A	継続して実施していきます。
2 (5) 5	子ども広場体験活動「あそびの森」	生涯学習課	地区内外の体験活動の実施。スポーツ少年団に加入していない子や低学年でも楽しめるスポーツ活動を実施します。	継続 地域の協力者の確保	・実施回数：年4回 ・参加者数：80人	・実施回数：年2回（感染症により1回中止） ・参加者数：30人	B	一人でも多くの子どもが、スポーツを楽しみ、スポーツを通じいきいきとした生活の実現に資するよう事業を継続していきます。
2 (5) 6	親子ふれあいスポーツ事業	生涯学習課	スポーツ活動を通して、親子のふれあいと体力づくりを図ります。各家庭のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行い、子どもの運動機会に乗り上げた成人のスポーツ実施率の向上をめざします。	継続 スポーツフェスタ等を開催し、どの世代の方でも楽しめる遊びや運動を取り入れたアトラクションを企画します。また、市内の自然を楽しむイベント等を実施する予定です。	延べ参加者数 ・ウェルネス：150人 ・愛ランドあさひ：1,000人	延べ参加者数 ・ウェルネス：45人 ・愛ランドあさひ：852人	B	子どもと親の交流不足の解消と親子の体力づくりの機会を創出し、「親子での運動」からスポーツ実施率の向上が図られるよう今後も事業を継続します。

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
2 (5) 7	総合型スポーツクラブの振興	生涯学習課	<p>神林地区において、子ども達の多様なニーズに応えるため、総合型スポーツクラブやスポーツ指導者の育成など、推進体制を整えながら小・中学生を対象とした各種事業を実施します。</p> <p>●アフタースクールきらら楽校：放課後を活用した小学生、園児対象事業 登録者数：延べ63人 毎月3回シリーズ（通年開催）小学生は夏休み時はサマースクール 月曜コース（夢中になるあそび） 水曜コース（バスケットボールクラブ） 木曜コース（一歩先行く体育） 金曜園児コース（運動あそび・体操他）</p> <p>●ひよこの教室（未就園児） ●キッズチャダンス・キッズハワイアンダンス きららJFC U6・U12 プレスポ・きらら塾・きららいおん塾 硬式テニス・卓球・バドミントン教室他</p> <p>●各種スポーツ大会 ●学童保育所・子育て支援センターのプログラム</p>	<p>継続 未就園児から高校生までの成長過程に応じた多様な空間づくり。 放課後を活用した多様な空間づくり（アフタースクール・融合型部活動）。 多世代交流空間づくり。楽しい運動の取り組み。</p>	<p>会員数：1,000人</p>	<p>会員数 955人</p> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひよこ（～2歳） 1人 ・幼児（3～5歳） 37人 ・ジュニア（小中学校） 395人 ・高校生 4人 ・一般 146人 ・シニア 372人 <p>（※賛助会員 36社）</p>	B	<p>令和3年度から年会費を廃止し、会員の利用実績に応じ、利用料金制に移行した。引続き利用者が加入しやすい形態を提供し会員数の増加に努めます。</p>
2 (5) 8	青少年スポーツ団体の育成事業	生涯学習課	<p>各種スポーツ活動を通して、子ども達の健全育成を図るため、市内のスポーツ少年団活動を推進します。 団体の活動実績は向上しています。しかし、少子化による児童数の減少や少年スポーツの二極化により、年々団員数が減少しています。</p>	<p>継続 青少年がスポーツ活動を実施しやすい環境づくりを行うとともに、「遊びを通じた子どもの体力づくり」や総合型スポーツクラブと連携して、多様目型スポーツクラブを育成しながらスポーツ実施率の向上に努めます。</p>	<p>団員数：600人</p>	<p>令和3年6月30日現在 団員数：540人 （前年比+36人）</p>	B	<p>少子化により近年の団員数は減少傾向であるが、令和3年度の団員数は前年を上回る団員数であった。広報誌発行等の広報活動を行ない団員数の増加を促進します。</p>
2 (5) 9	子どもの体力向上事業	生涯学習課	<p>スポーツ推進委員や総合型スポーツクラブによる遊びや野外活動、文化活動、体験活動など、子ども達のライフスタイルや体力、興味、目的に対応した事業を開催し、子ども達が身体を動かすことの喜びを体験させながら、体力づくりと仲間づくりを図ります。</p>	<p>継続 子ども達の運動能力が一番伸びる幼少期と小学校低学年を対象とした教室を開催。色々な種目を取り入れ、できないことができるようになっていく喜びや達成感を感じられるよう配慮します。</p>	<p>参加者数：延べ13,000人</p>	<p>参加者数：延べ 14,230人</p> <ul style="list-style-type: none"> ウェルネスむらかみ 970人 サンスマイルあらかわ 4,627人 希楽々 7,836人 愛ランドあさひ 691人 さんぼくスポーツ協会 106人 	A	<p>継続</p>
2 (5) 10	絵本の読み聞かせ	生涯学習課	<p>絵本の読み聞かせを通して、乳幼児の想像力や空想力を育て、感動と喜びを親子で体験します。</p>	<p>継続 子ども達の情操教育推進のため事業を継続するとともに、中央図書館や子育て支援センターなど他との連携融合を模索します。</p>	<p>・開催回数：年12回 ・参加者数：延べ200人</p>	<p>開催回数 11回 参加者数 36人</p>	C	<p>子ども達の情操教育推進のため今後も事業を継続していきます。 読み手の不足が懸念されることから、母親を対象にした読み聞かせ講座の実施や、新たな読み聞かせボランティアの育成を中央図書館と連携して計画していきます。</p>
2 (5) 11	公民館家庭教育支援講座	生涯学習課	<p>親子を対象とした講座は市民ニーズの高い事業であり、居住地区を超えての参加申し込みがあることから全地区で実施します。</p>	<p>継続 子ども達の情操教育推進のため事業を継続するとともに、中央図書館や子育て支援センターなど他との連携融合を模索します。</p>	<p>市内全地区を対象に実施</p>	<p>講座開催数 4回 参加者数 45組 111人 （うちオンライン1組2人）</p>	A	<p>市民の育児参画への理解を広げる講座を実施し、家庭教育の充実を図るため今後も事業を継続していきます。</p>

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
2 (5) 12	屋内の遊び場整備	こども課	天候に関係なく、子どもが安心して遊べる場所を整備します。	設置に向けて検討	屋内施設1か所設置	遊具購入 1.0式	A	利用者の意見聴取を行い、引き続き利便性を向上させてまいります。
2 (5) 13	親子ふれあい教室	生涯学習課	3歳～5歳児とその保護者を対象とし、コミュニケーションアップと体力アップを図ります。 令和元年度から、4～12月に毎月1回ずつ実施しました。	継続 周知方法を検討するとともに、幼児運動指導者の育成を図ります。	さんぼくスポーツ協会 ・実施回数：年9回 ・参加者数：90人	H29から「キッズパーク」に変更 さんぼくスポーツ協会 ・実施回数：年3回 ・参加者数：39人（18組）	C	保育園を通して保護者に呼びかけて参加者を増やすよう取り組みます。
2 (5) 14	幼児の体力向上事業	こども課	総合スポーツクラブとの連携し、効果的なプログラムを展開することで保育園児の体力低下の改善を図ります。	継続	年長児の25m走で運動能力調査基準の平均値を上回っている割合：85%	市内公営保育園年長児に対し、運動遊びの指導、体力測定を実施。 （各地区の総合スポーツクラブへの業務委託）	C	引き続き、各地区の総合スポーツクラブとの連携のうえ、実施する。（令和3年度数値実績：63%）
3 (1) 1	放課後児童健全育成事業	こども課	就業等により、昼間留守家庭となる世帯の児童を保育しています。保育時間、利用料金等の利用基準は全施設で統一されており、「放課後児童クラブの向上のための指針」に基づき一人あたりの面積や指導員の配置を行っています。 女性の社会進出に伴い共働きが増加したことにより学童保育所利用のニーズが高まっており、子育て支援に寄与していると考えます。支援員のなり手不足が深刻なため、待遇改善が求められます。	継続 南町学童保育所となんしょう学童保育所の統合を検討	村上市地区の土曜日の利用者が少ないことから、拠点化を検討	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施により、支援員の待遇面改善が図られました。 村上市地区の土曜日拠点化については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため進展しませんでした。	C	継続
3 (1) 2	土曜保育	こども課	各地区拠点園で、土曜日に保育事業を実施します。 勤務形態の多様化に伴い、利用ニーズは拡大しています。	継続	各地区拠点園での実施（6園）	新型コロナウイルス感染症感染予防対策のため、拠点園での実施ではなく、各保育園で実施した。	A	利用ニーズに対応するため継続実施。 今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見て、拠点園での実施に戻すかを検討する。
3 (1) 3	延長保育事業	こども課	時間を延長して保育事業を行います。 平成27年度に子ども・子育て新制度となったことで保育認定制度が変わり、公立公営の保育園では保育標準時間が開閉園時間の7:30～18:30となり、延長保育に該当する時間はなくなりました。そのため、延長保育を実施している園は公立民営のあらかわ保育園（18:00～19:00）のみとなります。	継続	実施保育園の拡充の推進	令和3年度から、あらかわ保育園に加え、指定管理者による運営となった向ヶ丘保育園、みのり保育園の3園で実施。 指定管理者制度の活用による拡充を図った。	B	特になし（保育園の全体計画のなかで実施保育園の拡充等について検討します）
3 (1) 4	休日保育事業	こども課	休日に保育事業を行います。 平成26年度からあらかわ保育園で実施しています。勤務形態の多様化により利用ニーズは拡大しています。	継続	市内2園で実施 保護者のニーズを把握し、就労と子育ての両立を支援	市内3園で実施（あらかわ保育園、向ヶ丘保育園、みのり保育園） 新型コロナウイルス感染症感染予防対策のため、みのり保育園でも実施した。	A	利用ニーズに対応するため継続実施。
3 (2) 1	保育所体験事業（特別保育事業）	こども課	未就園児とその保護者を対象に月1回程度保育園を開放し、園児との交流、保護者同士の交流の場を提供するとともに、保育士による育児相談等も行うなど、地域住民への子育て支援を行い、地域における子育て支援の拠点としての機能を担います。 育児休業取得後の保育園利用の相談の機会にもなっています。	継続 地域における子育て支援の拠点としての機能については、子育て支援センターとの棲み分けが必要でず。	子育て支援センター併設の保育園を除く保育園で実施	3園で実施 新型コロナウイルス感染症感染予防対策のため実施した保育園は少なかった。	C	新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見て、実施内容も検討します。

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
3 (3) 1	仕事と子育ての両立支援制度の広報	地域経済振興課	第2期村上市子ども・子育て支援に関するニーズ調査における「保護者の就労状況について」、「育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について」などに対応する就労支援制度等について、地域経済振興課で作成・配布している「企業ニュース@村上市」や企業訪問などを通して、雇用者に対する周知と協力依頼を行います。	教育・保育・子育ての充実を図るため就労支援制度に関する周知を継続	年1回以上実施	<ul style="list-style-type: none"> ■企業訪問や広報活動を通じて、女性就労環境向上事業補助金の活用、新潟県ハッピー・パートナー企業への登録の促進など、企業への周知を行うとともに、企業内で女性の参画機会の創出を図った。(市報1回) ■市ホームページの事業者向け情報としてリンクを貼り周知を図った。 ※令和3年度実績（女性就労環境向上事業補助金交付決定数2件、ハッピー・パートナー企業新規登録3社、累計44社）	B	継続して市ホームページや市報、で企業に対し、女性就労環境向上事業補助金の活用や新潟県ハッピー・パートナー企業について周知を行う。 ※「企業ニュース@村上市」の発行はコロナ経済対策を優先のため休止中（R3年度～）
3 (3) 2	求人情報の提供（ハローワークと連携）	地域経済振興課	雇用の確保、就労率の向上、市内企業の人材確保のため、ハローワークで毎週作成している「求人情報」を市内各所に配置します。ハローワークと連携し、求人情報等の提供を行います。ハローワークと連携し、将来を担う若者が意欲を持って就業し、経済的に自立できるように支援を行います。	雇用の確保、就労率の向上、市内企業の人材確保のため、情報提供を継続	週1回実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ハローワークと連携して、求人情報を市内各所に配置した。(週1回、市内5ヶ所) ■アクセス就職ガイダンスを開催した。(年1回) 	A	継続して雇用の確保、就労率の向上、市内企業の人材確保に向けた求人情報の提供を行う。 また、高校生を対象とした「建設業界！魅力発見ツアー」や「アクセス就職ガイダンス」を行い、市内企業と若者が交流を持てる場を提供することで意欲を持って就業し、経済的に自立できるように支援を行う。
3 (3) 3	企業訪問	地域経済振興課	企業側の経営状況、雇用状況等の情報収集および第2期村上市子ども・子育て支援に関するニーズ調査における「保護者の就労状況について」、「育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について」などの結果も含め企業訪問を実施し、子育てを維持するのに不可欠な多様な職場の確保に努めます。	教育・保育・子育ての充実を図るための情報収集を継続し企業訪問を行います。	年間訪問事業所数：35社	<ul style="list-style-type: none"> ■企業訪問時、村上市女性就労環境向上事業補助金の活用や新潟県ハッピー・パートナー企業への登録を促進し、企業における女性の就労機会の創出、仕事と家庭の両立支援をお願いした。(企業訪問：のべ46社) 	B	企業訪問、電話、インターネット通信やホームページ等を活用し、村上市女性就労環境向上事業補助金の活用や新潟県ハッピー・パートナー企業登録の促進を図る。
3 (3) 4	仕事と生活の調和実現に向けた情報提供・周知	地域経済振興課	仕事と生活の調和について相談・助言を行う専門職等の養成が必要となっています。企業が仕事と生活の調和のための取り組みを進めるためには、管理職や従業員の意識改革の方法などについて専門家等のアドバイスを受けることが有効です。そのため、社会保険労務士等の活用を含め国、県、関係機関等との連携を図りながら推進します。また情報提供や企業間の情報交換ができるよう周知に努めます。	継続 市ホームページにて事業者向け情報として引き続き周知を行い、岩船郡村上市雇用対策協議会（総会・理事会）でも周知を図ります。	広報等を利用した周知情報交換会の実施	市ホームページにて事業者向け情報としてリンクを貼り周知を図った。 ※令和3年度実績 市HP掲載 継続3件、新規1件	B	新たな制度などの情報収集に努め、継続して市ホームページで事業者向け情報の充実を図る。
3 (3) 5	一般事業主行動計画策定の推進	地域経済振興課	「次世代育成支援対策推進法」により101人以上の労働者を雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定する努力義務があります。そのため、一般事業主行動計画を策定するよう啓発します。	継続 市ホームページにて事業者向け情報として引き続き周知を行い、岩船郡村上市雇用対策協議会（総会・理事会）でも周知を図ります。	広報等を利用した周知情報交換会の実施	市ホームページにて事業者向け情報としてリンクを貼り周知を図った。 ※令和3年度実績 市HP掲載 継続1件、新規なし	B	新たな制度などの情報収集に努め、継続して市ホームページで事業者向け情報の充実を図る。
3 (4) 1	男女共同参画社会の実現	市民課	平成30年度に策定された「第2次村上市男女共同参画計画」に基づき、男女がそれぞれの個性を認め合いながら、協力し支えあえるまちづくりをめざします。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会開催数：2回 ・参加者数：300人 	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施していない。	D	令和4年度に策定予定の「第3次村上市男女共同参画計画」に基づき、男女が共に生きやすい共生社会の実現を目指します。

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
4 (1) 1	学校等の関係機関との連携によるきめ細かな支援の実施	学校教育課	保護者に対する助言など、学校等の関係機関と連携したきめ細やかな支援を実施します。	継続	適応指導教室の数および指導員数については今後検討	適応指導教室設置数：4室 指導員数：4名	A	学校ときめ細かな情報連携を行い、通室している児童生徒の効果的な支援を実施します。
4 (1) 2	障がい児教育の啓発支援事業	こども課 (ことばとこころの相談室)	保育士や学校の先生、保健師を対象に、発達障がいのある子どもの理解や対応、子どもの発達などに関する研修会を開催します。	継続	・研修会の開催 ・要請研修の実施：15件	研修会：1回 要請研修：4回	B	特別な支援を必要とする幼児、児童生徒へ適切な指導支援を行うことができるよう研修の機会を設けます。
4 (1) 3	特別教育支援事業	学校教育課	介助員の配置等により、障がいのある児童生徒への適切な支援を行います。	継続	介助員1人あたりの要支援児童数 ・小学校：2.0人 ・中学校：3.0人	介助員（看護師含む）1人あたりの要支援児童生徒数 ・小学校：3.8人 ・中学校：4.4人	B	毎年変わる児童生徒数に伴い、学校の要望数を適宜把握し、目標数値となるよう取り組みます。
4 (1) 4	就学援助事業	学校教育課	経済的な理由によって就学させることが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を支給し義務教育の円滑な実施を図ります。	継続 国や他の自治体の動向に注目しながら、継続して事業を実施します。	数値的目標の設定が困難ですが、国や他の自治体の動向に注目しながら、継続して事業を実施	認定基準1.3倍にて支給 ・要保護41人・準要保護632人 ・オンライン学習通信費を新設しました。	A	国や他の自治体の動向に注目しながら、継続して事業を実施します。
4 (1) 5	奨学金貸与事業	学校教育課	自分の人生をたくましく切り拓いていくことのできる人材を育成するため、奨学金制度の整備を進めます。	継続 新規申請者・貸与者は減少傾向ですが、事業を必要とする人がいることから継続します。	新規貸与者数：20人	新規貸与者数：11人	C	広報を工夫し、貸与を必要としている人に確実に情報が届くよう取り組みます。
4 (1) 6	学童保育所利用料減免制度	こども課	特別の理由により、学童保育所の利用料を徴収することが適当でない認められる場合は、利用料を減額または免除制度を適用します。 ●生活保護法による、生活扶助を受けている世帯や、天災や不慮の災害により、利用料の納付が困難な世帯：減免率100% ●準要保護世帯で就学援助を受けている世帯や、失業・疾病により収入が著しく減少し利用の納付が困難な世帯：減免率50%	継続 現状のとおり減免制度の周知を徹底して行い、子育て世帯の負担軽減を図ります。	・減免対象世帯：45世帯 ・減免対象児童数：51人	・減免対象世帯：50世帯 ・減免対象児童数：58人	A	令和4年度から多子世帯に対する利用料の軽減制度として、生計が同一の子どもを3人以上養育する世帯については、学童保育所を利用する児童の利用料を半額(減免率50%)とする要件を加えました。
4 (2) 1	要保護児童対策協議会の設置	こども課	村上市子ども・若者総合サポート会議内の要保護児童対策部会として、保護を必要とする児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関・関係団体および児童福祉担当者で、当該児童やその保護者に関する情報や支援方法を共有し、連携のもと対応します。 月1回の連絡会（うち2回は判定会含む）のほか、随時個別ケース検討会議を行い、要保護児童等の支援を行っています。また、年1回の村上市子ども・若者総合サポート会議代表者会議にて、事業の総合的な評価と今後の方針を協議しています。	継続	各会議の開催 ・代表者会議：年1回 ・連絡会：月1回 ・判定会：月2回 ※判定会については連絡会を兼ねての開催 ・個別ケース検討会議：年40回	各会議の開催 ・代表者会議：1回 ※新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催 ・連絡会：毎月1回 ・判定会：年2回（8月・2月） ※判定会については連絡会を兼ねての開催。 ・個別ケース会議：28回	A	代表者会議にて事業の総合的な評価と今後の方針を村上市子ども・若者総合サポート会議の構成機関と共有します。毎月の連絡会や年2回の判定会にて、支援対象児童等の情報交換及び共有、支援方針の検討を行っています。また、随時、個別ケース会議を開催し、支援方針、関係機関間での連携・役割分担について検討を行ってまいります。

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
4 (2) 2	地区要保護児童対策会議 地区担当者会議	こども課	地区ごとの要保護児童等に関する支援の状況や現況について評価を行います。各地区の支援対象者に係る情報交換を行い、支援内容を共有しています。その地区の担当者と支援対象者の情報交換を行うことにより、地域での見守りおよび支援について、共通理解を図ります。村上市子ども・若者総合サポート会議の地区担当者会議として位置づけられています。要保護児童等を中心とした情報共有となっており、他部会との連携や、村上市子ども・若者総合サポート会議内での位置づけの見直しなど、地域担当者会議の在り方の検討が求められています。	継続	<ul style="list-style-type: none"> 地区担当者会議の体制整備 地区担当者会議の開催：各地区で年1回 個別ケース会議の開催：年40回 ※個別ケース会議については、要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議の目標件数と同一	<ul style="list-style-type: none"> 地区担当者会議は新型コロナウイルス感染症の影響により中止 個別ケース会議：28回 	B	各地区の支援対象者に係る情報交換を行うことにより、地域での見守り及び支援について共通理解を図っていきます。
4 (3) 1	教育相談事業（ことばとこころの相談室）	こども課	発音の障がいや言葉の遅れ、特別な支援を必要とする子どもに対して、その状況や保護者のニーズに応じて週1回～月1回または学期に1回の指導を行い、障がいの改善や軽減を図ります。また、保護者や担任などと子どもへの適切な対応について話し合います。	継続	適切な指導・相談回数の実施	相談申込数：244件 （相談申込数内訳 継続 121件、新規123件） 相談延べ件数：1,628件	A	保健師、幼稚園、保育園、学校等と連携し、利用者のニーズに寄り添った支援を行っています。
4 (3) 2	就学援助事業 （特別支援学級・特別支援学校）	学校教育課	特別支援学級または特別支援学校への就学における保護者の経済的な負担を軽減し、特別支援教育の振興を図ります。	継続 国や他の自治体の動向に注目しながら、継続して事業を実施します。	数値的目標の設定が困難ですが、国や他の自治体の動向に注目しながら、継続して事業を実施	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級139人（対前年度比-18人） 特別支援学校52人（対前年度比-12人） 	B	国や他の自治体の動向に注目しながら、継続して事業を実施します。
4 (3) 3	特別児童扶養手当	福祉課	精神または身体に一定の障がいを有する児童の養育者手当を支給します。特別児童扶養手当制度は、障がいの福祉の増進に寄与することを目的とする社会保障制度で、20歳未満の障がい児を家庭で監護・養育している父母等に支給されます。	継続 支給対象者に適切に支給します。	受給対象者数：110人	支給対象者に適切に支給することができました。 支給対象者数105人	A	受給資格者数が128人から112人に減少したことに伴い支給対象者数も減少しましたが、申請のあった支給対象者に適切に支給しました。
4 (3) 4	障がい児通所支援サービス費	福祉課	児童発達支援や放課後等デイサービスにより、日常生活上の基本動作の指導や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。また、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援により、保育所等へ通う障がい児や外出することが著しく困難な障がい児へ集団生活適応するための支援や日常生活上の基本動作の指導等を行います。	継続 支給対象者に適切にサービスを支給します。	数値的目標の設定は困難ですが、申請者の増減や国県の動向に注目しながら、継続して事業を実施	支給対象者に適切にサービスを支給することができました。	A	申請のあった支給対象者に応じた適切なサービス量を支給しました。
4 (4) 1	ひとり親家庭等医療費助成事業	こども課	ひとり親家庭の父または母および児童等に対し、対象者が負担すべき額から一部負担金を差し引いた額を助成します。過去5年間、対象者となるひとり親世帯数は減少しています。所得制限による認定却下、児童の18歳到達により対象外となる世帯もあるため、年間の世帯数は減少している状態です。	継続 医療費を助成することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることができているため、現状のとおり事業を維持することが適当と考えます。	<ul style="list-style-type: none"> 助成件数：延べ12,000件 助成額：30,000,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 助成延べ件数：10,634件 助成額：27,870,401円 	A	継続

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
4 (4) 2	児童扶養手当事業	こども課	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童の心身の健やかな成長を願い、児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進のために手当てを支給します。 令和元年11月から国の制度に合わせ、支給回数数を年6回（奇数月払い）としました。	継続 引き続き、国の制度改正に合わせた支給事業を実施していきます。	受給資格者：390人	受給者：392人 （R4.2月末現在）	A	継続
4 (4) 3	自立支援教育訓練給付金事業	こども課	厳しい経済状況のなか、母子家庭の母などは、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、母子家庭等に対する自立支援策の一環として、母子家庭の母または父子家庭の父の就業をより効果的に促進するため、資格取得費用を給付します。	継続	給付件数：1件	令和2年度申請分1件のみの支給で、新規の申請はありませんでした。	B	継続
4 (4) 4	高等職業訓練促進給付金等事業 （旧高等技能訓練促進費等事業）	こども課	母子家庭または父子家庭の生活の安定に資する資格の取得を促進するため、資格取得に係る養成訓練の受講期間のうち、一定期間について訓練促進費を支給するとともに、養成機関への入学時における一時金を支給します。	継続	給付件数：3件	申請がなく、支給実績がありませんでした。	C	継続
4 (5) 1	外国へつながる幼児への支援	こども課	教育・保育施設において海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などに対して、円滑な教育・保育の利用が出来るよう支援について検討しました。	どのような支援が求められているか検討します。	具体的な事業内容について検討	具体的な事業内容についての検討は未実施です。	C	具体的な事業内容について検討を行います。
4 (5) 2	乳幼児訪問	保健医療課 地域振興課	発育発達状況や育児環境・産後うつ・育児不安等訪問指導が必要と思われる対象を訪問します。状況により関係諸機関の人たちとの訪問も実施します（「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問を除く）。	継続 毎年対象者の数に変動があります。よって目標値を訪問件数から訪問指導が必要な対象児全員への訪問に変更し、継続実施します。	訪問指導が必要な対象児全員を訪問	乳児192件、幼児530件実施 継続支援が必要と思われるケースに訪問し支援できました。	A	継続して実施していきます。
4 (5) 3	乳幼児から成人期までの支援体制の確立 （旧特別支援協議会の設置による推進）	保健医療課 福祉課 学校教育課 地域振興課	特別な支援を要する本人やその家族を対象に、ライフステージを通じて途切れない支援を行うために、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関からなる村上・岩船地域自立支援協議会において密接に連携を図り、乳幼児から成人期までの支援に必要な情報を共有する仕組み（相談支援ファイルの運用）を整えるとともに、支援関係者の力量の向上、市民への理解を図る研修会等を開催します。	相談支援ファイル「ばすのーと 育ちノート」（赤ばす）を子育て応援ファイルとともに配布します。「ばすのーと 支援ノート」（青ばす）は支援が必要とする方に配布します。引き続き市内保育園や幼稚園を訪問し、現場の保育士にはばすのーとの説明を行うとともに、子育て講演会などを通じて、周知を図ります。	相談支援ファイル「ばすのーと 育ちノート」（赤ばす）の所持率を向上させるとともに、支援が必要な方に「ばすのーと 支援ノート」（青ばす）が行き渡るように周知・浸透	【福祉課】 ペアレントトレーニングの参加者が増えたことにより、「ばすのーと」の配布機会が増えました。出生児への相談支援ファイル「ばすのーと 育ちノート」（赤ばす）の配布を引き続き行いました。 【保健医療課】 相談支援ファイル「ばすのーと 育ちノート」（赤ばす）を子育て応援ファイルとともに配布しました。	A	【福祉課】 支援が必要な方に「ばすのーと 支援ノート」が行き渡るように周知に努めます。 【保健医療課】 継続して実施していきます。
2 (5) 4	ペアレントトレーニングによる家庭支援体制の確立	福祉課	発達に凸凹のあるお子さんを育てる上で、育てにくさを減らすために親が学び交流する場をつくることを目的に、全10回の講座を市内各地で開催します。	相談支援ファイル「ばすのーと 育ちノート」（赤ばす）や「ばすのーと 支援ノート」（青ばす）の活用も盛り込みながら、参加者の拡大と内容の充実にも努めます。	各会場での参加者数を高めるとともに、参加者に「受講してよかった」と言ってもらい、親子関係の改善に寄与する講座づくりを検討	当初の予定通り3講座を開催し、定員の96%にあたる23名に受講していただいた。	A	保育園や小学校等にチラシを配布するなどして、参加者確保に努めました。新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら講座を開催しました。

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
2 (5) 5	巡回相談事業（ことばとこころの相談室）	こども課	特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期対応を図るため、要請に応じて市内すべての保育園や子育て支援センターを訪問します。保育園では、対象児の対応について保育士と話し合いを行います。支援センターでは保護者向けに子育て相談も行います。学校へは、主に知能検査の依頼を受けて訪問します。	継続	・幼稚園、保育園、子育て支援センター等の訪問延べ件数：50件 ・学校：要請に応じて訪問	訪問先 ・保育園・子育て支援センター等訪問延べ件数：25件 ・小・中学校訪問延べ件数：3件	B	コロナ感染症による自粛等で件数が減少しましたが、今まで同様、関係機関に周知し、要請を受け実施したり、通室児の集団の様子の確認のために訪問したりします。
2 (5) 6	子ども家庭総合支援拠点	こども課	虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは在宅支援となっています。市が、身近な場所で子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援し、子どもへの虐待の発生を防止するため、在宅支援の強化を図るとともに、その家庭を対象に実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク機能を担う拠点の整備を行います。	設置に向けて検討	1か所設置	他市町村の実績をふまえ、設置の検討を行った。	C	子ども家庭センターの設置をふまえ、今後も設置に向けて検討を行っていきます。
5 (1) 1	妊婦健康診査	保健医療課 地域振興課	安心して出産を迎えることができるように、妊娠健康診査受診票（14回分＋子宮頸がん検診）を交付することで、妊婦が定期的に健診費用を助成します。	健診内容等について必要があれば変更等行いながら継続実施	妊娠届書を提出した方（転入した妊婦含む）に対して漏れなく受診券を交付	妊娠届書を提出した方（転入した妊婦含む）に対して漏れなく受診券を交付しました。	A	継続して実施してまいります。
5 (1) 2	不妊治療費助成事業	保健医療課 地域振興課	不妊に悩む夫婦を対象として、保険適用外の治療にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。平成27年度から特定不妊治療費とは別に一般の不妊治療費に対する助成を行っています。事業実施により若い年齢からの治療開始等、安心、安全な妊娠・出産につながります。	引き続き制度周知を図りながら継続実施	助成件数：50件	助成件数：43件	A	継続して制度周知を図りつつ助成を行ってまいります。
5 (2) 1	良好な住環境の形成	都市計画課	災害に強い住宅づくりに向け、耐震性が低いとされる昭和56年以前に建築された住宅に対する耐震性の強化を啓発し、建物の耐震診断・耐震改修を促進します。	継続	・耐震診断：15件 ・耐震改修：3件	・耐震診断：3件	B	耐震改修事業のPRを行います。
5 (3) 1	保育園施設整備事業	こども課	村上地区の第一保育園、第二保育園、山居町保育園の統合による保育園の改修を行います。	計画が具体的に進捗するようように検討します。	村上地区の第一保育園、第二保育園、山居町保育園の統合および民間活力導入の検討	第3次村上市保育園等施設整備計画に基づき、今後の整備計画について再検討を行いました。	B	具体的な位置や整備方法について検討を行います。
5 (3) 2	学童保育施設整備事業	こども課	・保内学童保育所を同敷地内に建て替えることが決定し、平成27年度に建設工事を行います。 ・施設の老朽化により統合および新設を必要とする南町学童保育所となんしょうクラブについて開設場所や事業の実施形態等を含め整備について検討します。	計画が進捗するよう、具体的に検討します。	・南町学童保育所となんしょうクラブの統合新築の検討 ・朝日地区学童保育所の改築の検討	第3次村上市保育園等施設整備計画に基づき、空き教室や空き施設の活用について検討を行いました。	B	具体的な取組について検討を行います。
5 (4) 1	児童生徒の安全管理	学校教育課	安全な登下校が行われるよう、通年のスクールバスの運行や路線バスへの定期券補助事業、冬期スクールバスの運行の充実を図ります。学校数の減少を考え、スクールガード・リーダーを中核とした見守りボランティア体制の整備を図ります。	継続 早い夕暮れや降積雪対策のため冬季間のスクールバス運行により、児童生徒の交通安全確保に努めるとともに、スクールガード・リーダーを中核とした見守りボランティア体制の整備を図ります。	・冬季スクールバスの開始時期：11月 ・スクールガード・リーダー：3名配置	・冬季スクールバスを11月中旬から開始。 ・スクールガード・リーダーを3名配置。	A	児童生徒の交通安全を確保するため、引き続き冬季間のスクールバス運行及び、スクールガード・リーダーを中核とした見守りボランティア体制の整備を図ります。

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
5 (4) 2	歩道新設	建設課	通学路における児童の安全確保のために、「村上市通学路交通安全対策プログラム」に搭載される市道について、優先的に整備します。	全9路線のうち、8路線については平成30年度で完了し、残りの1路線については令和3年度に完了予定です。	3路線完了	残る1路線について令和3年度に事業が完了し、計画事業は全て完了した	A	事業完了
5 (4) 3	防犯灯の整備	市民課	地域からの要望を受けて、子ども達の安全確保や非行防止のための防犯灯の設置および設置費の補助を行います。	継続	整備箇所：5か所	<ul style="list-style-type: none"> 整備箇所：19箇所 修繕箇所：1,619箇所 設置費の補助：12件 	A	地域からの要望を受けて、子どもたちの安全確保や非行防止のための防犯灯の設置および修繕、設置費の補助を行いました。
5 (4) 4	カーブミラーの設置	市民課	交通事故防止に向けて、市内のカーブミラーの点検を行い、見通しの悪い道路での設置や、老朽化した既存器具の交換など、子ども達が安心して通学できる環境をめざします。	目標数値を大きく上回ることができました。	<ul style="list-style-type: none"> 整備箇所：10基 修繕箇所：20基 	<ul style="list-style-type: none"> 整備箇所：10基 修繕箇所：38基 	A	地域からの要望を受けて通しの悪い道路への設置、老朽化した既存器具の交換などを行います。
5 (4) 5	公共施設等のバリアフリー化推進	都市計画課	事前協議での条例適合の指導を行います。	継続	適合件数：3件	<ul style="list-style-type: none"> 適合件数：3件 	A	適合するよう、指導助言に努めます。
5 (4) 6	交通安全教育の実施	市民課	園児、小中学生を対象として、幼保育園・小学校・中学校と連携を取りながら、年代に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。	継続 教室の内容について、交通安全協会や警察と連携し、充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 年100回開催 参加人数：延べ4,000人 	<ul style="list-style-type: none"> 年49回開催 参加延べ人数 1,705名 	C	園児、小中学生を対象として、年代に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施した。
5 (4) 7	交通安全用品の配布	市民課	通学時の安全確保のため、市内小学校の新入学児童全員に黄色い交通安全帽子を交付します。	継続	配布対象者全員に交付	<ul style="list-style-type: none"> 配布対象者数 392名 	A	通学時の安全確保のため、市内小学校の新入学児童全員に黄色い交通安全帽子を交付した。
5 (4) 8	交通規制要望	市民課	学校や地域からの要望を受けて、子ども達の安全な通園通学はもとより、家庭生活においても安全が確保できるよう、村上警察署を通じて新潟県公安委員会に要望します。	継続	要望箇所：80か所	<ul style="list-style-type: none"> 要望箇所：99か所 	A	今後も各地域の要望を広く吸い上げ、要望活動を継続する。
5 (4) 4	学校スクールバス等運行事業	学校教育課	遠距離から通学する児童生徒に対し、安全な登下校が行われるよう通年のスクールバス運行をします。また、早い夕暮れや降積雪対策のため冬季間のスクールバス運行により、児童生徒の交通安全確保に努めます。	継続	遠距離から通学する児童生徒に対し、安全な登下校が行われるよう通年のスクールバス運行をし、早い夕暮れや降積雪対策のため冬季間のスクールバス運行により、児童生徒の交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の標準下校回数：2回 冬季スクールバス開始時期：11月中旬 	A	継続して登下校の状況に合わせたスクールバスの運行を行います。
5 (4) 4	通学安全確保対策事業	学校教育課	自転車通学用ヘルメットの支給、遠距離児童生徒路線バス定期券購入補助等の実施により児童生徒の交通安全確保に努めます。	継続	自転車通学用ヘルメットの支給、遠距離児童生徒路線バス定期券購入補助等の実施により児童生徒の交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 自転車通学用ヘルメット該当生徒全員（175人）に支給し、遠距離児童生徒路線バス定期券購入補助を該当生徒全員に実施することができました。 	A	継続して実施します。

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績一覧表

事業番号	事業名称	担当課	計画策定時			令和3年度実績	評価	目標達成に向けた具体的な取組
			事業の内容及び現状	今後の方向性	令和6年度目標			
5 (5) 4	犯罪等に関する情報の提供の推進	学校教育課	警察と連携し、防犯情報の把握、提供に努めます。 また、ネットパトロールにより、不適切な書き込み等に関する情報を学校に提供します。	警察との打合せは継続 ネットパトロールは、県の仕組み変更に伴い取り組み終了	警察との打合せ：年2回	小学校及び中学校の生徒指導担当者を集め、生活安全課長の講話を行いました。	A	継続して実施します。
5 (5) 4	不審者情報システムの整備	市民課	「むらかみ防災・防犯情報ねっと」を活用して、警察署等から連絡のあった不審者情報についてメールで加入者に情報提供をします。地域住民と行政が情報を共有することにより、被害の未然防止や地域社会の安全と安心の確保を図ります。ただし、不審者等の情報が正確な情報なのかどうかの確認等に時間を要することが多く、迅速な対応ができない場合があるといった課題があります。	継続	加入件数：13,000件	・加入件数：15,433件	A	引き続き登録を呼びかけ、加入件数の増を図る。併せて、関係機関との連携を今後も密にしていける。
5 (5) 4	防犯講習会の開催	市民課	「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民大会」に、継続して地域の関係機関等と参加します。	継続 今後は、関係機関等と連携し、他の防犯講習会等の参加を検討していきます（参加費無料の講習会を検討）。	・開催数：2回以上 ・参加者数：10人以上	「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民大会」はコロナ禍で中止、他の機会も中止となり実績がなかった。	D	「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民大会」再開後には地域の関係機関等と参加すると共に、他の機会も検討する。
5 (5) 4	防犯講習の実施	学校教育課	ながらパトロール、こども110番の家、警察などの関係機関と連携を図りながら、講習会を実施します。	継続	年1回以上実施	地区青少年健全育成市民会議等の主催により、ながらパトロールや学校関係者が参加した防犯研修会を行いました。	A	継続して実施します。
5 (5) 4	犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取り組み	学校教育課	防犯ブザーを小学校新1年生全員に支給します。	継続	防犯ブザーを小学校新1年生全員に支給	・防犯ブザーを小学校新1年生全員（345人に支給）	A	継続して実施します。
5 (5) 4	通学路等のパトロール活動の推進	市民課	本庁職員が週に1回、下校時間帯にあわせて防犯パトロールを実施します。現在、村上地区のみで実施していますが、今後は全市で実施できるよう、行政と地域住民が一体となり子ども達の安全確保に努めます。	継続 ただし、支所機能の縮小に伴い支所においては人的確保が困難となるため、地域の実情に応じたパトロール活動を実施する必要があります。	・年40回巡回 ・巡回人数：80人	・年14回巡回 ・巡回人数：28人	C	コロナ禍で職員による防犯パトロールは実施できなかったが、交通安全指導員による巡回時に兼ねて行った。職員が市内を移動する際は、防犯の意識をもって注意を払う等、あらゆる機会での安全確保に努める。
5 (5) 4	学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進	学校教育課	学校数の減少を考え、スクールガード・リーダーを中核とした見守りボランティア体制の整備を図ります。	継続	スクールガード・リーダー：3名配置	スクールガード・リーダーを3名配置しています。	A	継続して実施します。

(3)第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 中間見直しについて

第4章 子ども・子育て支援事業の実施計画

2 幼児期の教育・保育

○提供区域ごとに、令和3年4月1日時点の支給認定区分ごとに実績値/見込み値が、10%以上のかい離がある場合は見直しをする必要があります。

1号認定

		3歳以上
全域	実績値/見込み値	97 / 95
	割合	102.1%



見直し不要

2号認定・3号認定

		2号認定	3号認定	
		3歳以上	0歳	1, 2歳
村上	実績値/見込み値	403 / 410	35 / 32	191 / 180
	割合	98.3%	109.4%	106.1%
荒川	実績値/見込み値	175 / 170	<u>14 / 10</u>	67 / 61
	割合	102.9%	<u>140.0%</u>	109.8%
神林	実績値/見込み値	156 / 144	<u>8 / 14</u>	<u>64 / 57</u>
	割合	108.3%	<u>57.1%</u>	<u>112.3%</u>
朝日	実績値/見込み値	124 / 121	<u>16 / 10</u>	<u>57 / 46</u>
	割合	102.5%	<u>160.0%</u>	<u>123.9%</u>
山北	実績値/見込み値	<u>58 / 47</u>	2 / 2	16 / 15
	割合	<u>123.4%</u>	100.0%	106.7%
全域	実績値/見込み値	916 / 892	75 / 68	395 / 359
	割合	102.7%	110.3%	110.0%



山北地区見直し



荒川地区見直し



神林地区見直し

神林地区見直し

朝日地区見直し

朝日地区見直し

3 地域子ども・子育て支援事業

○地域子ども・子育て支援事業については、特に国から示された基準はなく、必要に応じ「量の見込み」について見直しを行うこととされており、かい離が著しい以下の事業について見直しを行います。

- (5)養育支援訪問事業→見込み量より著しく少なかったため(40.2%)
- (7)子育て援助活動支援事業→補助制度創設により見込みより著しく多かったため(371.0%)
- (8)一時預かり事業(幼稚園型)→見込みより著しく多かったため(122.0%)
- (9)延長保育事業→実施園の増により著しく多かったため(155.0%)
- (10)放課後児童健全育成事業(学童保育所)→全地区とも見込みより著しく多かったため
村上地区(115.5%)荒川地区(122.2%)神林地区(181.0%)朝日地区(123.1%)
山北地区(119.2%)

○なお、(2)地域子育て支援拠点事業(49.6%)と(10)病児・病後児保育事業(60.1%)は新型コロナウイルス感染症の影響が大きいいため、見直しは実施しないこととします。

第2期村上市子ども・子育て支援事業計画(案)

【中間見直し】
(令和4年 月)

令和2年3月
村上市

中間年の見直しにおける量の見込み等について

- 国から示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」に沿って「幼児期の教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」について、量の見込み等の見直しを行いました。

1. 幼児期の教育・保育の中間年の見直しにおける量の見込み等について

- 中間年の見直しにあたっては、令和3年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値(入園児童数)を基準とし、市の計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合において、以下のとおり見直しを行いました。

第4章 子ども・子育て支援事業の実施計画 2 幼児期の教育・保育

①3号認定(0歳)

●荒川地区

(各年4月1日現在 単位:人)

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	計画	9人	10人	12人	計画	12人	13人
	実績	10人	14人	7人	中間見直	8人	8人
提供量合計	計画	19人	19人	19人	計画	19人	19人
	実績	19人	19人	19人	中間見直	19人	19人
保育園	計画	19人	19人	19人	計画	19人	19人
	実績	19人	19人	19人	中間見直	19人	19人
認定こども園	計画				計画		
	実績				中間見直		
地域型保育	計画				計画		
	実績				中間見直		
認可外保育施設	計画				計画		
	実績				中間見直		
企業主導型保育 施設の地域枠	計画				計画		
	実績				中間見直		

●神林地区

(各年4月1日現在 単位:人)

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	計画	13人	14人	15人	計画	17人	17人
	実績	10人	8人	8人	中間見直	9人	9人
提供量合計	計画	17人	17人	17人	計画	17人	17人
	実績	17人	17人	17人	中間見直	17人	17人
保育園	計画	17人	17人	17人	計画	17人	17人
	実績	17人	17人	17人	中間見直	17人	17人
認定こども園	計画				計画		
	実績				中間見直		
地域型保育	計画				計画		
	実績				中間見直		
認可外保育施設	計画				計画		
	実績				中間見直		
企業主導型保育 施設の地域枠	計画				計画		
	実績				中間見直		

●朝日地区

(各年4月1日現在 単位:人)

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	計画	10人	10人	10人	計画	11人	11人
	実績	8人	16人	9人	中間見直	10人	10人
提供量合計	計画	44人	44人	44人	計画	44人	44人
	実績	44人	44人	44人	中間見直	44人	44人
保育園	計画	39人	39人	39人	計画	39人	39人
	実績	39人	39人	39人	中間見直	39人	39人
認定こども園	計画				計画		
	実績				中間見直		
地域型保育	計画	5人	5人	5人	計画	5人	5人
	実績	5人	5人	5人	中間見直	5人	5人
認可外保育施設	計画				計画		
	実績				中間見直		
企業主導型保育 施設の地域枠	計画				計画		
	実績				中間見直		

②3号認定(1, 2歳)

●神林地区

(各年4月1日現在 単位:人)

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	計画	68人	57人	57人	計画	58人	59人
	実績	70人	64人	65人	中間見直	64人	63人
提供量合計	計画	68人	68人	68人	計画	68人	68人
	実績	68人	68人	68人	中間見直	68人	68人
保育園	計画	68人	68人	68人	計画	68人	68人
	実績	68人	68人	68人	中間見直	68人	68人
認定こども園	計画				計画		
	実績				中間見直		
地域型保育	計画				計画		
	実績				中間見直		
認可外保育施設	計画				計画		
	実績				中間見直		
企業主導型保育 施設の地域枠	計画				計画		
	実績				中間見直		

●朝日地区

(各年4月1日現在 単位:人)

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
見込み量	計画	61人	46人	45人	計画	44人	43人	
	実績	70人	57人	64人	中間見直	63人	62人	
提供量合計	計画	95人	95人	95人	計画	95人	95人	
	実績	95人	95人	95人	中間見直	95人	95人	
確保 方 策	保育園	計画	81人	81人	81人	計画	81人	81人
		実績	81人	81人	81人	中間見直	81人	81人
	認定こども園	計画				計画		
		実績				中間見直		
	地域型保育	計画	14人	14人	14人	計画	14人	14人
		実績	14人	14人	14人	中間見直	14人	14人
	認可外保育施設	計画				計画		
		実績				中間見直		
	企業主導型保育 施設の地域枠	計画				計画		
		実績				中間見直		

④2号認定(3~5歳)

●山北地区

(各年4月1日現在 単位:人)

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
見込み量	計画	50人	47人	43人	計画	37人	28人	
	実績	53人	58人	54人	中間見直	51人	48人	
幼児期の学校教育 の利用希望が強い	計画	0人	0人	0人	計画	0人	0人	
	実績	0人	0人	0人	中間見直	0人	0人	
	上記以外	計画	50人	47人	43人	計画	37人	28人
		実績	53人	58人	54人	中間見直	51人	48人
提供量合計	計画	60人	60人	60人	計画	60人	60人	
	実績	60人	60人	60人	中間見直	60人	60人	
確保 方 策	保育園	計画	60人	60人	60人	計画	60人	60人
		実績	60人	60人	60人	中間見直	60人	60人
	認定こども園	計画				計画		
		実績				中間見直		
	地域型保育	計画				計画		
		実績				中間見直		
	認可外保育施設	計画				計画		
		実績				中間見直		
	企業主導型保育 施設の地域枠	計画				計画		
		実績				中間見直		
	上記以外	計画				計画		
		実績				中間見直		

2. 地域子ども・子育て支援事業の中間年の見直しにおける量の見込み等について

○ 地域子ども・子育て支援事業については、特に国から示された基準はなく、必要に応じ「量の見込み」について見直しを行うこととされており、かい離が著しい以下の事業について見直しを行いました。

3 地域子ども・子育て支援事業

(5) 養育支援訪問事業

令和2年度、令和3年度の実績を踏まえ、計画の見込み量よりかい離が生じているため中間見直しを行いました。

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	計画	110人	112人	計画	114人	116人	118人
	実績	44人	45人	中間見直	46人	46人	46人
確保方策	計画	保健師・相談員訪問	保健師・相談員訪問	計画	保健師・相談員訪問	保健師・相談員訪問	保健師・相談員訪問
	実績	保健師・相談員訪問	保健師・相談員訪問	中間見直	保健師・相談員訪問	保健師・相談員訪問	保健師・相談員訪問
提供量合計	計画	—	—	計画	—	—	—
	実績	—	—	中間見直	—	—	—

(7) 子育て援助活動支援事業

令和2年度、令和3年度の実績を踏まえ、増加傾向であることから中間見直しを行いました。

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	計画	473人日	448人日	計画	424人日	402人日	380人日
	実績	738人日	1,662人日	中間見直	1,662人日	1,662人日	1,662人日
就学前児童	計画	157人日	149人日	計画	141人日	134人日	127人日
	実績	641人日	1,097人日	中間見直	1,097人日	1,097人日	1,097人日
就学児童	計画	316人日	299人日	計画	283人日	268人日	253人日
	実績	97人日	565人日	中間見直	565人日	565人日	565人日
確保方策	施設数	計画	0か所	計画	0か所	0か所	0か所
	実績	0か所	0か所	中間見直	0か所	0か所	0か所
提供量合計	計画	473人日	448人日	計画	424人日	402人日	380人日
	実績	473人日	448人日	中間見直	1,662人日	1,662人日	1,662人日

(8) 一時預かり事業(幼稚園型)

令和2年度、令和3年度の実績を踏まえ、減少傾向が緩やかであると考え、中間見直しを行いました。

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	計画	1,182人日	1,139人日	計画	1,075人日	1,032人日	968人日
	実績	1,594人日	1,390人日	中間見直	1,290人日	1,183人日	1,075人日
1号認定	計画	1,182人日	1,139人日	計画	1,075人日	1,032人日	968人日
	実績	1,594人日	1,390人日	中間見直	1,290人日	1,183人日	1,075人日
確保方策	施設数	計画	1か所	計画	1か所	1か所	1か所
	実績	1か所	1か所	中間見直	1か所	1か所	1か所
提供量合計	計画	2,150人日	2,150人日	計画	2,150人日	2,150人日	2,150人日
	実績	2,150人日	2,150人日	中間見直	2,150人日	2,150人日	2,150人日

(9)延長保育事業

延長保育を実施している保育園があらかわ保育園の他、神林地区の向ヶ丘保育園とみのり保育園も令和3年度から指定管理者制度移行に伴い、新たに実施することになりましたので、中間見直しを行いました。

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
見込み量	計画	120人	120人	計画	120人	120人	120人	
	実績	116人	186人	中間見直	180人	180人	180人	
確保 方策	施設数	計画	1か所	計画	1か所	1か所	1か所	
		実績	1か所	3か所	中間見直	3か所	3か所	3か所
	提供量合計	計画	120人	120人	計画	120人	120人	120人
		実績	116人	186人	中間見直	180人	180人	180人

(10)放課後児童健全育成事業(学童保育所)

定員のある施設であるため、令和2年度から令和4年度の実績及び今後の利用児童数の推移を考慮して、中間見直しを行いました。

参考:村上市で定員を算出した独自基準3.3㎡/人 国基準1.65㎡/人

●村上地区(学童保育所)

(各年4月1日現在 単位:人)

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)		
見込み量	見込み量	計画	232人	226人	228人	計画	215人	209人	
		実績	284人	261人	320人	中間見直	287人	276人	
	1年生	計画	76人	73人	74人	計画	68人	67人	
		実績	83人	67人	97人	中間見直	82人	79人	
	2年生	計画	70人	69人	69人	計画	68人	65人	
		実績	90人	78人	81人	中間見直	83人	80人	
	3年生	計画	53人	52人	52人	計画	48人	47人	
		実績	58人	59人	70人	中間見直	62人	60人	
	4年生	計画	30人	29人	30人	計画	28人	27人	
		実績	43人	40人	53人	中間見直	45人	43人	
	5年生	計画	2人	2人	2人	計画	2人	2人	
		実績	7人	15人	17人	中間見直	13人	12人	
	6年生	計画	1人	1人	1人	計画	1人	1人	
		実績	3人	2人	2人	中間見直	2人	2人	
	確保 方策	施設数	計画	6か所	6か所	6か所	計画	6か所	6か所
			実績	6か所	6か所	6か所	中間見直	6か所	6か所
提供量合計		計画	290人	290人	290人	計画	290人	290人	
		実績	290人	290人	290人	中間見直	290人	290人	

●荒川地区(学童保育所)

(各年4月1日現在 単位:人)

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
見込み量		計画	90人	90人	86人	計画	80人	74人	
		実績	113人	110人	103人	中間見直	102人	100人	
確保 方策	1年生	計画	34人	34人	33人	計画	30人	28人	
		実績	26人	41人	24人	中間見直	35人	33人	
	2年生	計画	25人	25人	24人	計画	22人	21人	
		実績	28人	24人	37人	中間見直	20人	30人	
	3年生	計画	21人	21人	20人	計画	19人	17人	
		実績	31人	19人	20人	中間見直	30人	15人	
	4年生	計画	6人	6人	5人	計画	5人	4人	
		実績	18人	18人	10人	中間見直	10人	15人	
	5年生	計画	1人	1人	1人	計画	1人	1人	
		実績	8人	6人	9人	中間見直	5人	5人	
	6年生	計画	3人	3人	3人	計画	3人	3人	
		実績	2人	1人	2人	中間見直	2人	2人	
	確保 方策	施設数	計画	2か所	2か所	2か所	計画	2か所	2か所
			実績	2か所	2か所	2か所	中間見直	2か所	2か所
提供量合計		計画	90人	90人	90人	計画	90人	90人	
		実績	90人	90人	90人	中間見直	90人	90人	

●神林地区(学童保育所)

(各年4月1日現在 単位:人)

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
見込み量		計画	43人	42人	41人	計画	40人	39人	
		実績	70人	76人	76人	中間見直	73人	73人	
確保 方策	1年生	計画	12人	12人	11人	計画	11人	11人	
		実績	19人	22人	17人	中間見直	19人	19人	
	2年生	計画	13人	12人	12人	計画	12人	11人	
		実績	17人	19人	22人	中間見直	19人	19人	
	3年生	計画	11人	11人	11人	計画	10人	10人	
		実績	16人	12人	14人	中間見直	14人	14人	
	4年生	計画	2人	2人	2人	計画	2人	2人	
		実績	12人	14人	10人	中間見直	12人	12人	
	5年生	計画	2人	2人	2人	計画	2人	2人	
		実績	2人	7人	10人	中間見直	6人	6人	
	6年生	計画	3人	3人	3人	計画	3人	3人	
		実績	4人	2人	3人	中間見直	3人	3人	
	確保 方策	施設数	計画	1か所	1か所	1か所	計画	1か所	1か所
			実績	1か所	1か所	1か所	中間見直	1か所	1か所
提供量合計		計画	45人	45人	45人	計画	45人	45人	
		実績	45人	45人	45人	中間見直	45人	45人	

●朝日地区(学童保育所)

(各年4月1日現在 単位:人)

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
見込み量		計画	40人	39人	38人	計画	37人	36人	
		実績	52人	48人	56人	中間見直	50人	50人	
確保 方策	1年生	計画	10人	10人	9人	計画	9人	9人	
		実績	16人	14人	11人	中間見直	13人	13人	
	2年生	計画	11人	11人	11人	計画	10人	10人	
		実績	10人	14人	17人	中間見直	13人	13人	
	3年生	計画	12人	11人	11人	計画	11人	10人	
		実績	12人	7人	14人	中間見直	11人	11人	
	4年生	計画	4人	4人	4人	計画	4人	4人	
		実績	11人	9人	4人	中間見直	8人	8人	
	5年生	計画	3人	3人	3人	計画	3人	3人	
		実績	1人	3人	6人	中間見直	3人	3人	
	6年生	計画	0人	0人	0人	計画	0人	0人	
		実績	2人	1人	4人	中間見直	2人	2人	
	確保 方策	施設数	計画	1か所	1か所	1か所	計画	1か所	1か所
			実績	2か所	2か所	2か所	中間見直	1か所	1か所
提供量合計		計画	40人	40人	40人	計画	40人	40人	
		実績	40人	40人	40人	中間見直	40人	40人	

●山北地区(学童保育所)

(各年4月1日現在 単位:人)

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
見込み量		計画	27人	26人	22人	計画	22人	21人	
		実績	29人	31人	27人	中間見直	27人	28人	
確保 方策	1年生	計画	4人	6人	4人	計画	4人	5人	
		実績	5人	7人	6人	中間見直	6人	7人	
	2年生	計画	7人	4人	6人	計画	4人	4人	
		実績	6人	6人	8人	中間見直	5人	6人	
	3年生	計画	7人	7人	4人	計画	6人	4人	
		実績	3人	8人	4人	中間見直	4人	5人	
	4年生	計画	2人	3人	3人	計画	2人	3人	
		実績	0人	3人	6人	中間見直	4人	3人	
	5年生	計画	4人	2人	3人	計画	3人	2人	
		実績	11人	0人	3人	中間見直	6人	3人	
	6年生	計画	3人	4人	2人	計画	3人	3人	
		実績	4人	7人	0人	中間見直	2人	4人	
	確保 方策	施設数	計画	1か所	1か所	1か所	計画	1か所	1か所
			実績	1か所	1か所	1か所	中間見直	1か所	1か所
提供量合計		計画	60人	60人	60人	計画	60人	60人	
		実績	60人	60人	60人	中間見直	60人	60人	